

資 料 編

－資料編 目次－

条例、規則、要綱	1
1. 長浜市防災会議条例	1
2. 長浜市災害対策本部条例	3
3. 長浜市災害対策本部運営規程	4
4. 姉川コミュニティ防災センター条例	6
5. 長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例	10
6. 長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	14
7. 長浜市被災見舞金等支給要綱	19
8. 長浜市税の減免に関する規則（抜粋）	21
9. 長浜市国民健康保険条例	24
10. 長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱	24
11. 長浜市災害派遣手当等の支給に関する条例	53
協定	55
1. 滋賀県広域消防相互応援協定書	55
2. 滋賀県防災ヘリコプター支援協定	58
3. 災害時の相互応援協定等	61
防災組織・防災関係窓口	66
1. 長浜市防災会議委員	66
2. 長浜市消防団組織	67
3. 防災関係機関連絡窓口	68
市の通信施設	78
1. 防災行政無線の状況	78
医療施設	79
1. 市内病院	79
自然条件等	80
1. 長浜市の災害履歴（風水害）	80
2. 降水量	86
3. 長浜市の災害履歴（震災）	88
4. 気象庁震度階級関連解説表	90
5. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	95
6. 山地災害危険地区	121
7. 防災重点ため池	131
8. 重要水防区域	134
防災関連施設等	139

1. 指定避難所等一覧.....	139
2. 指定避難所等位置図.....	144
3. 退避所候補施設一覧（原子力防災用）.....	146
4. 退避所候補施設位置図.....	148
5. 避難所候補施設一覧（原子力防災用）.....	150
6. 避難所候補施設位置図.....	151
7. 要配慮者利用施設一覧及び連絡体制.....	152
8. 防災関連施設.....	166
災害対策本部等組織.....	170
1. 警戒2号体制.....	170
2. 災害警戒本部組織（風水害・原子力災害）.....	171
3. 災害対策本部組織.....	172
4. 北部合同庁舎の災害警戒・対策本部組織.....	173
5. 災害警戒本部組織（震災初動班）.....	174
その他.....	175
1. 火災・災害等即報要領.....	175
2. 災害報告取扱要領.....	188
3. 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領.....	193
4. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）.....	197
5. 即報基準及び直接即報基準.....	201
6. 災害救助法による救助の内容.....	204
7. 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（原子力災害対策指針）.....	210

条例、規則、要綱

1. 長浜市防災会議条例

平成 18 年 2 月 13 日条例第 167 号

改正

平成 18 年 3 月 30 日条例第 217 号

平成 24 年 9 月 24 日条例第 35 号

令和 4 年 3 月 29 日条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長浜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の署長
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の区域を管轄する消防本部の消防長又は消防署の消防署長
 - (7) 消防団長
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が特に必要と認める地方公共団体の職員及び公共的団体の職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号及び第 10 号の委員の定数は、それぞれ市長が定める。

資料編

7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(防災会議の特例)

第3条の2 防災会議は、会長が緊急かつやむを得ないと認める場合又は議事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、書面により意見の聴取及び議決を行うことができる。

(1) 軽微の決定を要するもの

(2) 既決事項の軽微な変更を要するもの

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、地方公共団体の職員、公共的団体の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第217号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第35号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2. 長浜市災害対策本部条例

平成 18 年 2 月 13 日条例第 168 号

改正

平成 24 年 9 月 24 日条例第 35 号

長浜市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、長浜市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部に災害対策本部長及び災害対策副本部長を置く。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ災害対策本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、班の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 35 号）

この条例は、交付の日から施行する。

3. 長浜市災害対策本部運営規程

平成18年4月1日訓令第58号
改正
平成19年3月31日訓令第10号
平成20年4月1日訓令第11号
平成26年12月26日訓令第18号
平成31年4月1日訓令第15号
長浜市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市災害対策本部条例（平成18年長浜市条例第168号）第4条の規定に基づき、長浜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 市長は、災害対策本部を長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎災害対策本部室に設置する。

2 市長は、災害対策本部を設置した後において、災害等が発生する恐れが解消したと認めるとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、これを閉鎖する。

(本部の職員)

第3条 本部の職員は、災害対策本部長、副本部長、本部員及びその他の本部職員とし、本市の職員をもって充てる。この場合において、必要に応じて関係機関、団体の責任者等を災害対策本部に加えることができるものとする。

2 本部長は、市長をもって充て、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副市長、防災危機管理監の順でその職務を代理する。

3 災害対策副本部長は、副市長、教育長及び防災危機管理監をもって充てるものとし、災害対策本部長を補助する。

4 防災危機管理監は、災害対策に関し知識及び経験を有する職員のうちから、市長が任命するものとし、災害対策本部長の命を受け、特命の情報を収集分析するほか、災害対策本部員を指揮監督する。

5 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てるものとし、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の所掌事務に従事する。

- (1) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (2) 教育委員会事務局の長
- (3) 市議会の事務局の長
- (4) 消防団長

6 災害対策本部職員は、市の職員のうちから市長が任命するものとし、災害対策本部の所掌事務について災害対策本部員を補佐する。

(災害対策本部の組織及び事務分掌等)

第4条 災害対策本部の組織及び事務分掌等は、長浜市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるところによる。

(初動時の組織及び事務分掌等)

第5条 勤務時間外等の地震発生時、地域防災計画にそった災害対策本部体制が稼働するまでの初期の応急対応として災害対策本部事務局、初動班等を設置する。

2 初動時の組織及び事務分掌等は、地域防災計画に定めるところによる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日訓令第10号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第11号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日訓令第18号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令第15号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4. 姉川コミュニティ防災センター条例

平成18年2月13日条例第169号

改正

平成19年12月20日条例第42号

平成31年3月25日条例第1号

姉川コミュニティ防災センター条例

(設置)

第1条 災害に対し迅速、的確に対応するために、災害対策の拠点機能、災害対策に係る資機材及び備蓄品の保管機能、防災訓練等の実施機能並びに防災に関する情報の収集・発信機能を有する施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条に掲げる施設の名称及び施設の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
姉川コミュニティ防災センター	長浜市西上坂町1149番地3

(施設)

第3条 姉川コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 地域防災情報室
- (2) 訓練及び体験研修室
- (3) 自主防災組織事務室
- (4) 資機材倉庫及び備蓄品倉庫
- (5) 待機及び仮眠室
- (6) 調理室
- (7) 展示ホール
- (8) 浴室
- (9) 事務室
- (10) 機械室
- (11) その他第1条の目的を達成するために必要な施設

(業務)

第4条 防災センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 防災に関する資料及び模型等の展示に関すること。
- (2) 防災に関する各種訓練、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 防災に関する物資の収集及び分配に関すること。
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管に関すること。
- (5) 自主防災組織等の連携に関すること。
- (6) 防災センターの施設（以下「施設」という。）の使用に関すること。
- (7) 安全で安心なまちづくりの支援に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災センターの設置の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 防災センターに所長その他必要な職員を置く。

2 防災センターの所長（以下「所長」という。）は、上司の命を受けて所管の事務を管理執行し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、所長の命を受けて、所定の業務に従事する。

（休館日）

第6条 防災センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを一時変更し、若しくは臨時に開館又は休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第7条 防災センターの開館時間は、8時30分から17時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを一時変更し、若しくは臨時に時間を延長し、又は短縮することができる。

（入館の拒否等）

第8条 市長は、防災センターに入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、防災センターの管理運営上支障があるとき。

2 市長は、防災センターに入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、退館を命ずることができる。

(1) 前項各号のいずれかに該当すると認めるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（使用の許可）

第9条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、防災センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、防災センターの管理運営上支障があるとき。

（使用の制限）

第10条 市長は、許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

資料編

- (1) 前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

(使用料の額及び納付)

第11条 施設の使用料は、無料とする。ただし、訓練及び体験研修室を使用する場合であって、次に掲げる者以外の者が使用するときは、別表に定める額を前納しなければならない。

- (1) 本市内に住所を有する者
- (2) 本市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市内に存する学校に在学する者

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別な理由があるときは、前条ただし書の規定による使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、不可抗力により使用できない場合その他規則で定めるやむを得ない理由があるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、会館を許可された目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第10条の規定により使用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第16条 施設を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の姉川コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（平成14年長浜市条例第29号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に合併前の条例により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年12月20日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに課した使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに課した使用料等については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

施設名	単位	使用料
訓練及び体験研修室	1時間	560円
備考		
1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。		
2 第7条に規定する開館時間以外の使用の場合は、当該使用料の5割増しとする。		
3 使用料は、この表において定める金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、10円未満の端数は切り捨てた額とする。		

5. 長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 2 月 13 日条例第 106 号

改正

平成21年 9 月 19 日条例第62号

平成23年 9 月 26 日条例第29号

平成31年 3 月 25 日条例第10号

令和 2 年 3 月 30 日条例第11号

長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この条から第11条までにおいて「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既にこの条例による災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一の災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項の括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年長浜市条例第30号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年浅井町条例第24号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年びわ町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(6町編入に伴う経過措置)

3 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、虎姫町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年虎姫町条例第33号）、湖北町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年湖北町条例第25号）、高月町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高月町条例第20号）、木之本町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年木之本町条例第30号）、余呉町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年余呉町条例第24号）又は西浅井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年西浅井町条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれらに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月19日条例第62号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第29号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

6. 長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年2月13日規則第77号

改正

平成31年4月1日規則第24号

令和2年3月30日規則第17号

長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年長浜市条例第106号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡（条例第6条の規定により死亡の推定を受けた場合を含む。以下同じ。）

した者の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3) 障害の種類及び程度に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

(保証人)

第6条 条例第14条に規定する保証人（以下「連帯保証人」という。）は、次に掲げる

要件を備えていなければならない。

- (1) 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条第1号に掲げる暴力団又は同条第2号に掲げる暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第450条第1項各号の要件を備えていること。
- (3) 市税等（長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）第2条第2号に規定する市税等をいう。）を完納していること。
- (4) 独立の生計を営んでいること。
- (5) 現に、条例第12条第1項の規定による災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付を受けておらず、また、資金の連帯保証人になっていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。

（借入れの申込み）

第7条 条例第12条第1項の規定による災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、連帯保証人を立てる場合は連帯保証人となるべき者と連署のうえ、災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第8条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第9条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を当該借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を当該借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第10条 前条第1項の規定により貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに災害援護資金借用書（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号。以下「借用書」という。）に、借受人の印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合は、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書）

資料編

を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第11条 市長は、前条の借用書の提出があったときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第12条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、遅滞なく当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第13条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を受けようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第15条 借受人は、違約金の支払免除を受けようとするときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第17条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行す

るものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第18条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(暴力団等の排除)

第19条 市長は、長浜市暴力団排除条例第6条の規定により、災害弔慰金及び災害見舞金の支給又は資金の貸付が暴力団を利することとならないよう、滋賀県警察本部(警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項の規定により滋賀県に置かれた警察本部をいう。)及び関係機関に、災害弔慰金若しくは災害見舞金の支給対象者、借入申込者、借受人又は連帯保証人が暴力団等に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により、災害弔慰金又は災害見舞金の支給対象者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該支給対象者に災害弔慰金及び災害見舞金の支給を行わない。

3 市長は、第1項の照会により、借入申込者又は連帯保証人が暴力団等に該当することが判明したときは、当該借入申込者に対して資金を貸し付けない旨の決定を行う。

4 市長は、第1項の照会により、借受人又は連帯保証人が暴力団等に該当することが判明したときは、当該借受人又は連帯保証人に係る資金を貸し付ける旨の決定を取り消すことができる。

5 災害弔慰金及び災害見舞金の支給対象者、借入申込者並びに連帯保証人は、市長が第2条第5号、第4条第5号及び第8条に規定する事項を調査するにあたり、誓約書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年長浜市規則第32号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年浅井町規則第9号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年びわ町規則第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年4月1日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長浜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定

資料編

は、この規則の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

7. 長浜市被災見舞金等支給要綱

平成 18 年 2 月 13 日告示第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の適用を受けない市民の被災者に対して、市が支給する被災見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害等 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による被害及び火災をいう。
- (2) 住家 世帯の構成員が常時起居している建物をいう。
- (3) 市民 長浜市に居住している者をいう。

(支給の対象)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合には見舞金等を、その被災世帯の世帯主又はその遺族に支給するものとする。

- (1) 災害等による住家の全壊、半壊又は流失
- (2) 災害等による住家の全焼又は半焼
- (3) 災害等による死亡
- (4) その他前 3 号に準ずる場合で、特に市長が必要と認める場合

(被害の判定基準)

第 4 条 前条に規定する全焼、全壊及び流失並びに半焼及び半壊の判定基準は、次に定めるところによる。

- (1) 全焼 全壊 流失 住家が焼失し、損壊し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したとき、又はその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害とする。
- (2) 半焼 半壊 住家が焼失し、又は損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できる程度の被害とする。

2 前項の判定基準により難い場合は、警察署、消防署等の関係機関の意見を聴いて市長が定める。

(見舞金等の額)

第 5 条 見舞金等の額は、別表に定めるところによる。

(見舞金等の支給)

第 6 条 市長は、見舞金等の支給を行うべき事由があると認めたときは、実状調査等を行い見舞金等の額を決定し、直ちに支給するものとする。

2 市長は、見舞金等の支給について、特に必要と認めるときは、被災者に対して関係書類の提出を求めることができる。

(遺族の範囲)

資料編

第7条 弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者(本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 弔慰金を受ける順位は、前項各号の順序により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序による。

(適用除外)

第8条 この要綱は、被災者の故意に基づく被災と認められたものについては、適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行し、同日以後に生じた災害に関して適用する。

別表(第5条関係)

見舞金等の額

種類	被災の程度	金額
被災見舞金	全焼 全壊 流失	1世帯につき 50,000円
被災見舞金	半焼 半壊	1世帯につき 30,000円
弔慰金	死亡	死亡者1人につき 100,000円

8. 長浜市税の減免に関する規則（抜粋）

平成 18 年 2 月 13 日規則第 42 号
 改正 平成 20 年 12 月 1 日規則第 80 号
 平成 21 年 12 月 25 日規則第 108 号
 平成 23 年 3 月 1 日規則第 5 号
 平成 26 年 4 月 1 日規則第 16 号
 令和 2 年 4 月 1 日規則第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長浜市税条例（平成 18 年長浜市条例第 71 号。以下「条例」という。）の市民税等の減免に関する規定の施行について必要な事項を定めるものとする。

（市民税の減免）

第 2 条 条例第 51 条第 1 項の規定による市民税の減免は、次に定めるところによるものとする。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額（特別徴収にあっては、その事由発生の日以前に係る月割額）については、この限りでない。

(9) 災害等により次の事由に該当することとなった者

ア 死亡した場合 免除

イ 障害者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合 税額の 10 分の 9 の減額

ウ その者（納税義務者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 1 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 1 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合にはこれらの金額を含む。以下同じ。）が 600 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合	
合計所得金額	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 5 以上のとき
300 万円以下のとき	2 分の 1	全部
450 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
450 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

エ 冷害、凍霜害、干害等にあつては、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）によって支払われるべき農

作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が600万円以下である者(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が240万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額にあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
180万円以下であるとき	全部
240万円以下であるとき	10分の8
330万円以下であるとき	10分の6
450万円以下であるとき	10分の4
450万円を超えるとき	10分の2

(固定資産税の減免等)

第3条 条例第71条第1項の規定による固定資産税の減免は、次に定めるところによるものとする。ただし、減免すべき事由発生の日までに経過した納期に係る納付額については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産 免除
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者の所有する固定資産 免除
- (3) 国、地方自治体等による買収により使用収益することができなくなった固定資産 免除
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定を受けた私有道路で引き続き道路として使用し、何らの通行制限を設けず、広く不特定多数の人の利用に供しているもの及びこれに準ずる道路 免除
- (5) 商店街等の所有するアーケード等及び街灯に係る償却資産 免除
- (6) 一定の地域において専ら当該地域の公共の用に供する集会所その他これに類する土地及び家屋 免除
- (7) 児童公園、社会事業収容施設等であって、公共の用に供する固定資産 免除
- (8) 消防団の用に供する固定資産等であって、公益のため直接その用に供すると認める固定資産 免除
- (9) 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)又は長浜市文化財保護条例(平成18年長浜市条例第205号)の規定により、指定を受けた文化財に係る土地及び家屋並びに長浜曳山祭の山車等の保管の用に専ら供する家屋及びその敷地 免除
- (10) その者の所有に係る固定資産につき、災害等により被害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

ア 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部

被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価格以上の価格を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

ウ 農地又は宅地以外の土地については、農地又は宅地に準ずる。

エ 償却資産については、家屋に準ずる。

(11) 前各号に該当するものを除くほか、特に必要と認める固定資産 免除又は軽減
(軽自動車税種別割の減免)

第4条 条例第89条第1項の規定による軽自動車税種別割の減免は、次に定めるところによるものとする。

(1) 公益のため直接専用するもの 免除

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条若しくは同法第124条の学校を設置する学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人が、その設置する学校において直接保育又は教育の用に供する軽自動車等

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む社会福祉法人又は特定非営利活動法人が、直接当該事業又は当該施設の用に供する軽自動車等

ウ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条に規定する更生保護事業を営む法人が、直接当該事業又は当該施設の用に供する軽自動車等

エ 公益社団法人又は公益財団法人が、当該法人の定款に定められた事業の用に供する軽自動車等

オ 自治会が公益のため直接専用する軽自動車等

カ アからオまでに掲げるもののほか、公益のため直接専用するものであると市長が認める軽自動車等

(2) 4月1日現在において所有し、又は使用していた者が条例第83条に規定する納期限までの間に災害又は盗難により損失を受けた場合、その損失を受けた軽自動車等 免除

(3) 前2号に該当するものを除くほか、特に必要と認める軽自動車等 免除又は軽減

9. 長浜市国民健康保険条例

平成18年 2月13日 条例第98号
改正 平成18年 3月31日 条例第226号
平成18年 6月21日 条例第240号
平成18年 9月25日 条例第251号
平成19年 3月23日 条例第 8号
平成20年 3月24日 条例第12号
平成20年12月22日 条例第46号
平成21年 3月18日 条例第11号
平成21年 9月19日 条例第111号
平成21年12月21日 条例第150号
平成22年 3月31日 条例第14号
平成22年 3月31日 条例第22号
平成22年 9月27日 条例第32号
平成23年 3月31日 条例第22号
平成25年 3月22日 条例第17号
平成26年 3月28日 条例第 5号
平成26年12月20日 条例第39号
平成27年 3月20日 条例第14号
平成28年 3月25日 条例第12号
平成29年 3月28日 条例第12号
平成30年 3月30日 条例第10号
平成31年 3月25日 条例第 9号
令和 2年 3月30日 条例第10号
令和 2年 5月 1日 条例第27号
令和 2年12月23日 条例第43号
令和 3年 3月25日 条例第15号
令和 3年12月22日 条例第43号
令和 4年 3月29日 条例第 7号
令和 5年 3月23日 条例第 6号
令和 5年12月21日 条例第33号
令和 6年 3月25日 条例第 8号
令和 6年10月 1日 条例第32号
長浜市国民健康保険条例

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）
- 第3章 被保険者（第4条）
- 第4章 保険給付（第5条—第7条）
- 第5章 保健事業（第8条—第10条）

第6章 保険料（税）（第11条—第39条の3）

第7章 雑則（第40条）

第8章 罰則（第41条—第44条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称及び委員の定数）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、長浜市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 3人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第4章 保険給付

第5条 削除

（出産育児一時金）

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として出生児1人につき48万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わない。

（葬祭費）

第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者で規則で定めるものに対

して、葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わない。

第5章 保健事業

（保健事業）

第8条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 長浜市立湖北病院及び診療所の設置
- (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

3 市は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。

第9条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第10条 被保険者でない者に第8条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第6章 保険料（税）

（保険料（税）の賦課）

第11条 保険料（税）（以下「保険料」という。）は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

（保険料の賦課額）

第12条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（基礎賦課総額）

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5

項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額の計算については、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

第16条 削除

（基礎賦課額の保険料率）

第17条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度

及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(基礎賦課限度額)

第22条 第14条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第22条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第

72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第22条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第22条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第22条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第22条の10 第22条の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第23条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第32条及び第32条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健

康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第24条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第25条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第27条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第26条 削除

(介護納付金賦課額の保険料率)

第27条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第28条 第24条の賦課額は、17万円を超えることができない。

(賦課期日)

第29条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第30条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月31日まで

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項の納期の末日が長浜市の休日を定める条例(平成18年長浜市条例第2号)第1条に規定する市の休日に該当するときは、市の休日の翌日をその納期とする。

3 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)
第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第22条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯平等割を除く。)又は第24条の額又は第32条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第32条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第32条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の額若しくは第22条の3の額若しくは第24条の額又は第32条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所

得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

（3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

3 前2項までの規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条」とあるのは、「第22条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第27条」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第32条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。ただし、第4項に掲げる場合を除く。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第22条の5」と、前項中「第17条」とあるのは「第22条の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納

付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第17条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第22条の5」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同項及び前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

（1） 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第39条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、

「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第22条の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第17条第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

（保険料の額の通知）

第33条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料額の端数計算）

第34条 保険料額の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 保険料額の確定金額を分割納付する場合において、その納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

（保険料の督促及び督促手数料）

第35条 保険料の督促及び督促手数料は、長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年長浜市条例第75号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(延滞金)

第36条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合は、長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例第4条及び第5条に規定する延滞金を加算して納付しなければならない。

(徴収猶予)

第37条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することのできないと認められる金額を限度として、6か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

- (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- (イ) 船員保険法の規定による被保険者
- (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被

保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 前各号のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、期日までに提出が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第39条 保険料の納付義務者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第39条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(3) 離職年月日

(4) 離職理由

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(出産被保険者に関する届出)

第39条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所

(2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

資料編

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第41条 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

第42条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第43条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

第44条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長浜市国民健康保険条例（平成12年長浜市条例第12号）、浅井町国民健康保険税条例（昭和43年浅井町条例第58号）又はびわ町国民健康保険税条例（昭和43年びわ町条例第61号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険料又は国民健康保険税については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

第3条 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第4条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第5条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中の所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（浅井支所区域の国民健康保険料の不均一賦課）

第6条 平成20年度から平成22年度までの各年度における、長浜市支所設置条例（平成18年長浜市条例第16号）第2条に規定する長浜市役所浅井支所の所管区域（以下「浅井支所区域」という。）に居住する国民健康保険被保険者の世帯に係る保険料率の算定は、次に掲げるとおりとし、その運用については従前の例による。

- （1）平成20年度の保険料率は、平成19年度末浅井支所区域被保険者（ただし、後期高齢者医療制度移行予定者を除く。）の基礎賦課額に係る平成19年度の一人当たりの平均保険料額と当該区域被保険者が他区域に適用されている保険料率（以下「標準料率」という。）で計算される平成19年度の一人当たりの平均保険料額との差額（以下「差額」という。）の9割に当たる額を標準料率で算定した保険料額から差し引き、当該差し引いた額を基準として算定する。
- （2）平成21年度の保険料率は、差額の7割に当たる額を標準料率で算定した保険料額から差し引き、当該差し引いた額を基準として算定する。
- （3）平成22年度の保険料率は、差額の4割に当たる額を標準料率で算定した保険料額から差し引き、当該差し引いた額を基準として算定する。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第7条 当分の間、平成22年度以降の第38条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額

資料編

に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成18年3月31日条例第226号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例の第28条及び第32条第5項並びに附則第6項から第10項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月21日条例第240号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の改正後の長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、施行期日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月25日条例第251号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条及び第32条の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(合併に伴う国民健康保険の保険料等の特例に関する条例の廃止)

3 合併に伴う国民健康保険の保険料等の特例に関する条例（平成18年長浜市条例第99号）は、廃止する。ただし、この条例の施行の日前に係る年度分の保険料の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月22日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の改正後の長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、施行期日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月18日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例の第28条及び第32条第4項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月19日条例第111号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月21日条例第150号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

資料編

2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（出産育児一時金の支給に係る経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（国民健康保険料の賦課限度額に係る経過措置）

3 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条の10、第28条及び第32条第1項の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項第3号、第21条の2、第22条の5第1項第3号及び第22条の9の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の国民健康保険条例第17条第1項第3号、第21条の2、第22条の5第1項第3号及び第22条の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条の10、第28条、第32条第1項第2号及び第3号、同条第3項並びに同条第4項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月20日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行期日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長浜市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条及び第32条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月30日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第22条、第28条及び第32条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の長浜市国民健康保険条例附則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和2年12月23日条例第43号）

(施行期日)

資料編

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第32条第1項及び附則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月25日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第15条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条第1項の規定は、令和3年2月13日から適用するものとする。

附 則 (令和3年12月22日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(低所得者の保険料に関する経過措置)

3 この条例による改正後の第32条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条、第22条の10及び第32条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月23日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(保険料に関する経過措置)

3 この条例による改正後の長浜市国民健康保険条例第22条の10及び第32条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料

については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日 条例第 33 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 32 条の 4 の規定は、令和 5 年度の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分の保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日 条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 章の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日 条例第 32 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 37 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年 政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10. 長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱

平成23年4月1日告示第100号

改正

平成26年4月1日告示第73号

平成27年4月1日告示第108号

平成30年4月1日告示第149号

平成31年4月1日告示第156号

令和5年3月23日告示第59号

長浜市草の根防災体制育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりをめざし、地域住民による自主防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 この要綱による補助事業の種類、補助率、補助限度額及び補助対象経費は別表に定めるとおりとする。

(交付の対象)

第3条 別表に定める補助事業（以下「補助事業」という。）の種類のうち、防災訓練実施事業、避難啓発事業、備蓄食料品購入事業又は資機材購入事業（第1種）、資機材購入事業（第2種）及び資機材購入事業（第3種）（以下「資機材購入事業」という。）に係る補助金の交付対象となるものは、自主防災組織又は自警団が既に編成されているもの又は結成される見込みのあるもので、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「団体」という。）とする。

(1) 自治会

(2) 自治会を構成単位として組織された団体

2 補助事業の種類のうち、防災士養成事業に係る補助金の交付対象となる者（第5条第3項において「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）から防災士として認定された者で、地域の防災リーダーとして市内の自治会、自主防災組織、連合自治会又は地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）で活動する意志のあるもの

(2) 住所、氏名及び連絡先に係る情報並びに防災士の資格を有する旨の情報を、長浜市から自治会等に提供することについて同意する者

(3) 長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）第1条に規定する滞納者でない者

(4) 長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条第2号に規定する暴力団員並びに同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有さな

い者

(事業計画)

第4条 防災訓練実施事業の補助金の交付を受けようとする団体は、訓練実施の2週間前までに、防災訓練実施計画書(様式第1号)に実施要領、案内チラシ等防災訓練の開催内容がわかる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付申請)

第5条 避難啓発事業、備蓄食料品購入事業及び資機材購入事業の補助金の交付を受けようとする団体は、草の根防災体制育成事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添え、事業を実施するまでに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第3号)
- (2) 見積書の写し
- (3) 購入予定物品の仕様書(カタログ等)
- (4) 自主防災組織又は自警団の規約及び組織図

2 防災訓練実施事業の補助金の交付を受けようとする団体は、防災訓練実施事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 防災訓練の実施状況がわかるカラー写真
- (2) 領収書の写し(金額の内訳がわかるものを添付すること。)
- (3) 自主防災組織(自警団)の規約及び組織図

3 防災士養成事業の補助金の交付を受けようとする対象者は、草の根防災体制育成事業補助金交付申請書(防災士養成事業)(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士資格取得試験合格通知書の写し
- (2) 別表に掲げる補助対象経費を確認できる書類の写し
- (3) 第3条第2項各号に規定する条件を満たすことを証する同意書
- (4) 防災リーダーとして活動する予定の自治会等から推薦されたことを証する書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 第5条第1項の規定による申請を行った団体は、事業が完了したときは、草の根防災体制育成事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了届(様式第7号)
- (2) 領収書の写し(金額の内訳が分かるものを添付すること。)
- (3) 購入した物品の数量及び別表備考3の状況が確認できるカラー写真(保管場所又は設置場所において撮影されたもの)

2 前条第3項の規定による申請に係る実績報告は、同項に規定する書類の提出によって完了したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

資料編

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 長浜市草の根防災体制育成モデル事業費補助金交付要綱(平成18年長浜市告示第238号)は、廃止する。
(長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱の廃止)
- 3 長浜市地域自主防災組織育成事業補助金交付要綱(平成18年長浜市告示第242号)は、廃止する。

(経過措置)

- 4 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新たに自主防災組織を結成し、当該期間内において資機材を購入したものについての補助金の補助率等については、第3条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 資機材購入事業(第1種)の補助率については事業費の3分の2以内とし、補助金限度額は20万円とする。ただし、初回購入の1回に限るものとする。
 - (2) 資機材購入事業(第2種)の補助率については事業費の4分の3以内とし、補助金限度額は75万円とする。ただし、初回購入の1回に限るものとする。

附 則(平成26年4月1日告示第73号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に、資機材整備事業(第2種)を利用して、可搬式小型動力ポンプを整備する場合は、第3条の規定にかかわらず、1団体につき1台限りとし、75万円を限度とする。

附 則(平成27年4月1日告示第108号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第149号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第156号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日告示第59号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
防災訓練実施事業	災害発生時に備えて第3条第1項に掲げる補助金の交付対象団体又は当該団体が編成する自主防災組織若しくは自警団(以下「実施団体」という。)が実施する防災訓練に要する経費(消火器充填費、訓練用燃料費、訓練用消耗品等)	補助対象経費の3分の1以内	2万円

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
避難啓発事業	災害発生時にスムーズな避難を行うために、実施団体が実施する避難誘導看板等の設置や防災マップ作成等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内	5万円
備蓄食料品購入事業	実施団体が自治会館等で保管する、災害時に必要な備蓄食料品（アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの）の購入費	補助対象経費の3分の1以内	5万円
資機材購入事業 （第1種）	実施団体が管理し、災害発生時に使用する資機材の購入費 (1) 初期消火用資機材及び消火用資機材 消火器（各戸配布用を除く。）、法被、消火用バケツ（各戸配布用を除く。）、消火栓ボックス、消火栓用ホース、可搬式小型動力ポンプ、可搬式小型動力ポンプ用ホース（ポンプ操法用のものを除く。）、ノズル、組立式水槽等	補助対象経費の3分の1以内。ただし、水防用資機材にあつては2分の1以内	10万円
資機材購入事業 （第2種）	(2) 情報収集伝達用資機材 電池式メガホン、携帯ラジオ及びトランシーバー (3) 避難・救出・救護用資機材 救急セット、担架、ヘルメット、横幕付テント、強力ライト、毛布、簡易トイレ、発電機、投光器、AED、チェンソー、ジャッキ、可搬式ウィンチ、エンジンカッター等 (4) 給水・給食用資機材 給水タンク、ガス炊飯器等、移動式炊飯器、飲料水用ろ水器等 (5) 水防用資機材 救命胴衣、土のう袋（吸水タイプのものに限る。）及び土のうステーション（内容物の土のうを含む。） (6) その他 資機材庫（基礎工事を伴わない簡易なものに限る。）及びかまどベンチ	補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助対象経費が30万円以上のものに限る。	50万円
資機材購入事業 （第3種）			100万円

資料編

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
防災士養成事業	(1) 日本防災士機構が認証した研修機関による研修に係る防災士教本代 (2) 防災士資格取得試験受験料 (3) 防災士申請認証登録料 (4) 防災士資格取得の特例該当者による資格取得に係る費用	補助対象経費の10分の10	5万円

備考

- 1 資機材購入事業（第2種）の補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む5年間は、同事業の補助金の交付を受けることができない。
- 2 資機材購入事業（第3種）又は滋賀県市町村振興総合補助金及び滋賀県自治振興交付金の対象となる補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む10年間は、資機材購入事業（第3種）の補助金の交付を受けることができない。また、補助対象となる事業は、滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとする。
- 3 購入した物には、自治会等の名前及び補助金を活用して購入したことが分かるように「草の根防災補助事業」と明記すること。

11. 長浜市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成 18 年 6 月 21 日条例第 232 号
改正 平成 25 年 6 月 24 日条例第 22 号
平成 25 年 12 月 19 日条例第 54 号
平成 28 年 3 月 25 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて本市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの間とする。

(支給方法)

第 3 条 手当の支給方法は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 24 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 19 日条例第 54 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(給与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後 1 年間において行われる第 4 条の規定による改正後の長浜市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 3 項の規定による昇給については、同項中「日以前 1 年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 施行日から起算して 1 年間は、新条例第 16 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

(規則への委任)

資料編

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表（第2条関係）

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ず る施設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

協定

1. 滋賀県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(ブロック区分)

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

(災害対象)

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

資料編

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

（応援経費）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

オ 被服の損料等

カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 賞じゅつ金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。

（防災航空隊の要請）

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

大津市長
湖南広域行政組合管理者
甲賀広域行政組合管理者
東近江行政組合管理者
彦根市長
湖北地域消防組合管理者
高島市長

越 直美
橋川 渉
中嶋 武嗣
富士谷英正
獅山 向洋
泉 峰一
福井 正明

2. 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、滋賀県内の市町および消防の事務を共同処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条の規定に基づき、滋賀県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が航空機の支援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発生市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当するため、航空機による活動が必要と判断するとき、滋賀県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町等の消防力によっては、災害の防御または災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

2 琵琶湖上の災害にかかる支援要請は、第2条の規定にかかわらず、最初に発見または通報を受けた市町等が行うものとする。

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、滋賀県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第、速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続きがとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合には、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する航空機等の応援による支援を実施できる場合には、その旨速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

4 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、発災市町等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動は、発災市町等の消防機関と密接な連携を図りながら行われるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、滋賀県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、滋賀県および市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成24年10月1日から適用する。なお、この協定の発効により平成18年4月1日に締結した「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」は廃止する。

この協定締結を証するため、本書8通を作成し、知事および市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成24年10月1日

滋賀県知事

大津市長

湖南広域行政組合管理者

甲賀広域行政組合管理者

資料編

東近江行政組合管理者

彦根市長

湖北地域消防組合管理者

高島市長

3. 災害時の相互応援協定等

[相互応援協定を締結している市町]

相互応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
大規模災害時における相互応援に関する協定	妙高市	令和4年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・飲料水・生活必需品・車両・関連資機材などの提供 ・被災者の救出・医療・施設など応急復旧等に必要な資機材ならびに物資の提供 ・職員の派遣 ・児童生徒の受け入れ ・ボランティア・住宅の斡旋等
災害時における相互応援協定	鯖江市	平成7年9月1日	
災害時における相互応援協定	大垣市・彦根市	平成8年2月6日	
災害時相互応援協定	台東区	令和3年3月25日	
災害時における相互応援協定	沼津市	平成24年1月17日	
大規模災害時における相互応援協定	大府市	平成18年8月26日 平成25年7月26日改正	
災害応援協定に関する協定	揖斐川町 (旧坂内村)	平成13年6月13日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	大東市	平成27年3月2日	
大規模災害時における相互応援に関する協定	泉南市	平成28年11月20日	
姉妹都市災害相互応援協定	たつの市	平成13年9月29日	
友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定	西之表市	平成26年6月6日	
滋賀県市長会 災害相互応援協定	県内各市	平成24年11月27日	
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	平成24年4月23日	
滋賀県湖北ブロック 消防相互応援協定	彦根市、米原市	昭和42年11月24日	
長浜市・長浜市消防団・揖斐川町・揖斐川町消防団相互応援協定	岐阜県揖斐川町(旧坂内村)、揖斐川町消防団(旧坂内村消防団)	平成17年1月17日	

(令和6年8月現在)

資料編

〔応援協定を締結している団体等〕

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時応援に関する協定	長浜地方卸売市場	平成 12 年 9 月 7 日	・被災地域の市民に供給する生鮮食糧品の提供及び搬送
災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定	長浜商店街連盟	平成 18 年 1 月 18 日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給及び搬送
	㈱ユタカファーマシー	平成 20 年 1 月 17 日	
災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	イオンビッグ株式会社	平成 28 年 5 月 27 日	・被災地域の市民に供給する生活物資などの供給 ・一時避難場所としての駐車場等の提供
	イオン㈱近畿カンパニー	令和 2 年 5 月 29 日	
	㈱平和堂	平成 31 年 2 月 1 日	
	生活協同組合 コープしが	令和 5 年 3 月 23 日	
災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	えきまち長浜㈱	平成 31 年 2 月 1 日	・一時避難場所としての施設等の提供
	㈱コロワイドMD	令和 2 年 1 月 29 日	・一時避難場所（帰宅困難者受入施設）としての施設の提供と炊き出しの運営
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ	令和 2 年 1 月 7 日	・帰宅困難者受入施設としての施設の提供
	(社)滋賀県建設業協会長浜支部	平成 17 年 5 月 16 日	・人命救助、公共土木建築施設の応急復旧、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等に必要な土木資機材、避難場所、災害対策用重機、労力等の提供
	長浜建設業組合	平成 22 年 4 月 26 日	
	長浜総合建設組合	平成 22 年 9 月 28 日	
長浜木材工業協同組合	平成 21 年 3 月 16 日		
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	㈱スギ薬局	平成 20 年 4 月 20 日	・飲み薬、外用薬、医療用具等の応急生活物資の提供
災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング㈱	平成 20 年 3 月 24 日	・災害時における飲料の提供 ・通常及び災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力
災害時におけるLPガス等供給の協力に関する協定	社団法人滋賀県LPガス協会長浜支部	平成 21 年 12 月 22 日	・災害時におけるLPガスの供給
LPガスに係る災害応急復旧に関する協定	社団法人滋賀県LPガス協会東浅井伊香支部	平成 21 年 9 月 15 日	・災害時におけるLPガスの供給
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	平成 21 年 7 月 6 日	・災害時における電気設備の応急復旧
災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、一般廃棄物の収集運搬に関する災害無償支援協定	湖北清掃事業協同組合	平成 21 年 11 月 2 日	・災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、一般廃棄物の収集運搬に関する支援
	湖北環境協同組合	平成 21 年 11 月 2 日	
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害支援センター	平成 19 年 11 月 20 日	・災害時における物資供給
	株式会社ナフコ	平成 30 年 10 月 15 日	

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における応援救護活動への応援に関する協定	(社) 滋賀県建設業協会伊香支部	平成 21 年 6 月 15 日	・災害時における応援救護活動への応援
災害時における(郵便事業)相互協力に関する覚書	長浜市内郵便局	平成 10 年 9 月 1 日	
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	長浜キヤノン株式会社	平成 25 年 7 月 4 日	・災害時における応援救護活動への応援
災害時における応急対策に関する協定	三和シャッター工業株式会社	平成 27 年 3 月 24 日	・公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理
災害時における要援護者支援の協力体制について協定	高齢福祉法人・しょうがい福祉法人・農業協同組合 45 法人	平成 25 年 3 月 28 日	・避難所の設置・運営をはじめとし、物資の提供や人材派遣などの協力体制
災害時における宿泊施設の提供と福祉用具の供給について協定	長浜旅館組合(18事業者) 奥びわ湖旅館組合(9事業者) (株)アクシア、(株)宇津木ケアサポートおうみ、ケアパートナーヨシイ、こほくあおぞらかんのん、(有)スマイルメディカル、田中ビジネスサポート(株)、(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター湖北、(株)ノーブレイク、(有)ふれあいサポート、ヨコタライフサービス、(株)ライフ、(株)ライフケアーズ	平成 26 年 2 月 10 日	・災害時、要配慮者のための宿泊施設の提供 ・避難生活における福祉用具の供給及び使用にあたってのアドバイス
災害時における福祉用具の供給に関する協定	新江州株式会社	平成 28 年 2 月 1 日	避難生活における福祉用具の供給
	株式会社橋本クロス	平成 28 年 3 月 1 日	
災害時における井戸水の使用に関する協定	長浜水道企業団・日本電気硝子(株)滋賀高月事業場・三菱ケミカル(株)滋賀事業所・ヤンマー(株)小型エンジン事業本部総務部	平成 28 年 3 月 2 日	災害緊急時における井戸水の使用、提供
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北医師会	平成 28 年 2 月 1 日	災害時の医療救護活動としての医師の派遣
	一般社団法人湖北薬剤師会	平成 28 年 7 月 29 日	災害時の医療救護活動としての薬剤師の派遣
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人湖北歯科医師会	平成 28 年 4 月 22 日	災害時の歯科医療救護活動としての歯科医師の派遣
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州株式会社・セツカートン株式会社	平成 28 年 4 月 18 日	災害時における段ボール製品(ベッド、シート、間仕切り)の提供
災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	平成 27 年 5 月 25 日	・ホームページキャッシュサイトの掲載 ・災害発生時の緊急情報をヤフーサービス上に掲載 ・ヤフー・ブログによる災害情報発信

資料編

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成28年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄用地図の貸与 ・一定期間の複製利用許諾 ・WEB用住宅地図の提供
災害時における公共土木施設等の応急対策業務に関する協定	滋賀北部測量設計協同組合	平成29年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況調査及び情報収集 ・災害時の復旧に必要な測量及び調査並びに設計業務 ・応急対策に必要な技術者の派遣及び資機材の支援
災害時における棺その他の葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	平成29年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における棺その他の葬祭用品の供給及び作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供及び遺体の搬送
災害時における要配慮者等の支援に関する協定	湖北地域介護サービス事業者協議会	平成29年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 ・緊急入所施設としての要配慮者等の受入 ・福祉避難所等への人員派遣及び物資の供給・貸与 ・福祉避難所等への送迎
災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定	㈱エフエム滋賀	令和元年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の情報や避難情報を緊急告知ラジオにより放送
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により被災した下水道管渠施設の復旧の支援
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における被災した下水道施設の被害の拡大防止と復旧のための技術的支援
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等により被災した下水道管路施設の機能の復旧支援
災害時における無人遠隔操作航空撮影に関する協定	一般社団法人 ドローン防災・産業協会	令和3年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における空撮、撮影した映像の提供
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力	関西電力送配電株式会社滋賀本部	令和4年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置の支障となる障害物除去の相互連携

応援協定名	協定相手先名	協定締結日	応援内容
に関する協定			
災害時における浴場施設利用等に関する協定	新木産業株式会社	令和5年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の浴場施設利用 帰宅困難者の一時避難場所としての受入 災害時の車中泊スペースとしての駐車場利用
災害時における什器・備品等の供給に関する協定	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	令和5年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における什器・備品等の提供
災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和6年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における移動式宿泊施設等の提供
災害時における被災者支援に関する協定	滋賀県行政書士会	令和6年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要となる各種行政手続の被災者支援

(令和6年8月現在)

防災組織・防災関係窓口

1. 長浜市防災会議委員

[長浜市防災会議委員]

(令和6年8月現在)

No	機関・団体名	役職	備考	その他
1	長浜市	市長	条例第3条第2項	
2	彦根地方気象台	次長	条例第3条第5項第1号	
3	滋賀県防災危機管理局	副局長	条例第3条第5項第2号	
4	滋賀県長浜土木事務所	所長・地域防災監	条例第3条第5項第2号	
5	滋賀県湖北健康福祉事務所	所長	条例第3条第5項第2号	
6	長浜警察署	署長	条例第3条第5項第3号	
7	木之本警察署	署長	条例第3条第5項第3号	
8	長浜市	防災危機管理監	条例第3条第5項第4号	
9	長浜市	副防災危機管理監	条例第3条第5項第4号	
10	長浜市教育委員会	教育長	条例第3条第5項第5号	
11	湖北地域消防本部	消防長	条例第3条第5項第6号	
12	長浜市消防団	団長	条例第3条第5項第7号	
13	地元連合自治会	会長	条例第3条第5項第8号	
14	京都大学 防災研究所	教授	条例第3条第5項第8号	
15	JR西日本(株)長浜駅	駅長	条例第3条第5項第9号	
16	西日本電信電話(株)滋賀支店	設備部長	条例第3条第5項第9号	
17	関西電力送配電(株) 滋賀本部 彦根配電営業所	所長	条例第3条第5項第9号	
18	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部	部長	条例第3条第5項第9号	
19	長浜赤十字病院	病院長	条例第3条第5項第9号	
20	(社)湖北医師会	会長	条例第3条第5項第9号	
21	滋賀県LPガス協会湖北支部	支部長	条例第3条第5項第9号	
22	NEXCO中日本名古屋支社彦根保全・サービスセンター	所長	条例第3条第5項第9号	
23	市立長浜病院	院長	条例第3条第5項第10号	
24	長浜市立湖北病院	院長	条例第3条第5項第10号	
25	陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊	本部管理中隊長	条例第3条第5項第10号	
26	長浜水道企業団	企業長	条例第3条第5項第10号	
27	湖北広域行政事務センター	管理者	条例第3条第5項第10号	
28	長浜市社会福祉協議会事務局	事務局長	条例第3条第5項第10号	
29	長浜市赤十字奉仕団	委員長	条例第3条第5項第10号	

[専門委員]

	京都大学 複合原子力科学研究所	准教授	条例第4条第2項	
--	-----------------	-----	----------	--

2. 長浜市消防団組織

〔長浜市消防団組織図〕

(人)

階級	分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
	本部	1	12					15	28
	長浜方面隊								
	長浜西分団			1	1	2	4	42	50
	神照分団			1	1	2	4	42	50
	六荘分団			1	1	2	4	18	26
	長浜南分団			1	1	2	4	18	26
	南郷里分団			1	1	2	4	18	26
	北郷里分団			1	1	2	4	18	26
	浅井方面隊								
	浅井西分団			1	1	2	2	20	26
	浅井北分団			1	1	2	2	20	26
	浅井中分団			1	1	1	2	21	26
	浅井南分団			1	1	1	2	21	26
	浅井東分団			1	1	1	2	21	26
	びわ方面隊								
	びわ南分団			1	1	1	3	20	26
	びわ中分団			1	1	2	4	18	26
	びわ北分団			1	1	1	4	19	26
	虎姫方面隊								
	虎姫分団			1	1	1	3	20	26
	湖北方面隊								
	朝日分団			1	1	1	1	22	26
	速水分団			1	1	1	1	22	26
	小谷分団			1	1	1	1	22	26
	高月方面隊								
	富永分団			1	1	1	2	21	26
	高月分団			1	1	1	2	21	26
	古保利分団			1	1	1	2	21	26
	七郷分団			1	1	1	2	21	26
	木之本方面隊								
	杉野分団			1	1	1	2	21	26
	高時分団			1	1	2	2	20	26
	木之本分団			1	1	2	4	18	26
	伊香具分団			1	1	2	4	18	26
	余呉方面隊								
	余呉分団			1	1	2	3	43	50
	西浅井方面隊								
	塩津分団			1	1	1	2	21	26
	永原分団			1	1	1	1	22	26
	合計	1	12	29	29	42	77	664	854

(令和6年8月現在)

3. 防災関係機関連絡窓口

①長浜市及び湖北地域消防本部

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号 防災電話番号	備考 無線
長浜市	総務課	長浜市八幡東町 632	T E L 0749-62-4111 F A X 0749-63-4111 203-0	代表
	防災危機管理課	長浜市八幡東町 632	T E L 0749-65-6555 F A X 0749-65-8555	105
	姉川コミュニティ 防災センター	長浜市西上坂町 1149-3	T E L 0749-64-5281 F A X 0749-64-5282	212
	北部建設課	長浜市木之本町木之 本 1757-2	T E L 0749-82-5904 F A X 0749-82-3956	209
	浅井分庁舎	長浜市内保町 2490-1	T E L 0749-74-3020 F A X 0749-74-3656	202
	びわ文化学習セン ター	長浜市難波町 505	T E L 0749-72-3221 F A X 0749-72-2211	204
	虎姫生きがいセン ター	長浜市宮部町 3445	T E L 0749-73-3001 F A X 0749-73-2517	206
	湖北分庁舎	長浜市湖北町速水 2745	T E L 0749-78-1001 F A X 0749-78-1640	207
	高月分庁舎	長浜市高月町渡岸寺 160	T E L 0749-85-3111 F A X 0749-85-3268	208
	余呉やまなみセン ター	長浜市余呉町中之郷 2434	T E L 0749-86-3221 F A X 0749-86-3220	210
	西浅井分庁舎	長浜市西浅井町大浦 2590	T E L 0749-89-1121 F A X 0749-89-0585	211
湖北地域消防本部	消防本部	長浜市平方町 1135	T E L 0749-62-0444 F A X 0749-65-4450	352
	管理課		T E L 0749-62-2194 F A X 0749-65-4450	
	総務課		T E L 0749-62-4194 F A X 0749-65-4450	
	予防課		T E L 0749-62-5194 F A X 0749-65-4450	
	警防課		T E L 0749-62-6194 F A X 0749-65-4450	
	救急課		T E L 0749-62-6194 F A X 0749-65-4450	
	通信指令課		T E L 0749-62-7194 F A X 0749-65-4450 157-0	
	長浜消防署		T E L 0749-62-9194 F A X 0749-62-2119	
	浅井出張所	長浜市三田町 1382	T E L 0749-74-1777 F A X 0749-74-1786	
	びわ出張所	長浜市益田町 54	T E L 0749-72-3666 F A X 0749-72-3683	
	東浅井分署	長浜市五村 151	T E L 0749-73-2561 F A X 0749-73-3886	353
	伊香分署	長浜市木之本町大音 151	T E L 0749-82-2361 F A X 0749-82-4649	354
	西浅井出張所	長浜市西浅井町小山 728	T E L 0749-89-0119 F A X 0749-89-0112	
	余呉出張所	長浜市余呉町中之郷 1015	T E L 0749-86-4119 F A X 0749-86-4199	

②滋賀県

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	T E L 077-528-3430～ 3432, 3435, 3445 F A X 077-528-6037 防災T E L 51-819～823 防災F A X 51-850	勤務時間内
	危機管理センター		T E L 077-528-3436 F A X 077-528-6037 防災T E L 51-898 防災F A X 51-850	勤務時間外
長浜土木事務所	経理用地課	長浜市平方町 1152-2	T E L 0749-65-6636 F A X 0749-62-5065 56-2-315	防災担当 3F 355
	河川砂防課		T E L 0749-65-6639 F A X 0749-62-5065 56-2-320	河川担当
			T E L 0749-65-6640 F A X 0749-62-5065 56-2-322	砂防担当
	道路計画課		T E L 0749-65-6638 F A X 0749-62-5065 56-2-327	維持補修担 当
長浜土木事務所 木之本支所	管理課	長浜市木之本町黒 田 1234	T E L 0749-82-3705 F A X 0749-82-2654 59-2-23	
	道路計画課		T E L 0749-82-3889 F A X 0749-82-2654 59-2-40	維持補修担 当 356
	河川砂防課		T E L 0749-82-3896 F A X 0749-82-2654 59-2-29	河川担当
			T E L 0749-82-3962 F A X 0749-82-2654 59-2-29	砂防担当
湖北健康福祉事 務所	長浜保健所	長浜市平方町 1152-2	T E L 0749-65-6660 F A X 0749-63-2989 56-2-370	総務調整担 当
滋賀県北部流域 下水道事務所	東北部浄化セン ター	彦根市松原町 1550	T E L 0749-26-6633 F A X 0749-26-6635	
長浜警察署	警備課	長浜市八幡中山町 300	T E L 0749-62-0110 F A X 0749-62-0611	350
木之本警察署	警備課	長浜市木之本町木 之本 1536	T E L 0749-82-3021	351

資料編

③消防庁

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
消防庁	防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	TEL 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535	勤務時間内
	消防防災・危機管理センター		048-500-9043111~9043113 防災FAX 048-500-9049030	
			TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	勤務時間外
			048-500-9049160~9049186 防災FAX 048-500-9049037	

④自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
自衛隊滋賀地方協力本部		大津市京町 3 丁目 1-1	TEL 077-524-6446 FAX 077-524-8401	
陸上自衛隊今津駐屯地	第 3 偵察戦闘大隊第 3 係	高島市今津町平郷	TEL 0740-22-2581 FAX 0740-22-1309	171-0
陸上自衛隊大津駐屯地	中部方面混成団本部広報室	大津市際川 1-1-1	TEL 077-523-0034	
			174-0	

⑤指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
近畿総合通信局	陸上第二課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	TEL 06-6942-8554 FAX 06-6942-9014	
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	大津市京町 3-1-1	TEL 077-522-3765 FAX 077-525-3433	
近畿厚生局	総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	TEL 06-6942-2241 FAX 06-6946-1500	
	滋賀事務所	大津市京町 3-1-1	TEL 077-526-8114 FAX 077-526-8116	
滋賀労働局	総務課	大津市打出浜 14-15	TEL 077-522-6647 FAX 077-522-6442	
近畿農政局	滋賀支局	大津市京町 3-1-1	TEL 077-522-4261 FAX 077-523-1824	
近畿中国森林管理局	総務企画部総務課	大阪市北区天満橋 1-8-75	TEL 050-3160-6700 FAX 06-6881-3564	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	TEL 06-6966-6001 FAX 06-6966-6071	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1号館	TEL 06-6966-6061 FAX 06-6966-6095	
近畿地方整備局	防災室	大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	TEL 06-6942-1141 FAX 06-6943-1629	
	滋賀国道事務所	大津市竜が丘 4-5	TEL 077-523-1741 FAX 077-524-1681	
	滋賀国道事務所彦根維持出張所	彦根市外町 78	TEL 0749-22-1140	
	琵琶湖河川事務所	大津市黒津 4-5-1	TEL 077-546-0844 FAX 077-546-5759	
近畿運輸局	安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎4号館	TEL 06-6949-6412 FAX 06-6949-6458	
	滋賀運輸支局	守山市木浜町 2298-5	TEL 077-585-7253 FAX 077-584-2079	
大阪航空局	総務部総務課	大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	TEL 06-6937-2700 FAX 06-6937-2782	
大阪管区气象台彦根地方气象台	防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	TEL 0749-22-6142 FAX 0749-23-3873	

⑥指定公共機関・指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
西日本旅客鉄道(株)	京滋支社 総務企画課	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	TEL 075-682-8004	
日本通運(株)	滋賀支店	栗東市六地藏 1070-1	TEL 077-554-9780 FAX 077-554-9830	
	滋賀支店長浜営業課	長浜市山階町 253-1	TEL 0749-62-1610 FAX 0749-64-0254	
(一社) 滋賀県トラック協会		守山市木浜町 2298-4	TEL 077-585-8080 FAX 077-585-8015	
西日本電信電話(株)	滋賀支店災害対策担当	大津市浜大津 1-1-26	TEL 077-510-0961	
(株)エヌ・ティ・ティ・コム関西支社	サービス運営部 災害対策室	大阪市北区梅田 1-10-1	TEL 06-6457-8621 FAX 06-6457-4326	
関西電力(株)	滋賀支社	大津市におの浜 4-1-51	TEL 0800-777-8810	

資料編

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
関西電力送配電(株)	滋賀本部	大津市におの浜 4-1-51	TEL 0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	
大阪ガスネットワーク(株)	京滋事業部 対策室	京都市下京区中堂寺粟田町 93	TEL 075-315-8942	
一般社団法人滋賀県LPガス協会		大津市松本 1-2-20	TEL 077-523-2892 FAX 077-523-2884	
日本郵便(株)	長浜郵便局	長浜市列見町 11-9	TEL 0749-62-0380	
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部 保守サービス事業統括課	茨木市岩倉町 1-13	TEL 06-6344-8207	
中日本高速道路(株)名古屋支社	彦根保全・サービスセンター	彦根市原町 714-1	TEL 0749-22-1941	
中日本高速道路(株)金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	敦賀市井川 17 号 字稲荷藪 8-1	TEL 0770-25-5223	
日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町 4-3-38	TEL 077-522-6758 FAX 077-523-4502 51-863	
長浜赤十字病院		長浜市宮前町 14-7	TEL 0749-63-2111 FAX 0749-63-2119 56-884	
大津赤十字病院		大津市長等 1-1-35	TEL 077-522-4131 FAX 077-525-8018	
(一社) 湖北医師会		長浜市宮司町 1181-2	TEL 0749-65-3600 FAX 0749-65-2758	
(一社) 湖北歯科医師会		長浜市宮司町 1181-2	TEL 0749-62-3020	
(一社) 湖北薬剤師会		長浜市宮司町 1181-2	TEL 0749-50-7473 FAX 0749-50-6351	

⑦公共的団体その他防災上重要な施設管理者

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
長浜水道企業団	総務課	長浜市下坂浜町 248-22	TEL 0749-62-4101 FAX 0749-63-6819	
湖北広域行政事務センター	総務課	長浜市八幡中山町 200	TEL 0749-62-7142 FAX 0749-65-0245	
長浜市社会福祉協議会	長浜市社会福祉協議会 法人本部	長浜市湖北町速水 2745	TEL 0749-78-8294 FAX 0749-78-8800	
J Aレーク伊吹	総務課	米原市宇賀野 280-1	TEL 0749-52-6520 FAX 0749-52-6534	
J A北びわこ	総務課	長浜市湖北町速水 2721	TEL 0749-78-2400 FAX 0749-78-2420	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
滋賀県森林組合 (北部事業所)		米原市市場 438	TEL 0749-55-8008 FAX 0749-55-2258	
滋賀県森林組合 (伊香事業所)		長浜市木之本町黒田 1015	TEL 0749-82-5505 FAX 0749-82-5514	
長浜商工会議所		長浜市高田町 12-34	TEL 0749-62-2500 FAX 0749-62-8001	
長浜市商工会		長浜市湖北町速水 2745	TEL 0749-78-2121 FAX 0749-78-1300	

⑧関係市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
妙高市	総務課	新潟県妙高市栄町 5-1	TEL 0255-72-5111 FAX 0255-72-9841	協定市 代表番号
鯖江市	防災危機管理課	福井県鯖江市西山町 13-1	TEL 0778-51-2200 FAX 0778-51-8161	協定市 代表番号
大垣市	生活安全課	岐阜県大垣市丸の内 2-29	TEL 0584-81-4111 FAX 0584-81-4460	協定市 代表番号
大府市	危機管理課	愛知県大府市中央町 5-70	TEL 0562-47-2111 FAX 0562-47-7320	協定市 代表番号
揖斐川町	総務課	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133	TEL 0585-22-2111 FAX 0585-22-4496	協定町 代表番号
たつの市	危機管理課	兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1	TEL 0791-64-3131 FAX 0791-63-2594	協定市 代表番号
沼津市	危機管理課	静岡県沼津市御幸町 16-1	TEL 055-934-4803 FAX 055-934-0027	協定市
大東市	危機管理室	大阪府大東市新町 13-35	TEL 072-857-0211 FAX 072-806-0003	協定市
泉南市	危機管理課	大阪府泉南市樽井 1-1-1	TEL 072-479-3601 FAX 072-483-0325	協定市
西之表市	総務課	鹿児島県西之表市西之表 7612	TEL 0997-22-1111 FAX 0997-22-0295	協定市 代表番号
大津市	危機・防災対策課	大津市御陵町 3-1	TEL 077-528-2616 FAX 077-523-2202	協定市

資料編

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号 防災電話番号	備考
彦根市	危機管理課	彦根市元町 4-2	T E L 0749-30-6150 F A X 0749-23-1777 202-0	協定市
近江八幡市	危機管理課	近江八幡市桜宮町 236	T E L 0748-33-4192 F A X 0748-33-4193 204-0	協定市
草津市	危機管理課	草津市草津 3-13- 30	T E L 077-561-2325 F A X 077-561-6852 206-0	協定市
守山市	危機管理課	守山市吉身 2-5-22	T E L 077-582-1119 F A X 077-582-0539 207-0	協定市
栗東市	危機管理課	栗東市安養寺 1- 13-33	T E L 077-551-0109 F A X 077-518-9833 208-0	協定市
甲賀市	危機管理課	甲賀市水口町水口 6053	T E L 0748-69-2103 F A X 0748-63-4619 209-0	協定市
野洲市	危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	T E L 077-587-6089 F A X 077-587-4033 210-0	協定市
湖南市	危機管理・防災課	湖南市中央 1-1	T E L 0748-71-2311 F A X 0748-72-2000 211-0	協定市
高島市	防災課	高島市新旭町北畑 565	T E L 0740-25-8133 F A X 0740-25-8551 212-0	協定市
東近江市	防災危機管理課	東近江市八日市緑 町 10-5	T E L 0748-24-5617 F A X 0748-24-0752 213-0	協定市
米原市	防災危機管理課	米原市米原 1016	T E L 0749-53-5161 F A X 0749-53-5149 214-0	協定市

⑨応援協定締結企業

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
(株)平和堂		彦根市西今町 1	T E L 0749-23-3111 F A X 0749-23-3005	
イオンリテール (株)イオン	長浜店	長浜市山階町 271-1	T E L 0749-68-5500 F A X 0749-68-5501	旧イオン(株)近畿 カンパニー
(株)ユタカファーマシー		岐阜県大垣市林町 10-1339-1	T E L 0584-83-7330 F A X 0584-83-7331	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
(一社)滋賀県建設業協会	長浜支部	長浜市小堀町 222	T E L 0749-63-5161 F A X 0749-63-5125	
(一社)滋賀県建設業協会	伊香支部	長浜市高月町柏原 420	T E L 0749-50-6608 F A X 0749-50-6610	
コカ・コーラウエスト(株)	長浜営業所	長浜市西上坂町 997-1	T E L 0749-62-9113	旧三笠コカ・コーラボトリング(株)
長浜地方卸売市場(株)		長浜市田村町 1234	T E L 0749-63-4000 F A X 0749-63-4524	
滋賀県電気工事工業組合		草津市青地町 299-1	T E L 077-562-2069 F A X 077-562-2081	
湖北清掃事業協同組合		長浜市永久寺町 463 -1		
湖北環境協同組合		長浜市永久寺町 463 -1	T E L 0749-62-9528	
NPO法人コメリ災害支援センター		新潟県新潟市南区 清水 4501-1	T E L 025-371-4185 F A X 025-371-4151	
長浜総合建設組合	組合長	—	—	
長浜建設業組合	組合長	—	—	
長浜木材工業協同組合	代表理事	—	—	
(株)スギ薬局	本社総務部	愛知県大府市横根 町新江 62-1	T E L 0562-45-2700 F A X 0562-45-2702	
長浜キヤノン(株)		長浜市国友町 1280	T E L 0749-64-2111	
三和シャッター工業(株)	大阪営業所	大阪府大阪市淀川 区西中島 5-5-15	T E L 06-6302-5336	
新江州(株)		長浜市川道町 759-3	T E L 0749-72-8100 F A X 0749-72-8101	
(株)橋本クロス		長浜市南浜町 976	T E L 0749-72-3160 F A X 0749-72-3996	
日本電気硝子(株)	滋賀高月事業場	長浜市高月町高月 1979	T E L 0749-85-2233 F A X 0749-85-4509	
三菱樹脂(株)	長浜工場	長浜市三ツ矢町 5-8	T E L 0749-65-5111 F A X 0749-63-1141	
ヤンマー(株)	小型エンジン統括部びわ工場	長浜市川道町 1009-2	T E L 0749-72-5151	
セツカートン(株)	小牧工場	愛知県小牧市大字 文津 221	T E L 0568-73-2271 F A X 0568-72-2536	
イオンビッグ(株)	人事総務部	名古屋市名村区名 駅 5-25-8	T E L 052-533-6810 F A X 052-533-6819	
LINE ヤフー(株)	災害協定運用担当窓口	東京都千代田区紀 尾井町 1-3	T E L 03-6898-7120	

資料編

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
(株)ゼンリン	滋賀営業所	草津市矢倉 2-4-29	TEL 077-564-8380 FAX 077-564-8370	
(株)ナフコ		福岡県北九州市小倉北区魚町 2-6-10	TEL 093-521-5155 FAX 093-521-1694	
えきまち長浜 (株)		長浜市北船町 3-24	TEL 0749-53-4450	
滋賀北部測量設計協同組合		長浜市南浜町 1138-5	TEL 0749-72-4444	
滋賀県葬祭事業協同組合	組合事務局	彦根市西今町 939	TEL 0749-22-5000 FAX 0749-22-0042	
湖北地域介護サービス事業者協議会	事務局	長浜市余呉町池原 85	TEL 0749-86-4100 FAX 0749-86-4101	
グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ		長浜市大島町 38	TEL 0749-64-2000 FAX 0749-64-2005	
(株)コロワイドMD	長浜CK	長浜市国友町 270	TEL 0749-53-2271	
(一社)滋賀県下水道管路維持協会		大津市大江 2-1-8	TEL 077-547-2090 FAX 077-547-2089	
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	関西支部	大阪市北区中之島 6-2-40	TEL 06-6170-2806 FAX 06-6170-2807	
(公社)日本下水道管路管理業協会		東京都千代田区岩本町 2-5-11	TEL 03-3865-3461 FAX 03-3865-3463	
(一社)ドローン防災・産業協会	(株)プロクルー	長浜市田村町 1281-8	TEL 0749-62-2762	
新木産業(株)		長浜市高月町森本 95	TEL 0749-85-3344	
(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション		東京都品川区大崎 1-6-1	TEL 03-6893-1886	
(株)デベロップ		千葉県市川市市川 1-4-10	TEL 047-320-0119 FAX 047-320-0120	
滋賀県行政書士会		大津市末広町 2-1	TEL 077-525-0360 FAX 077-528-5606	

⑩報道機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
日本放送協会 大津放送局	企画総務課	大津市京町 3-4-22	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-3089	
びわ湖放送(株)	総務編成局 総務部	大津市鶴の里 16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0167	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX番号	備考
			防災電話番号	
			173-0	
(株)エフエム滋賀	技術部	大津市西の庄 19-10	TEL 077-527-0830 FAX 077-527-0840	
(株)ZTV	長浜支局	長浜市神照町 30-4		
(株)京都放送 滋賀支社		大津市京町 4-3-33	TEL 077-522-8317 FAX 077-522-8355	
朝日放送(株)	ニュース担当部	大阪市福島区福島 1-1-30	TEL 06-6457-5311 FAX 06-6458-1241	
関西テレビ放送(株)	報道部	大阪市北区扇町 2-1-7	TEL 06-6314-8888	
(株)毎日放送	報道局	大阪市北区茶屋町 17-1	TEL 06-6377-4267	
読売テレビ放送(株)	報道局	大阪市中央区城見 2-2-33	TEL 06-6947-2111	
朝日新聞社 長浜通信局		長浜市宮司町 1180	TEL 0749-62-0122	
京都新聞社 長浜支局		長浜市元浜町 7-30	TEL 0749-63-6111	
共同通信社 大津支局		大津市京町 4-3-33	TEL 077-522-3762	
産経新聞社 大津支局		大津市中央 1-3-2	TEL 077-522-6628 FAX 077-528-2311	
時事通信社 大津支局		大津市打出浜 2-1 (コ ラボしが 21 4 階)	TEL 077-522-3915	
中日新聞社 長浜通信局		長浜市朝日町 2-9	TEL 0749-62-0436 FAX 0749-62-0437	
日本経済新聞社 大津支局		大津市中央 3-1-8	TEL 077-522-4455	
毎日新聞社 長浜通信部		長浜市列見町 200-1	TEL 0749-62-0813	
読売新聞社 長浜通信部		長浜市高田町 13-18-502	TEL 0749-62-0899 FAX 0749-65-1732	

市の通信施設

1. 防災行政無線の状況

(1) 防災行政無線設備（同報系）の設置状況

		長浜地区 浅井地区	びわ 地区	虎姫 地区	湖北 地区	高月 地区	木之本 地区	余呉 地区	西浅井 地区	
同報系	無線方式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	デジタル式	
	親局	1局	—	—	—	—	—	—	—	
	遠隔制御装置	2台	—	—	—	—	—	—	—	
	中継局又は再送信子局	1局	—	—	—	1局	1局	3局	2局	
	子局	アンサー有	24局	1局	1局	—	2局	34局	19局	16局
		アンサー無	134局	20局	10局	24局	24局	—	—	—
	導入年度	平成17～18年度	平成16年度	平成8年度	平成8年度	平成10年度	平成24年度	平成16年度	平成14年度	
備考		令和2年度デジタル化	令和元年度デジタル化	令和元年度デジタル化	令和2年度デジタル化		令和2年度デジタル化	令和2年度デジタル化		

(令和6年8月現在)

(2) 防災行政無線設備（移動系）の設置状況

		長浜地区 浅井地区 びわ地区	虎姫地区・湖北地区・高月地区・ 木之本地区・余呉地区・西浅井地区
移動系	無線方式	デジタル式	
	基地局	1局	
	遠隔制御装置	1局	
	中継局	6局	
	携帯型	177台	
	半固定型	115台	
	車携帯型	87台	
	導入年度	平成19年度	平成27年度
	周波数帯(MHz)	260	
備考			

(令和6年8月現在)

医療施設

1. 市内病院

診療所名	住 所	電 話
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313	68-2300
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221	82-3315
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	63-2111
(財) 青樹会 長浜青樹会病院 セフィロトヘルスケア	長浜市寺田町 257	62-1652

自然条件等

1. 長浜市の災害履歴（風水害）

①滋賀県に被害をもたらした顕著な台風

（昭和元年以降）

項目		台風名	室戸台風	13号台風	伊勢湾台風	第2室戸台風
気象状況 災害	発生年月日		昭 9. 9. 21	昭 28. 9. 25	昭 34. 9. 26	昭 36. 9. 16
	最低気圧(彦根)		967. 0hPa	977. 3	949. 5	954. 5
	最大風速(〃)		SSE 31. 2m/s	N 21. 0	ESE 21. 9	SSW 25. 7
	最大瞬間風速(〃)		SSE 39. 2 m/s	N 29. 0	ESE 36. 0	SE 38. 9
	総雨量(〃)		20mm	183	338	66
	総雨量(政所)		144mm	476	523	279
	総雨量(大津)		26mm	243	149	43
災害状況	死者		47 人	43	16	3
	負傷者		641 人	497	114	438
	行方不明		-	4	0	0
	家屋全壊(流出)		681 戸	522	357	610
	家屋半壊		921 戸	1, 198	1, 309	3, 388
	床上浸水		-	9, 390	5, 920	250
	床下浸水		-	29, 284	19, 816	557
	非住家被害		3, 973 棟	-	3, 970	9, 338

※出典：滋賀県災害誌（昭和 41 年 3 月刊行）

②長浜市の主な風水害・雪害の状況

年次	月日	災害名	雨量（木之本） 積雪量（柳ヶ瀬）		人的被害				住宅被害（棟）					非住家被害（棟）			
			総量	日量	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊 (世帯、人)	一部損壊 (世帯、人)	床上浸水 (世帯、人)	床下浸水 (世帯、人)	公共 建物	その他		
							重症	軽症									
昭和44年	6月25日～26日	大雨	99mm (6/25-26)	79mm (6/25)											41		
昭和44年	6月28日～30日	大雨	98mm (6/28-30)	88mm (6/29)											13		
昭和44年	7月1日～2日	大雨	96mm (7/1-2)	84mm (7/1)											36		
昭和44年	8月22日～23日	台風9号	58mm (8/22)	58mm (8/22)											77		
昭和45年	6月14日～15日	大雨	246mm (6/14-16)	150mm (6/15)							15 (15、57)	274 (274、906)					
昭和45年	7月5日～6日	台風2号	18mm (7/5)	18mm (7/5)			1										
昭和46年	7月1日～2日	梅雨前線降雨	71mm (7/1)	71mm (7/1)									11 (12、43)				
昭和46年	7月22日～27日	大雨	177mm (7/21-26)	86mm (7/26)									28 (29、121)				
昭和46年	9月6日～7日	秋雨前線による大雨	157mm (9/5-6)	105mm (9/6)							8 (8、29)	230 (203、833)					
昭和46年	9月26日	台風29号	77mm (9/26)	77mm (9/26)									94 (94、375)				
昭和49年	8月25日～26日	大雨	120mm (8/25)	120mm (8/25)									22 (22、88)				
昭和50年	1月12日～13日	北部大雪	240cm (1/12-13)	180cm (1/13)					35 (35、130)	539 (498、1824)			5 (5、23)			81	
昭和50年	8月21日～23日	台風6号	183mm (8/21-23)	113mm (8/22)						24 (24、106)			101 (93、336)				37
昭和50年	6月9日	梅雨前線豪雨	94mm (6/8-10)	42mm (6/10)									611 (611、2444)				
昭和50年	9月	台風17号の前線による大雨	350mm (9/8-13)	135mm (9/10)									507 (505、1980)				
昭和50年	2月2日～5日	大雪	1495cm (2/2-19)	250cm (2/18)	1		11	25	3 (3、10)	5 (5、20)	1028 (1028、3500)						

※出典：滋賀県災害誌（第2部・昭和54年8月刊行）より長浜市に人的・住宅被害を及ぼした災害を抽出した。（数字は長浜市に該当するもの）

※雨量は、木之本観測所。積雪量は柳ヶ瀬観測所。住宅被害及び非住宅被害は他地域も含む。

資料編

年次	月日	災害名	雨量（虎姫） 積雪量（柳ヶ瀬）		人的被害				住宅被害（棟）					非住家被害 （棟）	
			総雨量	日雨量	死者	行方 不明	負傷者		全壊	半壊 （世帯、人）	一部損壊 （世帯、人）	床上浸水 （世帯、人）	床下浸水 （世帯、人）	公共建物	その他
							重症	軽症							
昭和54年	6月27日～7月2日	停滞前線豪雨	226mm (6/27-7/2)	103mm (6/29)										6	
昭和54年	9月30日～10月1日	台風16号	37mm (9/30-10/1)	28mm (9/30)					4	148					
昭和54年	10月18日～19日	台風20号	48mm (10/18-19)	24mm (10/18)						1 (1、6)					
昭和55年	8月26日～27日	豪雨	74mm (8/26-27)	53mm (8/26)									302		
昭和56年	1月～2月	豪雪	8660cm (12/26-1/31)	350cm (1/15及び16)	4		30	43	14	58	3,167		456	120	1,440
昭和56年	7月9日	梅雨前線豪雨	5mm (7/9)	5mm (7/9)									3 (3、10)		
昭和57年	8月1日～2日	台風10号	107mm (8/1-2)	72mm (8/1)						1 (1、3)					
昭和58年	6月20日～21日	大雨	149mm (6/20-21)	83mm (6/21)							1 (1、2)	14 (14、54)			
昭和59年	1月～3月	豪雪	11763cm (1/1-3/31)	328cm (2/13)			8	6		2 (2、13)	191 (173、722)		12 (12、61)	16	74
昭和60年	1月1日～2月3日	雪害	3738cm (1/1-2/3)	132cm (1/31)			5	7			61 (61、223)				
昭和60年	6月21日～7月19日	台風6号と梅雨前線豪雨	589mm (6/21-7/19)	79mm (6/25)							1 (1、5)		5 (5、18)	1	
昭和61年	1月1日～2月15日	雪害	5370cm (1/1-2/15)	200cm (1/27)			1				45 (45、196)		4 (4、14)		6
昭和62年	7月14日～21日	梅雨前線豪雨	178mm (7/14-20)	66mm (7/19)							5 (5、9)				
昭和62年	10月16日～17日	台風19号	26mm (10/16-17)	13mm (10/16)						1 (1、5)	2 (2、3)			4	5

※出典：滋賀県災害誌（第3部・平成2年2月刊行）より長浜市に人的・住宅被害を及ぼした災害を抽出した。（数字は長浜市に該当するもの）

※雨量は、虎姫観測所。積雪量は柳ヶ瀬観測所。

年次	月日	災害名	雨量(虎姫) 積雪量(柳ヶ瀬)		人的被害				住宅被害(棟)					非住家被害(棟)		
			総雨量	日雨量	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊 (世帯、人)	一部損壊 (世帯、人)	床上浸水 (世帯、人)	床下浸水 (世帯、人)	公共建物	その他	
							重症	軽症								
平成元年	8月26日～28日	台風第17号	45mm (8/26-28)	-												12
平成元年	9月2日～7日	豪雨	83mm (9/5-7)	33mm (9/7)									28 (28、150)			1
平成2年	9月11日～20日	台風第19号	49mm (9/15)	49mm (9/15)						19 (19、50)		5 (5、11)				14
平成3年	9月27日～28日	台風第19号	1mm (9/27-28)	1mm (9/27)						4 (4、10)				4		4
平成3年	10月6日～7日	大雨	53mm (10/6-7)	53mm (10/6)						1 (1、5)						
平成6年	9月16日～17日	大雨	156mm (9/16-17)	80mm (9/17)								42(42、96)				1
平成6年	9月28日～30日	台風第26号	63mm (9/28-30)	50mm (9/29)				1		97 (97、306)	2 (2、5)	93 (93、258)	37			31
平成7年	1月30日～2月3日	大雪	122cm (2/1)	122cm (2/1)				2		4 (4、14)						
平成7年	7月2日～6日	大雨	216mm (7/2-6)	71mm (7/3)								12 (12、24)				
平成8年	8月27日～29日	秋雨前線豪雨	208mm (8/27-29)	99mm (8/28)								41 (41、96)				
平成9年	5月8日	大雨	44mm (5/8)	44mm (5/8)								5 (5、13)				
平成9年	7月7日～13日	梅雨前線による大雨・強風	214mm (7/7-13)	84mm (7/12)								6 (6、16)				
平成9年	7月26日～28日	台風第9号	59mm (7/26-28)	37mm (7/26)										4		
平成10年	8月26日～31日	大雨	45mm (8/27)	45mm (8/27)								15(15、21)				
平成10年	9月21日～23日	台風第7・8号	74mm (9/21-23)	43mm (9/22)				4		15 (12、11)	1 (1、0)	3 (3、0)	20			11
平成10年	10月15日～18日	秋雨前線・台風第10号	123mm (10/15-18)	76mm (10/17)					1			6 (6、22)			16	11

※出典：滋賀県災害誌（第4部・平成12年3月刊行）より長浜市に人的・住宅被害を及ぼした災害を抽出した。（数字は長浜市に該当するもの）

※雨量は、虎姫観測所。積雪量は柳ヶ瀬観測所。

資料編

年次	月日	災害名	雨量 (長浜) 積雪量 (柳ヶ瀬)		人的被害				住宅被害 (棟)					非住家被害 (棟)		
			総雨量	日雨量	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊 (世帯、人)	一部損壊 (世帯、人)	床上浸水 (世帯、人)	床下浸水 (世帯、人)	公共建物	その他	
							重症	軽症								
平成13年	1月14日～22日	大雪	803cm (1/15-21)	159cm (1/17)							3(3、10)					1
平成14年	7月9日～10日	台風第6号	124mm (7/9-10)	69mm (7/10)										1		
平成15年	7月11日	大雨	35mm (7/11)	35mm (7/11)									21 (17、43)			
平成16年	6月21日	台風第6号	-	-			3				5					
平成16年	10月20日～21日	台風第23号	97mm (10/19-20)	51mm (10/20)				1		1	2					
平成16年	2月5日	大雪	-	-							1					
平成17年	2月1日～3日	大雪	-	-				1								
平成17年	12月	大雪	-	-	3		4	3			180					5
平成18年	7月15日～25日	大雨	278mm (7/15-25)	69mm (7/18)										1		
平成18年	1月	大雪	-	-				1		2	293					18
平成20年	7月18日	大雨	-	-							11		203			
平成20年	2月16日	大雪	-	-				2								
平成22年	9月22日～23日	大雨	-	-										15		
平成25年	7月29日～30日	大雨	-	-										7		1
平成26年	8月8日～10日	台風第11号	-	-				1								
平成26年	8月15日～16日	大雨	-	-										66		

※出典：滋賀県災害誌（第5部・平成23年7月刊行）より長浜市に人的・住宅被害を及ぼした災害を抽出した。平成22年以降の災害は、市資料による。（数字は長浜市に該当するもの）

※雨量は、長浜観測所（平成22年3月24日までの地点名「虎姫観測所」）。積雪量は柳ヶ瀬観測所。

年次	月日	災害名	雨量（長浜） 積雪量（柳ヶ瀬）		人的被害				住宅被害（棟）					非住家被害（棟）	
			総雨量	日雨量	死者	行方不明	負傷者		全壊	半壊 （世帯、人）	一部損壊 （世帯、人）	床上浸水 （世帯、人）	床下浸水 （世帯、人）	公共建物	その他
							重症	軽症							
平成29年	8月7日～8日	台風第5号	89.5mm (8/7-8)	73.5mm (8/7)								1	25		
平成29年	10月21日～23日	台風第21号	214.0mm (10/21-23)	187.5mm (10/22)								2	21		
平成30年	7月5日～8日	大雨	311.5mm (7/5-8)	163.0mm (8/5)									4		
平成30年	9月4日～5日	台風第21号	59.0mm (9/4-5)	59.0mm (9/4)			9			201					
平成30年	9月30日～10月1日	台風第24号	23.0mm (9/30-10/1)	20.5mm (9/30)						10					
令和2年	7月8日	大雨	71.5mm (7/8)	71.5mm (7/8)									4		
令和4年	8月4日～5日	大雨	36.0mm (8/4-5)	24.5mm (8/4)							7	20			5
令和5年	8月1日	大雨	14.5mm (8/1)	14.5mm (8/1)									1		
令和5年	8月14日～16日	台風第7号	109.5mm (8/14-16)	59.5mm (8/15)										16	3

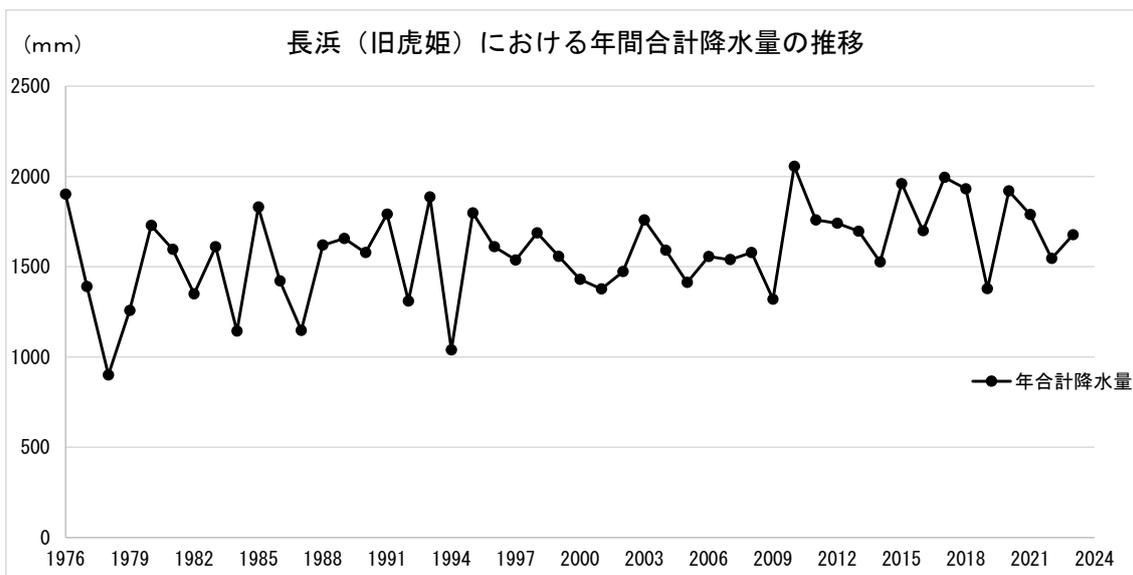
※出典：平成29年以降の災害は、市資料による。（数字は長浜市に該当するもの）

※雨量は、長浜地域気象観測所（長浜市唐国町）

2. 降水量

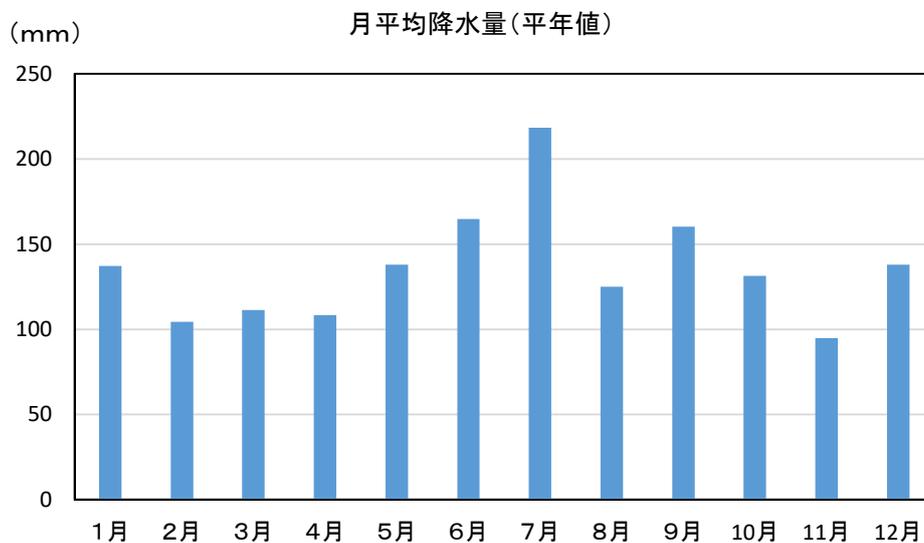
降水量 1976 年～2023 年（彦根地方气象台：長浜（旧虎姫）地域気象観測所）
単位（mm）

年	年降水量	日最大降水量	月・日	1 時間最大降水量	月・日
1976	1901.0	120	9 月 10 日	35	8 月 14 日
1977	1389.0	46	9 月 29 日	26	4 月 15 日
1978	900.0	29	9 月 16 日	22	6 月 13 日
1979	1257.0	103	6 月 29 日	21	6 月 29 日
1980	1728.0	75	12 月 30 日	30	8 月 26 日
1981	1596.0	55	6 月 27 日	26	6 月 27 日
1982	1349.0	72	8 月 1 日	21	8 月 8 日
1983	1610.0	98	9 月 28 日	34	6 月 21 日
1984	1142.0	69	5 月 1 日	16	5 月 1 日
1985	1829.0	79	6 月 25 日	34	7 月 13 日
1986	1421.0	60	7 月 22 日	13	7 月 16 日
1987	1147.0	66	7 月 19 日	22	7 月 19 日
1988	1619.0	77	6 月 3 日	29	8 月 16 日
1989	1656.0	94	9 月 3 日	23	9 月 7 日
1990	1577.0	77	9 月 19 日	28	9 月 15 日
1991	1791.0	61	10 月 1 日	23	6 月 13 日
1992	1309.0	75	7 月 11 日	17	7 月 11 日
1993	1885.0	81	6 月 29 日	22	6 月 19 日
1994	1039.0	80	9 月 17 日	24	8 月 21 日
1995	1797.0	71	7 月 3 日	35	8 月 30 日
1996	1610.0	99	8 月 28 日	22	8 月 28 日
1997	1536.0	84	7 月 12 日	20	7 月 12 日
1998	1687.0	76	10 月 17 日	29	8 月 27 日
1999	1557.0	80	8 月 15 日	25	7 月 21 日
2000	1430.0	48	5 月 17 日	37	5 月 17 日
2001	1376.0	63	6 月 19 日	29	9 月 15 日
2002	1472.0	69	7 月 10 日	40	7 月 9 日
2003	1758.0	83	6 月 24 日	25	6 月 24 日
2004	1590.0	76	8 月 5 日	39	8 月 5 日
2005	1412.0	99	7 月 4 日	27	10 月 8 日
2006	1556.0	69	7 月 18 日	28	7 月 2 日
2007	1538.0	79	7 月 14 日	49	7 月 12 日
2008	1578.0	87.5	7 月 18 日	50.5	7 月 18 日
2009	1319.5	51.5	11 月 11 日	21.5	7 月 1 日
2010	2055.5	113.0	7 月 14 日	36.5	7 月 14 日
2011	1758.5	113.5	5 月 11 日	24.0	9 月 16 日
2012	1740.0	94.5	9 月 18 日	48.5	8 月 14 日
2013	1696.0	109.5	7 月 29 日	42.5	9 月 2 日
2014	1525.5	79.0	8 月 15 日	40.0	8 月 15 日
2015	1959.5	88.5	7 月 18 日	50.0	6 月 21 日
2016	1698.0	73.5	9 月 20 日	37.5	10 月 9 日
2017	1994.0	187.5	10 月 22 日	49.0	7 月 17 日
2018	1931.0	163.0	7 月 5 日	33.0	7 月 5 日
2019	1377.0	62.5	8 月 16 日	20.5	8 月 30 日
2020	1918.5	71.5	7 月 8 日	42.0	7 月 8 日
2021	1788.0	105.5	8 月 14 日	36.0	9 月 22 日
2022	1544.5	47.0	2 月 6 日	26.5	8 月 18 日
2023	1676.5	107.5	6 月 2 日	32.5	7 月 12 日



長浜地域気象観測所における月平均降水量の平年値（1991～2020年） 単位：mm

月	月平均降水量	月	月平均降水量
1月	137.2	7月	218.3
2月	104.4	8月	125.1
3月	111.3	9月	160.3
4月	108.3	10月	131.5
5月	138.0	11月	94.8
6月	164.7	12月	137.9
年合計		1627.4	



資料編

3. 長浜市の災害履歴（震災）

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害（（ ）は全国での被害）
976年7月22日 （貞元1）	山城・近江	6.7以上	（死者50人以上、社寺等倒壊多数。）
1185年8月13日 （文治1）	近江・山城・大和	7.4	（社寺倒壊多く、死者多数。琵琶湖の湖水減少。）
1325年12月5日 （正中2）	近江北部・若狭	6.5	琵琶湖北方に山崩れあり。竹生島の一部が崩れる。
1586年1月18日 （天正13）	畿内・東海・東山・北陸諸道 （天正地震）	7.8 （8.2とする文献もある）	近江長浜で被害。
1596年9月5日 （慶長1）	畿内（慶長伏見地震とも呼ばれる。）	7 1/2±1/4	現在の栗太郡栗東町で、家屋全壊、死者多数。
1662年6月16日 （寛文2）	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃	7 1/4～7.6	比良岳付近を中心に被害。死者は大溝で37人、彦根30人余、榎村300人余、戸川村260人余、家屋全壊3,600棟以上。
1707年10月28日 （宝永4）	（宝永地震）	8.6	死者1人、家屋全壊80棟。
1819年8月2日 （文政2）	伊勢・美濃・近江	7 1/4±1/4	琵琶湖東岸を中心に、死者、家屋全壊多数。

出典：地震調査研究推進本部資料（滋賀県に被害を及ぼした主な地震）より

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害（（ ）は全国での被害）
1830年8月19日 （天保1）	京都および隣国	6.5	大津で死者1人、負傷者2人、家屋全壊6棟。
1854年7月9日 （安政1）	伊賀・伊勢・大和および隣国 （伊賀上野地震とも呼ばれる。）	7 1/4±1/4	（死者約1,500人。）
1891年10月28日 （明治24）	（濃尾地震）	8.0	死者6人、負傷者47人、家屋全壊404棟。
1909年8月14日 （明治42）	（江濃地震、姉川地震とも呼ばれる。）	6.8	琵琶湖東北岸付近を中心に被害。死者35人、負傷者643棟、住家全壊972棟。
1944年12月7日 （昭和18）	（東南海地震）	7.9	住家全壊7棟。
1946年12月21日 （昭和21）	（南海地震）	8.0	死者3人、負傷者1人、住家全壊9棟。
1952年7月18日 （昭和27）	（吉野地震）	6.7	死者1人、負傷者13人、住家全壊6棟。
1995年1月17日 （平成7）	（阪神・淡路大震災）	7.2	負傷者9人。
2004年9月5日 （平成16）	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者1人。
2018年6月18日 （平成30）	大阪府北部	6.1	負傷者3人（平成31年2月12日、消防庁調べ）。

出典：地震調査研究推進本部資料（滋賀県に被害を及ぼした主な地震）より

4. 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

5. 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

[土石流]

(旧長浜市地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	布勢町	前川	1203003	2次	平成17年3月30日	有	長浜南小学校
2	池奥	桑ヶ谷	1481004	2次	平成17年3月30日	-	田根まちづくりセンター
3	黒部	田根川支流	1481014	2次	平成17年3月30日	-	田根小学校
4	池奥	池奥川	1481005	2次	平成17年3月30日	有	田根まちづくりセンター
5	石田町	薬師堂川支流	1203016	5次	平成18年3月30日	有	東中学校
6	石田町	薬師堂川支流	1203023	5次	平成18年3月30日	有	東中学校
7	鳥羽上町	宮谷川	1203009	5次	平成18年3月30日	有	長浜南小学校
8	東野町、醍醐町	外谷川	1481046	5次	平成18年3月30日	-	浅井小学校
9	北池町、法楽寺町、南池町	北池川	1481049	5次	平成18年3月30日	-	下草野まちづくりセンター
10	鳥羽上町	宮谷川	1203022	5次	平成18年3月30日	-	長浜南小学校
11	石田町	薬師堂川支流	1203024	5次	平成18年3月30日	-	東中学校
12	鍛冶屋町、郷野町	嶺上谷川	1481029	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
13	太田町	草野川支流	1481033	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
14	太田町	中谷	1481034	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
15	草野町、高山町	宮の谷	1481036	8次	平成19年3月16日	-	上草野まちづくりセンター
16	野瀬町(※)	黒谷	1481031	107次	令和2年12月18日	-	上草野まちづくりセンター
17	野瀬町	天吉寺川	1481032	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
18	寺師町、西村町	板杭川支流	1481037	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
19	寺師町	草野川支流	1481038	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
20	寺師町、高山町	草野川支流	2481058	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
21	高山町	草野川支流	1481040	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
22	高山町	草野川支流	1481041	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
23	高山町	草野川支流	1481042	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
24	高山町	千石谷川	1481043	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
25	高山町	草野川支流	1481044	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
26	高山町	草野川支流	1481045	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
27	高山町	草野川支流	2481057	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
28	鍛冶屋町	草野川支流	1481028	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
29	鍛冶屋町	指南谷川	2481056	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
30	鍛太田町	太田川	1481035	10次	平成19年3月30日	-	上草野まちづくりセンター
31	布勢町	前川支流	1203004	25次	平成20年7月23日	有	長浜南小学校
32	鳥羽上町	土川支流	1203008	25次	平成20年7月23日	-	長浜南小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
33	鳥羽上町	土川支流	1203010	25次	平成20年7月23日	有	長浜南小学校
34	石田町	薬師堂川支流	1203015	30次	平成21年2月25日	有	東中学校
35	徳山町	坪谷川	1481026	30次	平成21年2月25日	有	浅井小学校
36	徳山町	坪谷川	1481027	30次	平成21年2月25日	有	浅井小学校
37	大門町	大門川	1481021	31次	平成21年2月27日	有	浅井小学校
38	大門町	草野川支流	1481022	31次	平成21年2月27日	-	浅井小学校
39	須賀谷町	須賀谷川支流	1481001	31次	平成21年2月27日	有	田根まちづくりセンター
40	須賀谷町	須賀谷川	1481002	31次	平成21年2月27日	有	田根まちづくりセンター
41	小一条町	西谷川	1203001	36次	平成21年6月5日	有	長浜南小学校
41	小一条町	西谷川	1203001	36次	平成21年6月5日	有	長浜南小学校
42	小一条町	小一条川	1203002	36次	平成21年6月5日	-	長浜南小学校
43	谷口町、北野町	小倉奥谷	1481016	36次	平成21年6月5日	有	田根まちづくりセンター
44	谷口町、北野町	坪谷川(峠谷)	1481017	36次	平成21年6月5日	有	田根まちづくりセンター
45	竜安寺町	小谷	2481053	41次	平成22年2月19日	有	田根小学校
46	小室町、上野町	堂の奥川	1481013	41次	平成22年2月19日	有	田根小学校
47	相撲庭町、今荘町	西谷川	1481051	41次	平成22年2月19日	有	七尾まちづくりセンター
48	相撲庭町、今荘町	中谷川	1481062	41次	平成22年2月19日	有	七尾まちづくりセンター
49	相撲庭町、今荘町	東谷川	1481063	41次	平成22年2月19日	有	七尾まちづくりセンター
50	木尾町	岩ヶ谷	1481006	41次	平成22年2月19日	-	田根小学校
51	木尾町	アナブシ谷	1481007	41次	平成22年2月19日	-	田根小学校
52	木尾町(※)	込田川	1481008	107次	令和2年12月18日	-	田根小学校
53	木尾町	北谷川	1481009	41次	平成22年2月19日	有	田根小学校
54	木尾町	大尺寺谷	1481010	41次	平成22年2月19日	-	田根小学校
55	木尾町	田根川支流	1481011	41次	平成22年2月19日	有	田根小学校
56	名越町	土川支流	1203006	44次	平成22年3月17日	有	長浜南小学校
57	名越町	椎山川	1203005	45次	平成22年3月19日	有	長浜南小学校
58	名越町	蛇谷川	1203007	45次	平成22年3月19日	有	長浜南小学校
59	飯山町	尼寺谷	1481024	46次	平成22年3月26日	有	浅井小学校
60	飯山町	尼寺谷<2>	1481061	46次	平成22年3月26日	有	浅井小学校
61	鳥羽上町	番谷川	1203011	48次	平成22年12月27日	-	長浜南小学校
62	黒部町	大谷	1481015	51次	平成23年3月30日	-	田根小学校
63	醍醐町、徳山町	大谷川	1481025	52次	平成23年7月22日	有	下草野まちづくりセンター
64	醍醐町、徳山町	姫谷川	2481055	52次	平成23年7月22日	有	下草野まちづくりセンター
65	今荘町、佐野町、南池町(※)	石川谷川	1481050	107次	令和2年12月18日	-	七尾まちづくりセンター
66	当目町	堂奥谷	1481023	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
67	当目町	堂奥谷②	1481060	61次	平成26年3月31日	-	浅井小学校
68	乗倉町	乗倉川	1481020	61次	平成26年3月31日	-	浅井小学校
69	乗倉町	乗倉西谷	1481059	61次	平成26年3月31日	-	浅井小学校
70	大依町	中奥、西奥	1481018	63次	平成26年8月29日	-	浅井中学校
71	小野寺町	横江谷川	1481047	68次	平成27年10月9日	有	浅井小学校
72	法楽寺町	法楽寺川	1481048	68次	平成27年10月9日	有	浅井小学校
73	西村町、寺師町	板杭川支流	2481060	72次	平成28年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
74	高山町	草野川支流	1481039	76次	平成29年1月13日		上草野まちづくりセンター
75	石田町	薬師堂川支流	1203017	76次	平成29年1月13日	有	東中学校
76	八条町	八条川	1203013	89次	平成30年2月16日		東中学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
77	保多町	小倉谷	1203019	101次	平成31年3月26日	-	北郷里小学校
78	池奥町	田川支流	2481003	101次	平成31年3月26日	-	田根まちづくりセンター
79	本庄町	北鳥羽上川支流	3203027	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
80	本庄町	北鳥羽上川支流	1203026	107次	令和2年12月18日	-	西黒田まちづくりセンター
81	鳥羽上町	北鳥羽上川支流	2203033	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
82	鳥羽上町	北鳥羽上川支流	2203025	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
83	鳥羽上町、常喜町	北鳥羽上川支流	1203028	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
84	名越町、常喜町	蛇谷川支流	2203029	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
85	名越町	椎山川支流	1203030	107次	令和2年12月18日	有	西黒田まちづくりセンター
86	大門町	草野川支流	1481065	107次	令和2年12月18日	有	浅井小学校
87	大依町	草野川支流	1481064	107次	令和2年12月18日	有	浅井中学校
88	大依町	草野川支流	2481073	107次	令和2年12月18日	-	浅井中学校
89	上野町	狐川支流	1481071	107次	令和2年12月18日	-	田根小学校
90	上野町	狐川支流	1481072	107次	令和2年12月18日	-	田根小学校
91	谷口町	坪谷川支流	2481068	107次	令和2年12月18日	-	田根まちづくりセンター
92	小一条町	西谷川支流	1203031	107次	令和2年12月18日	-	長浜南小学校
93	高山町	草野川支流	2481066	107次	令和2年12月18日	有	上草野まちづくりセンター
94	高山町	草野川支流	1481067	107次	令和2年12月18日	有	上草野まちづくりセンター
95	郷野町	草野川支流	2481070	107次	令和2年12月18日	有	上草野まちづくりセンター
96	醍醐町、東野町	草野川支流	1481074	107次	令和2年12月18日	有	下草野まちづくりセンター
97	相撲庭町、米原市伊吹	小正路谷	1481075	107次	令和2年12月18日	-	七尾まちづくりセンター

(※) : 再指定

(虎姫地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	長浜市中野町、湖北町別所	三条川支流	1482001	101次	平成31年3月26日	-	小谷小学校

(湖北地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	湖北町美濃山、丁野、郡上	馬場谷	1483007	5次	平成18年3月30日	有	小谷小学校
2	湖北町美濃山、郡上	三条川支流	1483008	5次	平成18年3月30日	-	小谷小学校
3	湖北町丁野	脇坂川	1483006	9次	平成19年3月22日	有	小谷小学校
4	湖北町山本	余呉川支流	1483010	10次	平成19年3月30日	有	山本山運動広場体育館
5	小谷上山田町	脇坂川支流	1483004	67次	平成27年3月30日	-	小谷小学校
6	小谷上山田町	山田川支流	1483005	67次	平成27年3月30日	有	小谷小学校
7	小谷上山田町	山田川支流2	1483012	67次	平成27年3月30日	有	小谷小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
8	小谷上山田町	山田川支流3	1483013	67次	平成27年3月30日	有	小谷小学校
9	小谷上山田町	山田川支流4	1483014	67次	平成27年3月30日	有	小谷小学校
10	湖北町伊部、小谷郡上町	清水谷川	1483009	72次	平成28年3月30日	有	小谷小学校
11	下山田、小谷上山田町(※)	山田川支流	1483015	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
12	小谷丁野町	三条川支流	1483016	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校

(※) : 再指定

(高月地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	高月町馬上	高時川支流	1501009	5次	平成18年3月30日	有	高月小学校
2	高月町馬上	高時川支流	1501086	5次	平成18年3月30日	有	高月小学校
3	高月町雨森	雨森	3501018	5次	平成18年3月30日	有	富永小学校
4	高月町馬上	高時川支流	1501085	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
5	高月町馬上	高時川支流	1501087	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
6	高月町馬上	奥の谷	2501001	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
7	高月町唐川	赤川支流	1501010	5次	平成18年3月30日	有	七郷小学校
8	高月町高野	大久保	1501015	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
9	高月町高野	高野	3501016	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
10	高月町高野	高野	1501017	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
11	高月町高野	原谷	1501002	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
12	高月町高野	松谷川	1501003	6次	平成18年10月23日	有	富永小学校
13	高月町洞戸	本堂	1501005	7次	平成19年2月13日	有	富永小学校
14	高月町洞戸	次郎谷	1501006	7次	平成19年2月13日	有	富永小学校
15	高月町洞戸	寺の奥	1501007	7次	平成19年2月13日	-	富永小学校
16	高月町洞戸	デシワン	1501008	7次	平成19年2月13日	-	富永小学校
17	高月町洞戸	次郎谷支流	1501091	7次	平成19年2月13日	-	富永小学校
18	高月町尾山	高時川支流	3501004	9次	平成19年3月22日	有	富永小学校
19	高月町尾山	高時川支流	3501090	9次	平成19年3月22日	-	富永小学校
20	高月町西野	余呉川支流	2501013	14次	平成19年12月25日	有	古保利小学校

(木之本地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	木之本町石道	瀬谷川	1502033	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
2	木之本町石道	瀬谷川	1502055	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
3	木之本町石道	高時川支流	2502002	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
4	木之本町杉本	コチ谷川	1502043	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
5	木之本町杉本	丹生谷川	1502042	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
6	木之本町杉本	イチノコ谷	1502041	5次	平成18年3月30日	-	高時小学校
7	木之本町杉本	ユズミホラ	1502044	5次	平成18年3月30日	-	高時小学校
8	木之本町金居原	宮の谷	1502051	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
9	木之本町金居原	笠洞谷	1502052	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
10	木之本町金居原	杉野川支流	1502053	13次	平成19年11月9日	有	高時小学校
11	木之本町金居原	西谷川	1502054	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
12	木之本町赤尾	中前谷川	1502007	13次	平成19年11月9日	-	長浜伊香ツインアリーナ
13	木之本町赤尾	余呉川支流	1502008	13次	平成19年11月9日	有	長浜伊香ツインアリーナ
14	木之本町赤尾	余呉川支流	1502009	13次	平成19年11月9日	-	長浜伊香ツインアリーナ
15	木之本町赤尾	北谷	1502010	13次	平成19年11月9日	有	長浜伊香ツインアリーナ

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
16	木之本町杉野	谷山川	1502047	21次	平成20年3月24日	-	高時小学校
17	木之本町杉野	下谷	1502048	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
18	木之本町杉野	前の谷	1502049	21次	平成20年3月24日	-	高時小学校
19	木之本町杉野	杉野川支流	1502050	21次	平成20年3月24日	-	高時小学校
20	木之本町杉野	杉野川奥支流	2502005	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
21	木之本町杉野	杉野川支流	2502006	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
22	木之本町杉野(※)	杉野川支流	2502007	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
23	木之本町北布施	大岩	1502011	30次	平成21年2月25日	-	長浜伊香ツインアリーナ
24	木之本町北布施	大谷	1502012	30次	平成21年2月25日	-	長浜伊香ツインアリーナ
25	木之本町西山	余呉川支流	1502013	30次	平成21年2月25日	-	長浜伊香ツインアリーナ
26	木之本町西山	北ヶ谷川	1502015	30次	平成21年2月25日	-	長浜伊香ツインアリーナ
27	木之本町古橋	谷川支流	1502034	30次	平成21年2月25日	有	高時小学校
28	木之本町古橋	谷川支流	1502059	30次	平成21年2月25日	有	高時小学校
29	木之本町大見	橋詰谷	1502039	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
30	木之本町大見	上山谷川	1502040	30次	平成21年2月25日	-	大見いこいの広場
31	木之本町大見	大見谷	2502003	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
32	木之本町大見	大見奥谷	2502004	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
33	木之本町黒田	余呉川支流	1502021	40次	平成22年1月18日	-	木之本小学校
34	木之本町黒田	保崎谷	1502022	40次	平成22年1月18日	-	木之本小学校
35	木之本町黒田	堂の浦	1502023	40次	平成22年1月18日	-	木之本小学校
36	木之本町黒田	六師奥谷	2502001	40次	平成22年1月18日	-	木之本小学校
37	木之本町川合	高時川支流	1502036	40次	平成22年1月18日	-	高時小学校
38	木之本町川合	久我谷	1502037	40次	平成22年1月18日	-	高時小学校
39	木之本町川合	林谷	1502038	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
40	木之本町大音	余呉川支流	1502016	42次	平成22年2月26日	-	長浜伊香ツインアリーナ
41	木之本町大音	西谷	1502017	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
42	木之本町大音	余呉川支流	1502018	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
43	木之本町大音	余呉川支流	1502019	42次	平成22年2月26日	-	長浜伊香ツインアリーナ
44	木之本町大音	余呉川支流	1502020	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
45	木之本町大音	西谷	1502060	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
46	木之本町西山	向谷川	1502014	49次	平成23年2月28日	-	長浜伊香ツインアリーナ
47	木之本町田部	田部谷	1502024	49次	平成23年2月28日	-	木之本文化センター
48	木之本町木之本	赤川支流	1502025	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
49	木之本町木之本	岩谷川	1502026	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
50	木之本町木之本	赤川支流	1502027	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
51	木之本町木之本	赤川	1502028	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
52	木之本町木之本	田上谷	1502029	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
53	木之本町木之本	赤川支流	1502030	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
54	木之本町木之本	赤川	1502061	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
55	木之本町木之本	赤川	1502062	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
56	木之本町木之本	赤川	1502063	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校
57	木之本町黒田、木之本	穴師谷	1502031	49次	平成23年2月28日	-	木之本小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
58	木之本町黒田、余呉町坂口	賤ヶ岳谷	1502032	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
59	木之本町飯浦	堂谷	1502001	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
60	木之本町飯浦	杓谷	1502002	53次	平成23年12月2日	-	長浜伊香ツインアリーナ
61	木之本町飯浦	大平	1502003	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
62	木之本町飯浦	阪ノ谷	1502004	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
63	木之本町飯浦	坂尻	1502006	53次	平成23年12月2日	-	長浜伊香ツインアリーナ
64	木之本町金居原	サソラ谷	3502057	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
65	木之本町杉本	杉野川支流	2502064	108次	令和3年1月8日	-	高時小学校
66	木之本町大見	滝ヶ谷	1502046	108次	令和3年1月8日	-	大見いこいの広場
67	木之本町大見	高時川支流	1502058	108次	令和3年1月8日	有	大見いこいの広場
68	木之本町大見	小市谷	3502056	108次	令和3年1月8日	有	大見いこいの広場
69	木之本町小山、石道、高月町高野	小山川	2502065	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
70	木之本町黒田、余呉町坂口	余呉川支流	2502035	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
71	木之本町田部	赤川支流	3502045	108次	令和3年1月8日	有	木之本小学校

(※) : 再指定

(余呉地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	余呉町池原	勘定川支流	2503044	2次	平成17年3月30日	-	余呉小中学校
2	余呉町池原	藤谷	1503042	2次	平成17年3月30日	有	余呉小中学校
3	余呉町池原	勘定川支流	1503045	2次	平成17年3月30日	有	余呉小中学校
4	余呉町池原	勘定川	1503043	3次	平成17年6月22日	有	余呉小中学校
5	余呉町摺墨	摺墨川支流	1503071	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
6	余呉町摺墨、上丹生	桂谷川	1503073	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
7	余呉町摺墨	摺墨川支流	3503070	5次	平成18年3月30日	-	旧鏡岡中学校
8	余呉町川並	余呉川支流	1503025	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
9	余呉町川並	北谷	1503026	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
10	余呉町川並	前川	1503027	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
11	余呉町川並	川波谷	1503028	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
12	余呉町川並	毒谷	1503029	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
13	余呉町川並	荒谷	1503030	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
14	余呉町川並 (※)	余呉川支流	1503031	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
15	余呉町川並	余呉川支流	1503088	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
16	余呉町川並	荒谷	1503090	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
17	余呉町坂口	北谷川	1503059	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
18	余呉町坂口、木之本町黒田 (※)	森の前川	1503017	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
19	余呉町坂口 (※)	中の谷	1503019	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
20	余呉町坂口	余呉川支流	2503018	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
21	余呉町文室	文室川支流	1503036	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
22	余呉町文室	文室川支流	1503037	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
23	余呉町文室	文室川支流	1503038	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
24	余呉町文室	文室川支流	1503039	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
25	余呉町文室	文室川	1503040	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
26	余呉町文室	余呉川支流	2503041	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
27	余呉町摺墨	摺墨川支流	1503072	6次	平成18年10月23日	有	旧鏡岡中学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
28	余呉町菅並	小市川	1503069	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
29	余呉町菅並	小市川支流	1503091	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
30	余呉町下丹生	北谷川	1503007	7次	平成19年2月13日	有	旧鏡岡中学校
31	余呉町下丹生	高時川支流	1503008	7次	平成19年2月13日	有	旧鏡岡中学校
32	余呉町下丹生(※)	藤巻谷川	2503006	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
33	余呉町下丹生、上丹生	高時川支流	2503084	7次	平成19年2月13日	有	旧鏡岡中学校
34	余呉町菅並	白谷川	1503067	7次	平成19年2月13日	-	菅並集会所
35	余呉町菅並	高時川支流	2503068	7次	平成19年2月13日	-	菅並集会所
36	余呉町下丹生	五次郎谷川	1503009	7次	平成19年2月13日	-	旧鏡岡中学校
37	余呉町上丹生	高時川支流	1503010	14次	平成19年12月25日	-	旧鏡岡中学校
38	余呉町上丹生	岩ヶ谷	1503011	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
39	余呉町上丹生	高時川支流	1503012	14次	平成19年12月25日	-	旧鏡岡中学校
40	余呉町上丹生	有城谷	1503013	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
41	余呉町上丹生	高時川支流	1503014	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
42	余呉町上丹生	堂谷川	2503075	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
43	余呉町上丹生	高時川支流	1503077	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
44	余呉町東野	大谷	1503048	16次	平成20年2月12日	有	余呉小中学校
45	余呉町東野	宮の谷川	1503049	16次	平成20年2月12日	-	余呉小中学校
46	余呉町東野	余呉川支流	1503079	16次	平成20年2月12日	有	余呉小中学校
47	余呉町東野	余呉川支流	1503080	16次	平成20年2月12日	有	余呉小中学校
48	余呉町東野、中之郷	菖蒲谷	1503081	16次	平成20年2月12日	-	余呉小中学校
49	余呉町今市、池原、新堂	余呉川支流	1503004	32次	平成21年3月9日	-	余呉小中学校
50	余呉町今市	大飛谷川	1503050	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
51	余呉町今市、池原、新堂	今市川	1503051	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
52	余呉町今市	余呉川支流	1503078	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
53	余呉町今市、池原	余呉川支流	3503003	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
54	余呉町今市、池原	余呉川支流	3503093	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
55	余呉町柳ヶ瀬	余呉川支流	1503054	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
56	余呉町柳ヶ瀬	新谷	1503055	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
57	余呉町小谷	鳥の子川	1503052	33次	平成21年3月13日	-	余呉小中学校
58	余呉町小谷	白浪谷川	1503062	33次	平成21年3月13日	有	余呉小中学校
59	余呉町小谷、今市、池原	余呉川支流	1503092	33次	平成21年3月13日	有	余呉小中学校
60	余呉町小谷	シゴ谷	2503053	33次	平成21年3月13日	-	余呉小中学校
61	余呉町椿坂	下谷川	1503056	43次	平成22年3月5日	-	余呉小中学校
62	余呉町椿坂	下谷川	1503094	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
63	余呉町椿坂	下谷川	1503095	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
64	余呉町椿坂	余呉川支流	1503096	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
65	余呉町椿坂	余呉川支流	2503066	43次	平成22年3月5日	-	余呉小中学校
66	余呉町椿坂	余呉川支流	3503097	43次	平成22年3月5日	-	余呉小中学校
67	余呉町椿坂	余呉川支流	3503098	43次	平成22年3月5日	-	余呉小中学校
68	余呉町下余呉	見上谷川	1503032	49次	平成23年2月28日	-	余呉小中学校
69	余呉町下余呉	八幡谷	1503033	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
70	余呉町下余呉	本谷川	1503060	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
71	余呉町中之郷	余呉川支流	1503034	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
72	余呉町中之郷	源次郎谷	1503035	49次	平成23年2月28日	-	余呉小中学校
73	余呉町中之郷	溝谷川	1503047	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
74	余呉町中之郷	余呉川支流	1503061	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
75	余呉町中之郷	丹生谷川	1503083	49次	平成23年2月28日	-	余呉小中学校
76	余呉町中之郷	丹生谷川	1503099	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
77	余呉町中之郷	余呉川支流	2503005	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
78	余呉町八戸	寺谷	1503022	54次	平成24年2月8日	-	余呉小中学校
79	余呉町八戸	中谷	1503023	54次	平成24年2月8日	-	余呉小中学校
80	余呉町八戸	凡内(1)	3503100	54次	平成24年2月8日	有	余呉小中学校
81	余呉町八戸	凡内(2)	3503101	54次	平成24年2月8日	-	余呉小中学校
82	余呉町中河内	後谷川	1503016	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
83	余呉町中河内	堂ノ谷	1503063	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
84	余呉町下余呉	江土谷	1503020	82次	平成29年6月9日	-	余呉小中学校
85	余呉町柳ヶ瀬	柳ヶ瀬②	2503102	82次	平成29年6月9日	-	余呉小中学校
86	余呉町中之郷	カシヤゲ	1503046	82次	平成29年6月9日	-	余呉小中学校
87	余呉町中之郷	余呉川支流	1503082	82次	平成29年6月9日	-	余呉小中学校
88	余呉町中之郷	中之郷⑧	1503103	82次	平成29年6月9日	有	余呉小中学校
89	余呉町中之郷	中之郷⑨	1503104	82次	平成29年6月9日	有	余呉小中学校
90	余呉町中之郷	余呉川支流	3503076	96次	平成30年9月28日	-	余呉小中学校
91	余呉町下余呉	高田川支流	1503074	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
92	余呉町下余呉	見上谷川支流	1503085	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
93	余呉町中之郷、下丹生	高時川支流	3503015	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
94	余呉町中之郷	余呉川支流	1503001	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
95	余呉町中之郷	余呉川支流	1503002	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
96	市余呉町下丹生	高時川支流	1503108	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
97	市余呉町下丹生	高時川支流	1503109	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
98	余呉町上丹生、摺墨	摺墨川支流	2503110	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
99	余呉町摺墨	摺墨川支流	1503065	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
100	余呉町上丹生、摺墨	摺墨川支流	2503111	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
101	余呉町菅並	妙理川支流	2503112	108次	令和3年1月8日	有	菅並集会所
102	余呉町菅並	妙理川支流	3503113	108次	令和3年1月8日	-	菅並集会所
103	余呉町菅並	妙理川支流	1503114	108次	令和3年1月8日	有	菅並集会所
104	余呉町文室	文室川支流	1503086	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
105	余呉町文室	文室川支流	1503087	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
106	余呉町国安	勘定川支流	3503021	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
107	余呉町国安	勘定川支流	3503024	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
108	余呉町今市	大飛谷川支流	1503058	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
109	余呉町今市	大飛谷川支流	2503089	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
110	余呉町池原	勘定川支流	2503057	108次	令和3年1月8日	-	余呉小中学校
111	余呉町中河内	坂谷川支流	1503105	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
112	余呉町中河内	高時川支流	2503106	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
113	余呉町中河内	高時川支流	1503064	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
114	余呉町中河内	高時川支流	2503107	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校

(※) : 再指定

(西浅井地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	西浅井町集福寺	下塩津谷	1504050	2次	平成17年3月30日	-	塩津小学校
2	西浅井町集福寺	集福寺川支流	1504051	2次	平成17年3月30日	-	塩津小学校
3	西浅井町集福寺	集福寺川支流	1504052	2次	平成17年3月30日	-	塩津小学校
4	西浅井町集福寺	集福寺川支流	2504014	2次	平成17年3月30日	-	塩津小学校
5	西浅井町塩津中	浦田谷	1504055	5次	平成18年3月30日	有	塩津小学校
6	西浅井町塩津中	浦田谷	1504068	5次	平成18年3月30日	有	塩津小学校
7	西浅井町塩津中	浦田谷3	1504069	6次	平成18年10月23日	有	塩津小学校
8	西浅井町菅浦	大峰谷川	1504070	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
9	西浅井町菅浦	大峰谷川	1504071	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
10	西浅井町菅浦	淀川支流	1504003	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
11	西浅井町菅浦	淀川支流	1504004	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
12	西浅井町菅浦	大峰谷川	1504005	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
13	西浅井町菅浦	アミダ寺川	1504006	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
14	西浅井町菅浦	東山谷	1504007	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
15	西浅井町菅浦	淀川支流	1504008	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
16	西浅井町大浦	大浦川支流	1504018	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
17	西浅井町大浦	大浦川支流	1504019	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
18	西浅井町大浦	大浦川支流	1504020	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
19	西浅井町大浦	大浦川支流	1504066	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
20	西浅井町大浦	大浦川支流	2504007	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
21	西浅井町大浦	大浦川支流	2504008	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
22	西浅井町塩津浜	大坪川支流	1504060	13次	平成19年11月9日	-	西浅井中学校
23	西浅井町塩津浜	大坪川支流	1504061	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
24	西浅井町塩津浜	大坪川支流	1504062	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
25	西浅井町塩津浜	大坪川支流	1504063	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
26	西浅井町塩津浜	大坪川支流	1504064	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
27	西浅井町塩津浜	淀川支川	1504065	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
28	西浅井町塩津浜	淀川支川	1504067	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
29	西浅井町塩津浜	淀川支流	2504015	13次	平成19年11月9日	-	西浅井中学校
30	西浅井町塩津浜	淀川支流	2504016	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
31	西浅井町横波	牛谷川	1504039	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
32	西浅井町横波	横波川支流	1504040	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
33	西浅井町横波	横波川	1504041	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
34	西浅井町横波	横波川支流	1504042	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
35	西浅井町横波	横波川支流	1504043	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
36	西浅井町横波	横波川支流	1504044	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
37	西浅井町横波	横波川支流	2504010	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
38	西浅井町横波	横波川支流	2504011	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
39	西浅井町杓掛	大川支流	1504046	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
40	西浅井町杓掛	大川支流	1504047	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
41	西浅井町杓掛	柵上谷川	1504048	15次	平成20年1月30日	-	塩津小学校
42	西浅井町杓掛	滝谷川	1504049	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
43	西浅井町杓掛	大川支流	2504012	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
44	西浅井町杓掛	阿難谷川	2504013	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
45	西浅井町野坂	大川支流	1504056	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
46	西浅井町野坂	大川支流	1504057	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
47	西浅井町祝山、野坂	大坪川支流	1504058	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
48	西浅井町祝山	祝山谷	1504059	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
49	西浅井町祝山	祝山谷	1504093	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
50	西浅井町祝山	大坪川支流	1504094	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
51	西浅井町祝山	大坪川支流	1504095	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
52	西浅井町庄	藤田川	1504012	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
53	西浅井町庄、中	藤田川	1504096	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
54	西浅井町庄	藤田川支流	1504097	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
55	西浅井町庄、中	庄谷	2504003	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
56	西浅井町庄、中	庄谷	2504004	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
57	西浅井町庄	八田部川支流	2504098	33次	平成21年3月13日	-	西浅井まちづくりセンター
58	西浅井町中、庄	大浦川支流	1504013	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
59	西浅井町中、山門	ホガ谷	1504014	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
60	西浅井町山門、中	アナン谷	1504015	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
61	西浅井町山門	大浦川支流	1504016	33次	平成21年3月13日	-	西浅井まちづくりセンター
62	西浅井町山門	大浦川支流	1504017	33次	平成21年3月13日	-	西浅井まちづくりセンター
63	西浅井町山門	大浦川支流	1504099	33次	平成21年3月13日	-	西浅井まちづくりセンター
64	西浅井町山門	大浦川支流	2504005	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
65	西浅井町山門	大浦川支流	2504006	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
66	西浅井町山門	大浦川支流	2504100	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
67	西浅井町山門	大浦川支流	3504101	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
68	西浅井町大浦	淀川支流	1504001	34次	平成21年3月16日	有	西浅井まちづくりセンター
69	西浅井町大浦	淀川支流	1504002	34次	平成21年3月16日	有	西浅井まちづくりセンター
70	西浅井町大浦	淀川支流	1504080	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
71	西浅井町大浦	淀川支流	1504081	34次	平成21年3月16日	有	西浅井まちづくりセンター
72	西浅井町大浦	淀川支流	1504085	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
73	西浅井町大浦	淀川支流	1504090	34次	平成21年3月16日	有	西浅井まちづくりセンター
74	西浅井町大浦	淀川支流	1504091	34次	平成21年3月16日	有	西浅井まちづくりセンター
75	西浅井町大浦	淀川支流	3504086	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
76	西浅井町大浦	淀川支流	3504087	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
77	西浅井町大浦	淀川支流	3504088	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
78	西浅井町大浦	淀川支流	3504089	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
79	西浅井町大浦	淀川支流	3504092	34次	平成21年3月16日	-	西浅井まちづくりセンター
80	西浅井町岩熊	大川支流	1504035	39次	平成21年12月25日	有	西浅井中学校
81	西浅井町岩熊	岩熊川	1504036	39次	平成21年12月25日	-	西浅井中学校
82	西浅井町岩熊	大川支流	1504037	39次	平成21年12月25日	-	西浅井中学校
83	西浅井町岩熊	大川支流	1504038	39次	平成21年12月25日	-	西浅井中学校
84	西浅井町月出	淀川支流	1504032	42次	平成22年2月26日	-	西浅井中学校
85	西浅井町月出	蝮川	1504033	42次	平成22年2月26日	-	西浅井中学校
86	西浅井町月出	月出川	1504034	42次	平成22年2月26日	-	西浅井中学校
87	西浅井町月出	奥谷川	3504102	42次	平成22年2月26日	有	西浅井中学校
88	西浅井町余	西岡谷	1504045	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
89	西浅井町余	西岡谷	1504103	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
90	西浅井町余	西岡谷	1504104	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
91	西浅井町余	東岡川	1504053	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
92	西浅井町余	東岡川	1504105	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
93	西浅井町余	東岡川	3504106	49次	平成23年2月28日	-	塩津小学校
94	西浅井町余	大川支流	1504109	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
95	西浅井町余	大川支流	2504107	49次	平成23年2月28日	-	塩津小学校
96	西浅井町余	大川支流	3504108	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
97	西浅井町黒山	白谷	1504009	49次	平成23年2月28日	-	西浅井まちづくりセンター
98	西浅井町黒山	白谷	1504110	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
99	西浅井町黒山	金谷川	1504010	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
100	西浅井町黒山	大浦川支流	1504011	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
101	西浅井町黒山	大浦川支流	2504113	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
102	西浅井町黒山	大浦川支流	3504111	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
103	西浅井町黒山	桂谷川	2504112	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
104	西浅井町山田	滝ヶ谷	1504023	53次	平成23年12月2日	-	西浅井まちづくりセンター
105	西浅井町山田	細谷	1504024	53次	平成23年12月2日	-	西浅井まちづくりセンター
106	西浅井町山田	鷺谷	1504025	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
107	西浅井町山田	樋ノ口	1504026	53次	平成23年12月2日	-	西浅井まちづくりセンター
108	西浅井町山田	大谷(1)	2504114	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
109	西浅井町山田	大谷(2)	2504115	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
110	西浅井町小山	北谷	2504009	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
111	西浅井町小山	旦麻	2504116	53次	平成23年12月2日	-	西浅井まちづくりセンター
112	西浅井町小山、八田部	湯之谷	2504117	53次	平成23年12月2日	-	西浅井まちづくりセンター
113	西浅井町八田部	八田部川	1504027	61次	平成26年3月31日	-	西浅井まちづくりセンター
114	西浅井町八田部	高尾①	1504028	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
115	西浅井町八田部	崩谷	1504029	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
116	西浅井町八田部	八田部①	1504030	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
117	西浅井町八田部	八田部②	1504031	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
118	西浅井町八田部	奥之谷	2504118	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
119	西浅井町八田部	高尾②	2504119	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
120	西浅井町八田部	二又谷	2504120	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
121	西浅井町八田部	奥之谷①	3504201	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
122	西浅井町八田部	奥之谷②	3504202	61次	平成26年3月31日	有	西浅井まちづくりセンター
123	西浅井町小山	札幌川(1)	1504021	66次	平成27年3月11日	-	西浅井まちづくりセンター
124	西浅井町小山	札幌川(2)	1504203	66次	平成27年3月11日	有	西浅井まちづくりセンター
125	西浅井町大浦	大浦川支流	1504129	93次	平成30年3月30日	-	西浅井まちづくりセンター
126	西浅井町大浦	大浦川支流	1504130	93次	平成30年3月30日	-	西浅井まちづくりセンター

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
127	西浅井町大浦	八田部川支流	2504131	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
128	西浅井町大浦	大浦川支流	2504132	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
129	西浅井町大浦	大浦川支流	2504133	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
130	西浅井町大浦、高島市マキノ町海津(※)	淀川支流	3504121	109次	令和3年2月12日	有	西浅井まちづくりセンター
131	西浅井町大浦	淀川支流	3504128	93次	平成30年3月30日	-	西浅井まちづくりセンター
132	西浅井町大浦	大浦川支流	3504134	93次	平成30年3月30日	-	西浅井まちづくりセンター
133	西浅井町大浦	淀川支流	2504001	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
134	西浅井町大浦	淀川支流	2504073	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
135	西浅井町大浦	淀川支流	2504074	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
136	西浅井町大浦	淀川支流	2504075	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
137	西浅井町大浦	淀川支流	2504076	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
138	西浅井町大浦	淀川支流	2504077	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
139	西浅井町大浦	淀川支流	3504078	95次	平成30年9月21日	-	西浅井まちづくりセンター
140	西浅井町大浦	淀川支流	3504079	95次	平成30年9月21日	-	西浅井まちづくりセンター
141	西浅井町余	大川支流	1504054	96次	平成30年9月28日	-	塩津小学校
142	西浅井町集福寺	集福寺川支流	1504125	96次	平成30年9月28日	有	塩津小学校
143	西浅井町塩津中	大川支流	2504126	96次	平成30年9月28日	有	塩津小学校
144	西浅井町山門	大浦川支流	3504122	96次	平成30年9月28日	有	西浅井まちづくりセンター
145	西浅井町山門	大浦川支流	3504123	96次	平成30年9月28日	有	西浅井まちづくりセンター
146	西浅井町山門	大浦川支流	3504124	96次	平成30年9月28日	有	西浅井まちづくりセンター
147	西浅井町塩津浜	淀川支流	3504127	96次	平成30年9月28日	-	西浅井中学校
148	西浅井町塩津浜	琵琶湖支流	3504162	108次	令和3年1月8日	-	西浅井中学校
149	西浅井町塩津浜、祝山	大坪川支流	3504161	108次	令和3年1月8日	-	西浅井中学校
150	西浅井町岩熊、塩津中	岩熊川支流	3504163	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
151	西浅井町余	大川支流	3504159	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
152	西浅井町横波、余	大川支流	3504160	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
153	西浅井町沓掛	大川支流	1504138	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
154	西浅井町沓掛	大川支流	1504139	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
155	西浅井町沓掛	大川支流	1504140	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
156	西浅井町沓掛	大川支流	1504141	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
157	西浅井町沓掛	大川支流	1504153	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
158	西浅井町沓掛	大川支流	1504156	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
159	西浅井町沓掛	滝谷川(1)	1504157	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
160	西浅井町沓掛	大川支流	2504154	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
161	西浅井町沓掛	大川支流	2504155	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
162	西浅井町沓掛	大川支流	2504158	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
163	西浅井町沓掛	大川支流	2504022	108次	令和3年1月8日	-	塩津小学校
164	西浅井町大浦	大浦川支流	1504072	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
165	西浅井町菅浦、大浦	琵琶湖支流	1504143	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
166	西浅井町菅浦	琵琶湖支流	2504142	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
167	西浅井町八田部	八田部(3)	2504147	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
168	西浅井町八田部	奥之谷(3)	3504146	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
169	西浅井町山田	鷲谷川支流	1504082	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
170	西浅井町小山	八田部川支流	1504081	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
171	西浅井町小山	札幌川支流	1504145	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
172	西浅井町山門	大浦川支流	1504135	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
173	西浅井町山門	大浦川支流	1504136	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
174	西浅井町山門	大浦川支流	1504148	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
175	西浅井町山門	大浦川支流	1504149	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
176	西浅井町山門	大浦川支流	1504150	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター
177	西浅井町山門	大浦川支流	1504151	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
178	西浅井町山門	大浦川支流	1504152	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
179	西浅井町山門	大浦川支流	3504137	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
180	西浅井町庄	大浦川支流	2504083	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
181	西浅井町庄	大浦川支流	2504084	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
182	西浅井町庄	大浦川支流	2504144	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター

(※) : 再指定

出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和6年8月現在）

資料編

[急傾斜地の崩壊]

(旧長浜市地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	須賀谷	須賀谷	I-6761	2次	平成17年3月30日	有	田根まちづくりセンター
2	堀部町(※)	堀部	I-6701	107次	令和2年12月18日	有	東中学校
3	高山町	高山<1>	I-6064	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
4	高山町、寺師町	高山<2>	I-6065	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
5	寺師町	寺師	I-6067	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
6	太田町	大田	I-6070	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
7	鍛冶屋町	鍛冶屋<1>	I-6073	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
8	鍛冶屋町	鍛冶屋<2>	I-6074	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
9	岡谷町	岡谷<1>	I-6075	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
10	岡谷町	岡谷<2>	II-6738	8次	平成19年3月16日	有	上草野まちづくりセンター
11	草野町(※)	草野	I-6068	101次	平成31年3月26日	有	上草野まちづくりセンター
12	高山町	高山<3>	I-6754	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
13	高山町	高山<5>	I-6755	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
14	高山町	高山<4>	II-6736	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
15	高山町	高山<6>	II-6737	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
16	野瀬町	野瀬<1>	I-6071	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
17	野瀬町	野瀬<2>	I-6072	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
18	野瀬町、草野町	野瀬<3>	I-6757	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
19	野瀬町	野瀬<4>	I-6758	10次	平成19年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
20	布勢町(※)	布勢①	I-6006	107次	令和2年12月18日	有	長浜南小学校
21	布勢町	布勢<2>	I-6710	25次	平成20年7月23日	有	長浜南小学校
22	鳥羽上町	鳥羽上南	II-6705	25次	平成20年7月23日	有	長浜南小学校
23	石田町	石田<1>	I-6002	30次	平成21年2月25日	有	東中学校
24	石田町	石田<4>	I-6702	30次	平成21年2月25日	有	東中学校
25	石田町	石田<5>	I-6703	30次	平成21年2月25日	有	東中学校
26	徳山町	徳山	II-6739	30次	平成21年2月25日	有	浅井小学校
27	大門町	大門<1>	I-6759	31次	平成21年2月27日	有	浅井小学校
28	大門町	大門<2>	II-6743	31次	平成21年2月27日	有	浅井小学校
29	谷口町	谷口<2>	II-6749	36次	平成21年6月5日	有	田根まちづくりセンター
30	木尾町	木尾	I-6503	41次	平成22年2月19日	有	田根小学校
31	名越町(※)	名越①	I-6004	107次	令和2年12月18日	有	長浜南小学校
32	名越町、布勢町	名越<2>	I-6005	44次	平成22年3月17日	有	長浜南小学校
33	名越町	常喜	I-6706	44次	平成22年3月17日	有	長浜南小学校
34	飯山町	飯山<1>	I-6076	46次	平成22年3月26日	有	浅井小学校
35	飯山町	飯山<2>	I-6077	46次	平成22年3月26日	有	浅井小学校
36	鳥羽上町	鳥羽上<1>	I-6003	48次	平成22年12月27日	有	長浜南小学校
37	鳥羽上町	鳥羽上<2>	I-6705	48次	平成22年12月27日	有	長浜南小学校
38	加田町	加田	I-6708	51次	平成23年3月30日	有	長浜南小学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
39	加田町	加田<2>	I-6801	51次	平成23年3月30日	有	長浜南小学校
40	加田町	加田<3>	I-6802	51次	平成23年3月30日	有	長浜南小学校
41	黒部町	黒部	II-6747	51次	平成23年3月30日	有	田根小学校
42	早崎町	竹生島①	I-6089	61次	平成26年3月31日	-	びわ体育館
43	早崎町	竹生島②	I-6090	61次	平成26年3月31日	-	びわ体育館
44	当目町	当目①	II-6741	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
45	当目町	当目②	II-6742	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
46	乗倉町	乗倉①	I-6078	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
47	乗倉町	乗倉②	I-6079	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
48	乗倉町	乗倉③	I-6091	61次	平成26年3月31日	有	浅井小学校
49	大依町	大依<1>	I-6080	63次	平成26年8月29日	有	浅井中学校
50	大依町	大依<2>	I-6760	63次	平成26年8月29日	有	浅井中学校
51	小野寺町	小野寺	II-6740	67次	平成27年3月30日	有	浅井小学校
52	太田町	太田(2)	II-6821	72次	平成28年3月30日	有	上草野まちづくりセンター
53	小一条町	小一条	I-6007	72次	平成28年3月30日	有	長浜南小学校
54	石田町	石田⑥	II-6813	76次	平成29年1月13日	有	東中学校
55	寺師町	寺師②	I-6756	76次	平成29年1月13日	有	上草野まちづくりセンター
56	寺師町	寺師③	II-6814	76次	平成29年1月13日	有	上草野まちづくりセンター
57	須賀谷町	須賀谷(2)	II-6811	76次	平成29年1月13日	有	田根まちづくりセンター
58	鍛冶屋町	鍛冶屋③	I-6769	78次	平成29年3月10日	有	上草野まちづくりセンター
59	鍛冶屋町	鍛冶屋④	I-6770	78次	平成29年3月10日	有	上草野まちづくりセンター
60	田川町	田川	II-6804	78次	平成29年3月10日	有	田根まちづくりセンター
61	木尾町	木尾③	II-6746	80次	平成29年3月31日	有	田根小学校
62	西村町、太田町	西村	I-6069	80次	平成29年3月31日	有	上草野まちづくりセンター
63	八条町	八条(1)	I-6704	89次	平成30年2月16日	有	東中学校
64	八条町	八条(2)	II-6701	89次	平成30年2月16日	有	東中学校
65	八条町	八条(3)	II-6805	89次	平成30年2月16日	有	東中学校
66	相撲庭町	相撲庭	I-6824	89次	平成30年2月16日	有	七尾まちづくりセンター
67	本庄町、常喜町	本庄	I-6771	93次	平成30年3月30日	有	長浜南小学校
68	保多町	保多	I-6768	101次	平成31年3月26日	有	北郷里小学校
69	石田町	石田③	II-6825	101次	平成31年3月26日	有	東中学校
70	小一条町	小一条②	II-6818	101次	平成31年3月26日	有	長浜南小学校
71	池奥町	池奥	II-6083	101次	平成31年3月26日	有	田根まちづくりセンター
72	池奥町	池奥(2)	II-6810	101次	平成31年3月26日	有	田根まちづくりセンター
73	当目町	当目3	I-6864	107次	令和2年12月18日	有	浅井小学校
74	乗倉町	乗倉4	II-6865	107次	令和2年12月18日	有	浅井小学校
75	乗倉町、西主計町	乗倉5	II-6866	107次	令和2年12月18日	有	浅井小学校
76	北野町	北野町1	II-6855	107次	令和2年12月18日	有	田根小学校
77	北野町、谷口町	北野町2	II-6856	107次	令和2年12月18日	有	田根小学校
78	北野町	北野町3	I-6948	107次	令和2年12月18日	有	田根小学校
79	北野町	北野町4	II-6858	107次	令和2年12月18日	有	田根小学校
80	瓜生町	瓜生町1	II-6860	107次	令和2年12月18日	有	田根まちづくりセンター
81	瓜生町	瓜生町2	I-6853	107次	令和2年12月18日	有	田根まちづくりセンター
82	須賀谷町、尊勝寺町	須賀谷町3	I-6852	107次	令和2年12月18日	有	田根まちづくりセンター
83	東上坂町	東上坂町1	II-6826	107次	令和2年12月18日	有	北郷里小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
84	保多町	保多 2	Ⅱ-6827	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	北郷里小学校
85	石田町	石田 7	I-6949	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	東中学校
86	石田町	石田 8	Ⅱ-6828	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	東中学校
87	石田町	石田 9	Ⅱ-6829	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	東中学校
88	八条町	八条 4	Ⅱ-6838	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	東中学校
89	本庄町	本庄 2	I-6845	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
90	鳥羽上町	鳥羽上 3	Ⅱ-6830	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
91	鳥羽上町	鳥羽上 4	Ⅱ-6831	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
92	鳥羽上町	鳥羽上 5	Ⅱ-6832	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
93	鳥羽上町	鳥羽上 6	Ⅱ-6833	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
94	鳥羽上町	鳥羽上 7	Ⅲ-6727	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
95	鳥羽上町	鳥羽上 8	Ⅲ-6730	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
96	鳥羽上町	鳥羽上 9	Ⅱ-6835	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
97	鳥羽上町	鳥羽上 1 0	Ⅱ-6836	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
98	鳥羽上町	鳥羽上 1 1	Ⅱ-6837	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
99	常喜町	常喜 2	Ⅱ-6840	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
100	常喜町	常喜 3	Ⅲ-6728	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
101	名越町	名越 3	Ⅱ-6841	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
102	名越町	名越 4	I-6826	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
103	名越町	名越 5	Ⅱ-6842	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
104	名越町	名越 6	I-6827	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
105	名越町	名越 7	I-6846	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
106	布勢町	布勢 3	Ⅱ-6843	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
107	加田町	加田 4	I-6836	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
108	寺田町、田村町	寺田 1	I-6950	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
109	大門町	大門 3	Ⅲ-6742	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
110	大門町	大門 4	I-6863	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
111	大依町	大依 3	I-6859	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
112	大依町	大依 4	I-6860	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
113	大依町	大依 5	I-6861	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
114	大依町	大依 6	Ⅲ-6741	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
115	大依町	大依 7	I-6862	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
116	上野町	上野 6	I-6854	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
117	上野町	上野 7	I-6855	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
118	上野町	上野 8	I-6856	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
119	谷口町	谷口町 3	Ⅲ-6738	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根まちづくりセンター
120	谷口町	谷口町 4	Ⅱ-6857	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根まちづくりセンター
121	田村町	田村 1	I-6951	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	長浜南小学校
122	高山町	高山 7	I-6844	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
123	高山町	高山 8	I-6945	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
124	高山町	高山 9	I-6946	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
125	高山町	高山 1 0	I-6847	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
126	高山町、草野町	高山 1 1	I-6848	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
127	高山町	高山 1 2	I-6911	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
128	野瀬町	野瀬 5	I-6912	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
129	野瀬町	野瀬 6	Ⅱ-6898	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
130	鍛冶屋町	鍛冶屋 5	I-6913	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
131	太田町、野瀬町	太田 3	I-6947	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	上草野まちづくりセンター
132	醍醐町	醍醐町 1	I-6914	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	-	浅井小学校
133	醍醐町	醍醐町 2	II-6899	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
134	醍醐町	醍醐町 3	III-6755	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	浅井小学校
135	木尾町	木尾 4	I-6858	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
136	木尾町	木尾 5	III-6739	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
137	木尾町	木尾 6	II-6861	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
138	木尾町	木尾 7	II-6862	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
139	木尾町	木尾 8	II-6863	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
140	木尾町	木尾 9	II-6864	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
141	木尾町、八島町	木尾 1 0	III-6740	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根小学校
142	木尾町	木尾 1 1	I-6857	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	-	田根小学校
143	池奥町	池奥 3	II-6859	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根まちづくりセンター
144	池奥町	池奥 4	I-6850	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	田根まちづくりセンター

(※) : 再指定

(虎姫地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	虎姫町中野	中野	I-6762	5 次	平成 18 年 3 月 30 日	有	虎姫まちづくりセンター
2	中野町	中野 2	II-6854	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	虎姫まちづくりセンター

(湖北地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	湖北町山本	山本<1>	I-6086	10 次	平成 19 年 3 月 30 日	有	山本山運動広場体育館
2	湖北町山本、高月町西阿閉	山本<2>	I-6764	10 次	平成 19 年 3 月 30 日	有	山本山運動広場体育館
3	湖北町山本 (※)	山本③	II-6751	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	山本山運動広場体育館
4	小谷上山田町	上山田	II-6752	67 次	平成 27 年 3 月 30 日	有	小谷小学校
5	小谷町上山田町	上山田(2)	II-6801	67 次	平成 27 年 3 月 30 日	有	小谷小学校
6	湖北町別所	別所	I-6767	72 次	平成 28 年 3 月 30 日		小谷小学校
7	湖北町山脇	山脇	I-6087	76 次	平成 29 年 1 月 13 日		小谷小学校
8	湖北町石川	石川	I-6085	78 次	平成 29 年 3 月 10 日	有	山本山運動広場体育館
9	湖北町石川	石川②	II-6750	78 次	平成 29 年 3 月 10 日	有	山本山運動広場体育館
10	湖北町津里	津の里	I-6763	78 次	平成 29 年 3 月 10 日	有	山本山運動広場体育館
11	小谷美濃山町	美濃山(1)	II-6802	78 次	平成 29 年 3 月 10 日	有	小谷小学校
12	小谷郡上町	郡上①	I-6088	80 次	平成 29 年 3 月 31 日	有	小谷小学校
13	小谷郡上町	郡上②	II-6766	80 次	平成 29 年 3 月 31 日	有	小谷小学校
14	小谷郡上町	郡上③	II-6816	80 次	平成 29 年 3 月 31 日	有	小谷小学校
15	小谷郡上町	小谷郡上町 5	I-6842	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	小谷小学校
16	小谷郡上町	小谷郡上町 6	II-6853	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	小谷小学校
17	小谷郡上町	小谷郡上町 7	III-6736	107 次	令和 2 年 12 月 18 日	有	小谷小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
18	湖北町山本	山本4	III-6737	107次	令和2年12月18日	有	山本山運動広場体育館
19	湖北町山本	山本5	I-6843	107次	令和2年12月18日	有	山本山運動広場体育館
20	下山田	下山田1	II-6849	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
21	小谷丁野町	小谷丁野町1	I-6840	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
22	小谷丁野町	小谷丁野町2	I-6944	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
23	小谷丁野町	小谷丁野町3	I-6841	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
24	小谷丁野町	小谷丁野町5	II-6850	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
25	小谷美濃山町	美濃山2	II-6852	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
26	小谷上山田町	小谷上山田町3	I-6839	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校
27	小谷上山田町、下山田	小谷上山田町4	I-6956	107次	令和2年12月18日	有	小谷小学校

(※) : 再指定

(高月地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	高月町馬上	馬上<5>	I-7701	5次	平成18年3月30日	有	高月小学校
2	高月町馬上、雨森	馬上<1>	III-7712	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
3	高月町馬上	馬上<2>	I-7702	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
4	高月町馬上	馬上<6>	I-7003	5次	平成18年3月30日	有	高月小学校
5	高月町雨森、馬上	馬上<7>	III-7713	5次	平成18年3月30日	-	高月小学校
6	高月町唐川、東高田	唐川<4>	I-7521	5次	平成18年3月30日	有	七郷小学校
7	高月町唐川～木之本町千田 (※)	唐川①	III-7718	101次	平成31年3月26日	有	七郷小学校
8	高月町高野	高野	I-7004	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
9	高月町高野	高野<1>	I-7703	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
10	高月町高野	高野<2>	II-7702	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
11	高月町高野	高野<3>	III-7714	6次	平成18年10月23日	-	富永小学校
12	高月町高野	高野<4>	III-7821	6次	平成18年10月23日	有	富永小学校
13	高月町洞戸	洞戸<2>	I-7522	7次	平成19年2月13日	有	富永小学校
14	高月町洞戸	洞戸<1>	I-7502	7次	平成19年2月13日	有	富永小学校
15	高月町洞戸	洞戸<5>	III-7720	7次	平成19年2月13日	有	富永小学校
16	高月町尾山	尾山<1>	I-7704	9次	平成19年3月22日	有	富永小学校
17	高月町尾山	尾山<2>	I-7705	9次	平成19年3月22日	有	富永小学校
18	高月町尾山	尾山<8>	III-7725	9次	平成19年3月22日	有	富永小学校
19	高月町尾山	尾山<9>	III-7726	9次	平成19年3月22日	有	富永小学校
20	高月町西野	西野	I-7501	14次	平成19年12月25日	有	古保利小学校
21	高月町西野	西野<1>	III-7706	14次	平成19年12月25日	有	古保利小学校
22	高月町尾山	尾山④	II-7704	74次	平成28年12月14日	有	富永小学校
23	高月町松尾 (※)	松尾	I-7002	85次、101次	平成29年12月13日 平成31年3月26日	有	古保利小学校
24	高月町松尾	松尾③	II-7826	85次	平成29年12月13日	有	古保利小学校
25	高月町松尾	松尾②	III-7707	85次	平成29年12月13日	有	古保利小学校
26	高月町片山	片山①	II-7702	101次	平成26年3月26日	有	古保利小学校
27	高月町片山	片山②	I-7001	101次	平成26年3月26日	有	古保利小学校

(※) : 再指定

(木之本地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	木之本町石道	石道	I-7013	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
2	木之本町杉本	杉本<1>	I-7720	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
3	木之本町杉本、川合	杉本<2>	III-7740	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
4	木之本町杉本	杉本<3>	III-7742	5次	平成18年3月30日	有	高時小学校
5	木之本町田部	田部<2>	III-7719	7次	平成19年2月13日	有	木之本文化センター
6	木之本町田部 (※)	田部①	I-7014	108次	令和3年1月8日	有	木之本文化センター
7	木之本町金居原	金居原<1>	I-7005	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
8	木之本町金居原	金居原<2>	I-7006	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
9	木之本町金居原	金居原<3>	I-7007	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
10	木之本町金居原	金居原<4>	I-7726	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
11	木之本町金居原	金居原<5>	I-7724	13次	平成19年11月9日	有	高時小学校
12	木之本町金居原	金居原<6>	I-7725	13次	平成19年11月9日	有	高時小学校
13	木之本町金居原	金居原<8>	I-7825	13次	平成19年11月9日	-	高時小学校
14	木之本町赤尾	赤尾	I-7022	13次	平成19年11月9日	有	長浜伊香ツインアリーナ
15	木之本町赤尾	赤尾(1)	I-7707	13次	平成19年11月9日	有	長浜伊香ツインアリーナ
16	木之本町赤尾	赤尾(2)	III-7727	13次	平成19年11月9日	有	長浜伊香ツインアリーナ
17	木之本町杉野	杉野	I-7008	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
18	木之本町杉野	杉野(1)	I-7510	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
19	木之本町杉野	杉野(3)	I-7721	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
20	木之本町杉野	杉野(4)	I-7722	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
21	木之本町杉野	杉野(5)	I-7723	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
22	木之本町杉野	杉野(6)	III-7743	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
23	木之本町杉野	杉野(7)	III-7744	21次	平成20年3月24日	有	高時小学校
24	木之本町北布施	北布施<1>	I-7020	30次	平成21年2月25日	有	長浜伊香ツインアリーナ
25	木之本町北布施	北布施<2>	I-7021	30次	平成21年2月25日	有	長浜伊香ツインアリーナ
26	木之本町北布施	北布施<3>	I-7827	30次	平成21年2月25日	有	長浜伊香ツインアリーナ
27	木之本町北布施	北布施<4>	III-7729	30次	平成21年2月25日	有	長浜伊香ツインアリーナ
28	木之本町西山 (※)	西山	I-7507	108次	令和3年1月8日	-	長浜伊香ツインアリーナ
29	木之本町西山	西山<2>	II-7019	30次	平成21年2月25日	有	長浜伊香ツインアリーナ
30	木之本町音羽	音羽	I-7719	30次	平成21年2月25日	有	高時小学校
31	木之本町古橋	古橋<1>	I-7713	30次	平成21年2月25日	有	高時小学校
32	木之本町古橋	古橋<3>	II-7828	30次	平成21年2月25日	有	高時小学校
33	木之本町大見	大見<1>	I-7503	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
34	木之本町大見	大見<2>	I-7517	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
35	木之本町大見	大見<3>	I-7716	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
36	木之本町大見	大見<4>	I-7717	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
37	木之本町大見	大見<6>	III-7739	30次	平成21年2月25日	有	大見いこいの広場
38	木之本町黒田	大沢	I-7509	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
39	木之本町黒田	黒田<1>	II-7706	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
40	木之本町黒田	黒田<2>	II-7707	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
41	木之本町黒田	黒田<5>	II-7830	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
42	木之本町黒田	黒田<6>	II-7831	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
43	木之本町黒田	黒田<3>	III-7733	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
44	木之本町黒田	黒田<4>	III-7734	40次	平成22年1月18日	有	木之本小学校
45	木之本町川合	川合<1>	I-7010	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
46	木之本町川合	川合<2>	I-7011	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
47	木之本町川合	川合<3>	I-7012	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
48	木之本町川合	川合<4>	I-7714	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
49	木之本町川合	川合<5>	I-7715	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
50	木之本町川合	川合<7>	III-7737	40次	平成22年1月18日	有	高時小学校
51	木之本町大音	大音	I-7508	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
52	木之本町大音	大音(1)	I-7709	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
53	木之本町大音	大音(4)	II-7829	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
54	木之本町大音	大音(3)	III-7731	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
55	木之本町大音	大音(2)	III-7732	42次	平成22年2月26日	有	長浜伊香ツインアリーナ
56	木之本町音羽	音羽(2)	II-7838	49次	平成23年2月28日	有	高時小学校
57	木之本町田部	アットリ	I-7505	49次	平成23年2月28日	有	木之本文化センター
58	木之本町田部	田部(3)	I-7708	49次	平成23年2月28日	有	木之本文化センター
59	木之本町黒田、木之本	北ノ町	I-7015	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
60	木之本町黒田	黒田	I-7016	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
61	木之本町木之本	木之本(1)	I-7711	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
62	木之本町木之本	木之本(2)	I-7712	49次	平成23年2月28日	有	木之本小学校
63	木之本町飯浦	飯浦(1)	I-7017	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
64	木之本町飯浦	飯浦(2)	I-7710	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
65	木之本町飯浦	飯浦(3)	I-7841	53次	平成23年12月2日	有	長浜伊香ツインアリーナ
66	木之本町川合	川合(9)	I-7832	53次	平成23年12月2日	有	高時小学校
67	木之本町金居原	金居原⑦	I-7727	80次	平成29年3月31日	有	高時小学校
68	木之本町金居原	金居原(14)	III-7046	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
69	木之本町金居原	金居原(15)	III-7073	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
70	木之本町金居原	金居原(16)	I-7074	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
71	木之本町杉本	杉本(4)	I-7086	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
72	木之本町杉野	杉野(8)	I-7044	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
73	木之本町杉野	杉野(9)	II-7045	108次	令和3年1月8日	-	高時小学校
74	木之本町大見	大見	I-7043	108次	令和3年1月8日	有	大見いこいの広場
75	木之本町大見	大見(7)	I-7072	108次	令和3年1月8日	有	大見いこいの広場
76	木之本町川合	川合(10)	I-7026	108次	令和3年1月8日	-	高時小学校
77	木之本町石道	石道(1)	I-7030	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
78	木之本町石道	石道(2)	I-7042	108次	令和3年1月8日	有	高時小学校
79	木之本町木之本	木之本(3)	I-7009	108次	令和3年1月8日	有	木之本小学校
80	木之本町田部	田部(4)	II-7087	108次	令和3年1月8日	有	木之本文化センター
81	木之本町田部	田部(5)	I-7071	108次	令和3年1月8日	有	木之本文化センター
82	木之本町大音	大音(5)	I-7069	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ
83	木之本町大音	大音(6)	I-7070	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ
84	木之本町大音	大音(7)	I-7088	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
85	木之本町大音	大音(8)	I-7089	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ
86	木之本町山梨子	山梨子	I-7014	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ
87	木之本町飯浦	飯浦(4)	I-7507	108次	令和3年1月8日	有	長浜伊香ツインアリーナ

(※) : 再指定

(余呉地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	余呉町池原	池原<2>	II-7724	2次	平成17年3月30日	有	余呉小中学校
2	余呉町池原	池原<4>	II-7726	2次	平成17年3月30日	有	余呉小中学校
3	余呉町新堂	新堂<1>	I-7746	2次	平成17年3月30日	有	余呉小中学校
4	余呉町池原	池原<1>	I-7745	3次	平成17年6月22日	有	余呉小中学校
5	余呉町摺墨	摺墨<6>	I-7024	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
6	余呉町摺墨、上丹生	摺墨<7>	I-7025	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
7	余呉町摺墨、上丹生	摺墨<1>	I-7739	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
8	余呉町摺墨、上丹生	摺墨<5>	II-7718	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
9	余呉町摺墨	摺墨<4>	II-7719	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
10	余呉町摺墨	摺墨<3>	II-7720	5次	平成18年3月30日	有	旧鏡岡中学校
11	余呉町国安、池原	国安	II-7723	5次	平成18年3月30日	有	余呉小中学校
12	余呉町川並	川並<1>	I-7515	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
13	余呉町川並	川並<4>	I-7728	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
14	余呉町川並	川並<3>	I-7729	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
15	余呉町川並	川並<5>	II-7710	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
16	余呉町文室	文室<1>	I-7743	6次	平成18年10月23日	-	余呉小中学校
17	余呉町文室	文室	II-7721	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
18	余呉町文室	文室<2>	I-7744	6次	平成18年10月23日	有	余呉小中学校
19	余呉町菅並	菅並	I-7023	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
20	余呉町菅並	菅並<1>	I-7740	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
21	余呉町菅並	菅並<2>	I-7741	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
22	余呉町菅並	菅並<3>	III-7765	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
23	余呉町菅並	菅並<5>	III-7767	7次	平成19年2月13日	有	菅並集会所
24	余呉町下丹生、中之郷	中之郷<4>	I-7735	7次	平成19年2月13日	有	余呉小中学校
25	余呉町下丹生	下丹生<1>	II-7714	7次	平成19年2月13日	有	旧鏡岡中学校
26	余呉町上丹生	上丹生	I-7516	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
27	余呉町上丹生	上丹生<2>	I-7737	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
28	余呉町上丹生	上丹生<1>	I-7738	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
29	余呉町上丹生	上丹生<3>	II-7715	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
30	余呉町上丹生	上丹生<4>	II-7717	14次	平成19年12月25日	有	旧鏡岡中学校
31	余呉町柳ヶ瀬	柳瀬	I-7513	32次	平成21年3月9日	有	余呉小中学校
32	余呉町小谷	小谷	I-7028	33次	平成21年3月13日	有	余呉小中学校
33	余呉町小谷	小谷<1>	II-7727	33次	平成21年3月13日	有	余呉小中学校
34	余呉町椿坂	椿坂	I-7520	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
35	余呉町椿坂	椿坂<1>	I-7748	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
36	余呉町椿坂	椿坂<9>	II-7834	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
37	余呉町椿坂	椿坂<7>	III-7779	43次	平成22年3月5日	有	余呉小中学校
38	余呉町下余呉	下余呉(1)	I-7730	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
39	余呉町中之郷	中之郷(3)	I-7734	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
40	余呉町中之郷	中之郷(7)	II-7713	49次	平成23年2月28日	有	余呉小中学校
41	余呉町八戸	八戸(1)	I-7514	54次、 101次	平成24年2月8日	有	余呉小中学校
42	余呉町八戸	八戸(2)	I-7731	54次、 101次	平成24年2月8日	有	余呉小中学校
43	余呉町八戸	八戸(3)	II-7712	54次	平成24年2月8日	有	余呉小中学校
44	余呉町八戸	八戸(4)	I-7842	54次	平成24年2月8日	有	余呉小中学校
45	余呉町中河内	里ノ内①	I-7512	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
46	余呉町中河内	里ノ内②	I-7027	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
47	余呉町中河内	尻江	I-7519	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
48	余呉町中河内	ショウガ谷	I-7750	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
49	余呉町中河内	一里岩①	I-7751	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
50	余呉町中河内	中河内	I-7752	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
51	余呉町中河内	一里岩②	I-7848	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
52	余呉町中河内	川下	II-7730	61次	平成26年3月31日	有	余呉小中学校
53	余呉町中河内	椿坂2	II-7728	71次	平成28年3月11日	有	余呉小中学校
54	余呉町中河内	椿坂3	II-7729	71次	平成28年3月11日	有	余呉小中学校
55	余呉町中之郷	中之郷(10)	III-7742	96次	平成30年9月28日	有	余呉小中学校
56	余呉町坂口	坂口	I-7058	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
57	余呉町中之郷	中之郷(2)	I-7049	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
58	余呉町中之郷	中之郷(11)	I-7048	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
59	余呉町中之郷	中之郷(12)	I-7075	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
60	余呉町八戸	八戸(5)	II-7047	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
61	余呉町上丹生	上丹生(7)	I-7059	108次	令和3年1月8日	-	旧鏡岡中学校
62	余呉町菅並	菅並(6)	II-7060	108次	令和3年1月8日	有	菅並集会所
63	余呉町菅並	菅並(7)	I-7061	108次	令和3年1月8日	有	菅並集会所
64	余呉町菅並	菅並(8)	I-7062	108次	令和3年1月8日	有	菅並集会所
65	余呉町文室	文室(3)	I-7050	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
66	余呉町国安	国安(1)	I-7051	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
67	余呉町国安	国安(2)	I-7052	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
68	余呉町摺墨	摺墨(8)	I-7076	108次	令和3年1月8日	有	旧鏡岡中学校
69	余呉町椿坂	椿坂(10)	II-7054	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
70	余呉町池原	池原(5)	III-7053	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
71	余呉町中河内	中河内(4)	I-7749	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
72	余呉町中河内	中河内(9)	II-7780	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
73	余呉町中河内	中河内(15)	III-7055	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
74	余呉町中河内	中河内(16)	III-7056	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校
75	余呉町中河内	中河内(17)	I-7057	108次	令和3年1月8日	有	余呉小中学校

(西浅井地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	西浅井町集福寺	集福寺	I-7033	77次	平成29年3月8日	有	塩津小学校
2	西浅井町集福寺	集福寺①	I-7772	77次	平成29年3月8日	有	塩津小学校
3	西浅井町集福寺	集福寺<4>	II-7741	2次	平成17年3月30日	有	塩津小学校
4	西浅井町集福寺	集福寺<8>	III-7811	2次	平成17年3月30日	有	塩津小学校
5	西浅井町集福寺	集福寺<6>	III-7809	2次	平成17年3月30日	有	塩津小学校
6	西浅井町塩津中	塩津中<1>	I-7768	5次	平成18年3月30日	有	西浅井中学校
7	西浅井町塩津中	塩津中<2>	I-7769	5次	平成18年3月30日	有	西浅井中学校
8	西浅井町塩津中	塩津中	I-7032	5次	平成18年3月30日	-	西浅井中学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
9	西浅井大浦 (※)	大浦②	I-7039	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
10	西浅井大浦、菅浦	大浦<3>	I-7040	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
11	西浅井大浦	大浦<4>	I-7041	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
12	西浅井大浦	大浦<9>	I-7760	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
13	西浅井大浦	大浦<12>	I-7763	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
14	西浅井大浦	大浦<13>	I-7764	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
15	西浅井大浦	大浦<15>	II-7732	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
16	西浅井大浦	大浦<16>	III-7786	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
17	西浅井大浦	大浦<17>	III-7787	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
18	西浅井大浦	大浦<18>	III-7788	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
19	西浅井大浦	大浦<19>	III-7795	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
20	西浅井大浦	大浦<20>	III-7796	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
21	西浅井町菅浦	菅浦<1>	I-7036	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
22	西浅井町菅浦	菅浦<2>	I-7037	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
23	西浅井町菅浦	菅浦<3>	I-7753	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
24	西浅井町菅浦	菅浦<4>	I-7755	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
25	西浅井町菅浦、大浦	菅浦<5>	I-7756	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
26	西浅井町菅浦	菅浦<6>	I-7757	9次	平成19年3月22日	有	西浅井まちづくりセンター
27	西浅井町菅浦	大浦<1>	I-7038	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
28	西浅井町菅浦	大浦<11>	I-7762	9次	平成19年3月22日	-	西浅井まちづくりセンター
29	西浅井町塩津浜	塩津浜<1>	I-7029	13次	平成19年11月9日	有	西浅井中学校
30	西浅井町塩津浜	塩津浜<3>	I-7767	13次	平成19年11月9日	-	西浅井中学校
31	西浅井町塩津浜	塩津浜<4>	I-7031	13次	平成19年11月9日	-	西浅井中学校
32	西浅井町横波	横波<1>	II-7737	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
33	西浅井町横波	横波<2>	II-7738	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
34	西浅井町横波	横波<3>	II-7739	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
35	西浅井町横波	横波<7>	III-7806	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
36	西浅井町沓掛	沓掛<1>	I-7774	15次	平成20年1月30日	-	塩津小学校
37	西浅井町沓掛	沓掛<2>	I-7775	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
38	西浅井町沓掛	沓掛3	II-7824	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
39	西浅井町沓掛	沓掛<4>	III-7813	15次	平成20年1月30日	有	塩津小学校
40	西浅井町野坂	野坂	I-7518	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
41	西浅井町祝山	祝山	III-7802	31次	平成21年2月27日	有	西浅井中学校
42	西浅井町庄	庄<1>	I-7765	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
43	西浅井町庄	庄<2>	I-7766	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター

資料編

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
44	西浅井町庄	庄<3>	I-7776	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
45	西浅井町山門	山門<1>	I-7779	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
46	西浅井町山門	山門<3>	III-7818	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
47	西浅井町山門	山門<4>	III-7819	33次	平成21年3月13日	有	西浅井まちづくりセンター
48	西浅井町岩熊(※)	岩熊	I-7034	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
49	西浅井町岩熊	岩熊<2>	II-7736	39次	平成21年12月25日	有	西浅井中学校
50	西浅井町岩熊	岩熊<5>	II-7835	39次	平成21年12月25日	有	西浅井中学校
51	西浅井町岩熊	岩熊<6>	II-7836	39次	平成21年12月25日	有	西浅井中学校
52	西浅井町岩熊	岩熊<3>	III-7799	39次	平成21年12月25日	有	西浅井中学校
53	西浅井町月出	月出<1>	II-7733	42次	平成22年2月26日	有	西浅井中学校
54	西浅井町月出	月出<2>	II-7837	42次	平成22年2月26日	-	西浅井中学校
55	西浅井町月出	月出	I-7035	42次	平成22年3月5日	有	西浅井中学校
56	西浅井町余	余(1)	I-7770	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
57	西浅井町余	余(2)	I-7771	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
58	西浅井町余	余(3)	III-7807	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
59	西浅井町余	余(4)	II-7839	49次	平成23年2月28日	有	塩津小学校
60	西浅井町黒山	黒山(2)	III-7794	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
61	西浅井町庄	庄(5)	II-7840	49次	平成23年2月28日	有	西浅井まちづくりセンター
62	西浅井町山田	山田(1)	I-7759	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
63	西浅井町山田	山田(2)	I-7843	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
64	西浅井町小山	小山(1)	III-7790	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
65	西浅井町小山、八田部	小山(2)	III-7798	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
66	西浅井町小山	小山(3)	I-7844	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
67	西浅井町小山	小山(4)	I-7845	53次	平成23年12月2日	有	西浅井まちづくりセンター
68	西浅井町集福寺	集福寺	I-7033	77次	平成29年3月8日	有	塩津小学校
69	西浅井町集福寺	集福寺(1)	I-7772	77次	平成29年3月8日	有	塩津小学校
70	西浅井町横波	横波⑤	II-7804	80次	平成29年3月31日	有	塩津小学校
71	西浅井町横波	横波④	III-7803	80次	平成29年3月31日	有	塩津小学校
72	西浅井町横波	横波⑥	III-7805	80次	平成29年3月31日	有	塩津小学校
73	西浅井町大浦	大浦(20)	II-7851	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
74	西浅井町大浦	大浦(24)	II-7852	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
75	西浅井町大浦	大浦(25)	III-7853	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
76	西浅井町大浦	大浦(22)	III-7855	93次	平成30年3月30日	有	西浅井まちづくりセンター
77	西浅井町大浦	大浦(21)	II-7854	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
78	西浅井町大浦	大浦(23)	III-7856	95次	平成30年9月21日	有	西浅井まちづくりセンター
79	西浅井町菅浦	菅浦(7)	II-7849	96次	平成30年9月28日	有	西浅井まちづくりセンター
80	西浅井町塩津浜	塩津浜(8)	I-7083	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
81	西浅井町塩津中	塩津中(3)	I-7067	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
82	西浅井町塩津中	塩津中(4)	I-7081	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
83	西浅井町余	余(5)	II-7065	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
84	西浅井町余	余(6)	II-7066	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
85	西浅井町沓掛	沓掛(5)	I-7814	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
86	西浅井町沓掛	沓掛(9)	I-7080	108次	令和3年1月8日	有	塩津小学校
87	西浅井町岩熊	岩熊(7)	II-7082	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
88	西浅井町大浦	大浦(14)	II-7077	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
89	西浅井町大浦	大浦(26)	I-7063	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
90	西浅井町大浦	大浦(27)	I-7064	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
91	西浅井町大浦	大浦(28)	III-7078	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
92	西浅井町大浦	大浦(29)	II-7079	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
93	西浅井町菅浦	菅浦(8)	II-7085	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
94	西浅井町月出	月出(3)	I-7084	108次	令和3年1月8日	有	西浅井中学校
95	西浅井町山門	山門(6)	III-7090	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター
96	西浅井町庄	庄(6)	II-7777	108次	令和3年1月8日	有	西浅井まちづくりセンター

(※) : 再指定

出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和6年8月現在）

資料編

[地すべり]

(木之本地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	木之本町杉野	杉野(2)	7054	108次	令和3年1月8日	-	高時小学校
2	木之本町大見	大見(1)	7056	108次	令和3年1月8日	-	大見いこいの広場
3	木之本町大見	大見(2)	7057	108次	令和3年1月8日	-	大見いこいの広場

(余呉地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	余呉町上丹生	上丹生(1)	7058	108次	令和3年1月8日	-	旧鏡岡中学校

(西浅井地域)

番号	所在地	区域名	区域番号	指定	指定年月日	特別警戒区域	避難所
1	西浅井町大浦	中原	7055	81次	平成29年5月1日	-	西浅井まちづくりセンター
2	西浅井町大浦	大浦(1)	7059	108次	令和3年1月8日	-	西浅井まちづくりセンター

出典：滋賀県土木交通部流域政策局砂防室ホームページ（令和6年8月現在）

6. 山地災害危険地区

〔山腹崩壊危険地区〕

地区名	所在地	保全対象
石田	石田町	人家 20 戸 道路
チャガハナ	石田町チャガハナ	人家 50 戸 道路
堀部	堀部町	人家 60 戸 公共施設 道路
保多	保多町	人家 32 戸 公共施設 道路
垣籠	垣籠町	人家 53 戸 道路
八条	八条町	人家 70 戸 公共施設 道路
南鳥羽上	鳥羽上町南鳥羽上	人家 57 戸 公共施設 道路
北鳥羽上	鳥羽上町北鳥羽上	人家 70 戸 道路
トンネル	鳥羽上町トンネル	道路
北谷	名越町北谷	人家 7 戸 道路
四面山	名越町四面山	道路
上山	名越町上山	人家 10 戸 公共施設 道路
前山	名越町前山	人家 12 戸 公共施設 道路
小一条	小一条町	人家 13 戸 道路
大依	大依町	人家 25 戸 道路
木尾	木尾町	人家 20 戸 道路
上野	上野町	人家 10 戸 道路
谷口①	谷口町谷口①	道路
谷口②	谷口町谷口②	人家 9 戸 道路
北野	北野町	人家 40 戸 道路
池奥	池奥町	人家 20 戸 道路
田川	田川町	人家 30 戸 道路
小野寺	小野寺町	人家 40 戸 道路
醍醐	醍醐町	人家 16 戸 道路
徳山	徳山町	道路
飯山	飯山町	人家 20 戸 道路
大門①	大門町大門①	人家 20 戸 公共施設 道路
大門②	大門町大門②	人家 20 戸 道路
乗倉	乗倉町	人家 25 戸 道路

資料編

地区名	所在地	保全対象
今庄	今莊町	道路
野瀬①	野瀬町野瀬①	人家 11 戸 道路
野瀬②	野瀬町野瀬②	人家 15 戸 道路
草野	草野町	人家 8 戸 道路
東谷	高山町東谷	人家 9 戸 道路
鳥越	高山町鳥越	人家 4 戸 道路
西谷	高山町西谷	人家 14 戸 道路
西俣谷	高山町西俣谷	道路
霜谷	高山町霜谷	公共施設 道路
寺師	寺師町寺師	人家 26 戸 道路
西村	西村町西村	人家 40 戸 道路
太田	太田町太田	人家 30 戸 道路
郷野	郷野町郷野	人家 60 戸 道路
鍛冶屋①	鍛冶屋町鍛冶屋①	人家 60 戸 道路
鍛冶屋②	鍛冶屋町鍛冶屋②	人家 6 戸 道路
岡谷	岡谷町岡谷	人家 14 戸 道路
野瀬	野瀬町野瀬③	人家 11 戸 道路
竹生島	早崎町竹生島	公共施設 道路
中野	虎姫町中野	人家 46 戸 道路
郡上	湖北町郡上	人家 70 戸 道路
上山田	湖北町上山田	人家 72 戸 道路
丁野	湖北町丁野	人家 15 戸 道路
別所	湖北町別所	人家 32 戸 道路
山本	湖北町山本	人家 10 戸 公共施設 道路
洞戸	高月町洞戸	人家 6 戸
洞戸上	高月町洞戸上	人家 14 戸
高野	高月町高野	人家 42 戸 道路
南馬上	高月町馬上南馬上	人家 28 戸 公共施設 道路
北馬上	高月町馬上北馬上	人家 2 戸 公共施設 道路
松尾	高月町松尾	人家 52 戸 道路
片山	高月町片山	人家 25 戸 道路

地区名	所在地	保全対象
唐川	高月町唐川	人家 16 戸 公共施設 道路
洞戸②	高月町洞戸②	人家 11 戸 公共施設 道路
高野②	高月町高野②	道路
朝日山	高月町西阿閉	人家 129 戸 道路
宅ヶ谷	木之本町金居原宅ヶ谷	人家 14 戸 公共施設 道路
北谷	木之本町金居原北谷	人家 2 戸 道路
堀近	木之本町金居原堀近	人家 25 戸 道路
向	木之本町杉野向	人家 3 戸 公共施設 道路
杉野	木之本町杉野	人家 35 戸 公共施設 道路
網谷	木之本町杉野網谷	道路
ソブタニ	木之本町杉野ソブタニ	公共施設 道路
杉本	木之本町杉本	人家 6 戸 公共施設 道路
丹生谷	木之本町杉野丹生谷	道路
音羽	木之本町音羽	道路
音羽谷	木之本町音羽谷	道路
大見	木之本町大見	人家 4 戸 公共施設 道路
大見下	木之本町大見下	道路
口無	木之本町大見口無	公共施設 道路
川合①	木之本町川合川合①	人家 157 戸 道路
川合②	木之本町川合②	人家 56 戸 道路
南竜谷	木之本町川合南竜谷	道路
牛谷	木之本町川合牛谷	人家 7 戸 道路
古橋	木之本町古橋	道路
高等学校	木之本町木之本高等学校	公共施設
墓ノ谷	木之本町木之本墓ノ谷	人家 15 戸 公共施設 道路
西黒田	木之本町黒田西黒田	人家 22 戸 公共施設 道路
大沢	木之本町黒田大沢	人家 13 戸 道路
田部	木之本町田部	道路
西光寺	木之本町田部西光寺	人家 6 戸 公共施設 道路
児童館	木之本町田部児童館	公共施設 道路
田居	木之本町大音田居	人家 4 戸 道路

資料編

地区名	所在地	保全対象
登山口	木之本町大音登山口	人家 12 戸 公共施設 道路
大音	木之本町大音	人家 36 戸 道路
飯浦	木之本町飯浦	人家 45 戸 道路
山梨子	木之本町山梨子	人家 17 戸 道路
西山	木之本町西山	人家 65 戸 道路
北布施	木之本町北布施	人家 22 戸 道路
赤尾北	木之本町赤尾赤尾北	人家 33 戸 道路
赤尾西	木之本町赤尾赤尾西	人家 24 戸 道路
赤尾南	木之本町赤尾赤尾南	人家 14 戸 道路
小山	木之本町西山小山	道路
坂口	余呉町坂口	公共施設
中之郷	余呉町中之郷	公共施設 道路
八戸	余呉町八戸	人家 30 戸 道路
川並	余呉町川並	人家 8 戸 道路
佛谷	余呉町川並佛谷	人家 10 戸 公共施設 道路
下丹生	余呉町下丹生	人家 60 戸 道路
摺墨道	余呉町上丹生摺墨道	人家 10 戸 公共施設 道路
東風ヶ洞	余呉町上丹生東風ヶ洞	人家 30 戸 公共施設 道路
摺墨	余呉町摺墨	人家 13 戸 道路
菅並	余呉町菅並	人家 80 戸 道路
菅並口	余呉町菅並菅並口	道路
洞寿院上	余呉町菅並洞寿院上	道路
小市	余呉町菅並小市	道路
ママスガワ	余呉町文室ママスガワ	人家 6 戸 公共施設 道路
上出	余呉町文室上出	人家 7 戸 公共施設 道路
国安	余呉町国安	人家 40 戸 道路
東野	余呉町東野	人家 20 戸 公共施設 道路
池原	余呉町池原	道路
小谷	余呉町小谷	人家 25 戸 道路
柳ヶ瀬	余呉町柳ヶ瀬	道路
柳ヶ瀬山	余呉町柳ヶ瀬山	道路

地区名	所在地	保全対象
椿坂	余呉町椿坂	人家 15 戸 道路
椿坂峠	余呉町椿坂峠	道路
中河内	余呉町中河内	人家 10 戸 道路
半明	余呉町中河内判明	道路
摺墨②	余呉町摺墨②	人家 25 戸 公共施設 道路
塩津浜	西浅井町塩津浜	人家 10 戸 公共施設 道路
旧役場	西浅井町塩津浜旧役場	人家 4 戸 公共施設 道路
祝山	西浅井町祝山	人家 25 戸 道路
野坂	余呉町野坂	公共施設 道路
余	西浅井町余	人家 21 戸 公共施設
集福寺東	西浅井町集福寺東	人家 16 戸 公共施設 道路
集福寺西	西浅井町集福寺西	人家 8 戸 公共施設 道路
沓掛	西浅井町沓掛	人家 10 戸
宮前	西浅井町沓掛宮前	人家 8 戸 公共施設 道路
沓掛口	西浅井町沓掛口	人家 20 戸
横波	西浅井町横波	人家 15 戸 道路
岩熊	西浅井町岩熊	人家 60 戸 道路
小学校	西浅井町大浦小学校	公共施設 道路
大浦漁港	西浅井町大浦漁港	人家 11 戸 公共施設 道路
大浦	西浅井町大浦	人家 30 戸 公共施設 道路
菅浦	西浅井町菅浦	人家 45 戸 道路
月出	西浅井町月出	人家 13 戸 道路
八田部	西浅井町八田部	人家 34 戸 道路
奥八田部	西浅井町奥八田部	人家 22 戸 公共施設 道路
小山	西浅井町小山	人家 23 戸 道路
山門	西浅井町山門	人家 42 戸 公共施設 道路
中	西浅井町中	人家 6 戸 公共施設 道路
庄	西浅井町庄	人家 30 戸 公共施設
黒山	西浅井町黒山	道路

資料編

[崩壊土砂流出危険地区]

地区名	所在地	保全対象
堀部	堀部町堀部	道路
八条	八条町八条	人家 83 戸 公共施設 道路
南鳥羽上	鳥羽上町南鳥羽上	人家 5 戸 道路
北鳥羽上	鳥羽上町北鳥羽上	人家 5 戸 道路
名越	名越町名越	人家 10 戸 道路
布施	布施町布施	人家 8 戸 道路
小一条	小一条町小一条	人家 6 戸 道路
源谷	名越町源谷	公共施設 道路
大依	大依大依	人家 5 戸 道路
木尾下	木尾町木尾下	人家 5 戸 道路
木尾上	木尾町木尾上	人家 20 戸 道路
小室	小室小室	人家 40 戸 道路
谷口	谷口町谷口	道路
北野	北野町北野	人家 60 戸 道路
小野寺	小野寺町小野寺	人家 15 戸 道路
外谷	醍醐町外谷	人家 46 戸 道路
醍醐町大谷	醍醐町醍醐町大谷	人家 10 戸 道路
姫谷	醍醐町姫谷	人家 10 戸 道路
徳山	徳山町徳山	人家 20 戸 道路
大門	大門町大門	人家 5 戸 道路
乗倉	乗倉町乗倉	人家 25 戸 道路
相僕庭	相僕庭町相僕庭	道路
北池	北池町北池	人家 5 戸 道路
光福寺	野瀬町光福寺	人家 38 戸 道路
野瀬	野瀬町野瀬	人家 20 戸 道路
草野	草野町草野	人家 29 戸 道路
高山	高山町高山	道路
太田	太田町太田	人家 30 戸 道路
中山神社	太田町中山神社	人家 18 戸 道路
鍛冶屋	鍛冶屋町鍛冶屋	人家 3 戸 道路

地区名	所在地	保全対象
板抗谷	寺師町板抗谷	道路
徳山②	徳山町徳山②	人家 9 戸 公共施設 道路
池奥町（上ノ谷）	池奥町上ノ谷	人家 13 戸 公共施設 道路
美濃山	湖北町美濃山	人家 35 戸 道路
北西谷	湖北町上山田北西谷	人家 10 戸 道路
北谷	湖北町上山田北谷	道路
南谷	湖北町上山田南谷	人家 10 戸 道路
ゲジ谷	湖北町上山田ゲジ谷	道路
下山田①	湖北町下山田下山田①	人家 10 戸 道路
下山田②	湖北町下山田下山田②	道路
丁野	湖北町丁野	人家 15 戸 道路
別所	湖北町別所	人家 32 戸 道路
伊部	湖北町伊部	道路
雨森	高月町雨森	道路
高野	高月町高野	人家 15 戸 道路
金居原	木之本町金居原	人家 20 戸 道路
トンバス	木之本町金居原トンバス	道路
シオ谷	木之本町金居原シオ谷	人家 5 戸 道路
登谷	木之本町金居原登谷	人家 116 戸 道路
イワ谷	木之本町金居原イワ谷	人家 116 戸 道路
スギ谷	木之本町杉野スギ谷	人家 5 戸 道路
網谷	木之本町杉野網谷	道路
網谷②	木之本町杉野網谷②	道路
杉野	木之本町杉野	人家 5 戸 道路
向山	木之本町杉野向山	道路
南前田	木之本町杉野南前田	人家 2 戸 道路
音羽谷	木之本町音羽音羽谷	道路
東荒谷	木之本町音羽東荒谷	人家 3 戸 道路
大見	木之本町大見	人家 3 戸 道路
林谷	木之本町川合林谷	人家 10 戸 道路
川合	木之本町川合	道路

資料編

地区名	所在地	保全対象
古橋	木之本町古橋	人家 10 戸 道路
サダカニ	木之本町古橋サダカニ	道路
黒田	木之本町黒田	人家 22 戸 道路
大音	木之本町大音	公共施設
飯浦	木之本町飯浦	人家 10 戸 道路
西山	木之本町西山	人家 20 戸 道路
赤尾	木之本町赤尾	人家 36 戸 道路
桜内	木之本町黒田桜内	人家 22 戸 道路
シレ谷	木之本町杉野シレ谷	人家 13 戸 道路
番場谷	木之本町石道番場谷	人家 44 戸 道路
墓地奥	木之本町木之本墓地奥	人家 50 戸 道路
網谷③	木之本町杉野網谷③	道路
小学校	余呉町下余呉小学校	公共施設 道路
下余呉	余呉町下余呉	人家 5 戸 道路
赤子山	余呉町中之郷赤子山	道路
北野草	余呉町中之郷北野草	道路
八戸	余呉町八戸	人家 3 戸 道路
上丹生	余呉町上丹生	人家 30 戸 道路
西尾谷	余呉町上丹生西尾谷	道路
宮前	余呉町摺墨宮前	道路
宝林寺	余呉町摺墨宝林寺	人家 3 戸 道路
下谷	余呉町菅並下谷	道路
サソウ谷	余呉町菅並サソウ谷	道路
小原	余呉町小原	道路
鷺見	余呉町鷺見	道路
奥川並	余呉町奥川並	道路
白馬	余呉町奥川並白馬	道路
東野	余呉町東野	人家 15 戸 道路
今市	余呉町今市	道路
池原	余呉町池原	人家 5 戸 道路
北谷	余呉町池原北谷	人家 5 戸 道路

地区名	所在地	保全対象
小谷①	余呉町小谷小谷①	道路
小谷②	余呉町小谷小谷②	道路
サブ谷	余呉町小谷サブ谷	人家 4 戸 道路
川向	余呉町柳ヶ瀬川向	人家 10 戸 道路
柳ヶ瀬	余呉町柳ヶ瀬	道路
椿坂	余呉町椿坂	人家 15 戸 道路
ヤマブシ谷	余呉町椿坂ヤマブシ谷	道路
山伏谷	余呉町椿坂山伏谷	道路
荒谷	余呉町中河内荒谷	道路
細川	余呉町中河内細川	人家 3 戸 道路
コラ谷	余呉町中河内コラ谷	道路
半明谷	余呉町中河内半明谷	道路
ヨノキ谷	余呉町中河内ヨノキ谷	道路
北山谷	余呉町中河内北山谷	道路
岩谷	余呉町摺墨岩谷	人家 13 戸 道路
塩津浜	西浅井町塩津浜	人家 15 戸 道路
祝山	西浅井町祝山	人家 25 戸 道路
余	西浅井町余	人家 10 戸 道路
集福寺	西浅井町集福寺	人家 30 戸 道路
沓掛	西浅井町沓掛	道路
大師走①	西浅井町沓掛大師走①	道路
大師走②	西浅井町沓掛大師走②	道路
キタガワ	西浅井町沓掛キタガワ	人家 10 戸 道路
深坂	西浅井町深坂	道路
阿難谷	西浅井町沓掛阿難谷	人家 35 戸 道路
横波	西浅井町横波	人家 5 戸 公共施設 道路
岩熊	西浅井町岩熊	人家 60 戸 公共施設 道路
大浦	西浅井町大浦	道路
小ツ組	西浅井町大浦小ツ組	道路
菅浦	西浅井町菅浦	道路
月出	西浅井町月出	道路

資料編

地区名	所在地	保全対象
山田	西浅井町山田	人家 20 戸 道路
中	西浅井町中	人家 10 戸 公共施設 道路
庄	西浅井町庄	人家 50 戸 公共施設 道路
黒山	西浅井町黒山	人家 25 戸 道路
沓掛 (棚ノ上)	西浅井町沓掛(棚ノ上)	人家 13 戸 道路
沓掛 (野本)	西浅井町沓掛(野本)	人家 21 戸 公共施設 道路
深坂②	西浅井町沓掛深坂②	道路

7. 防災重点ため池

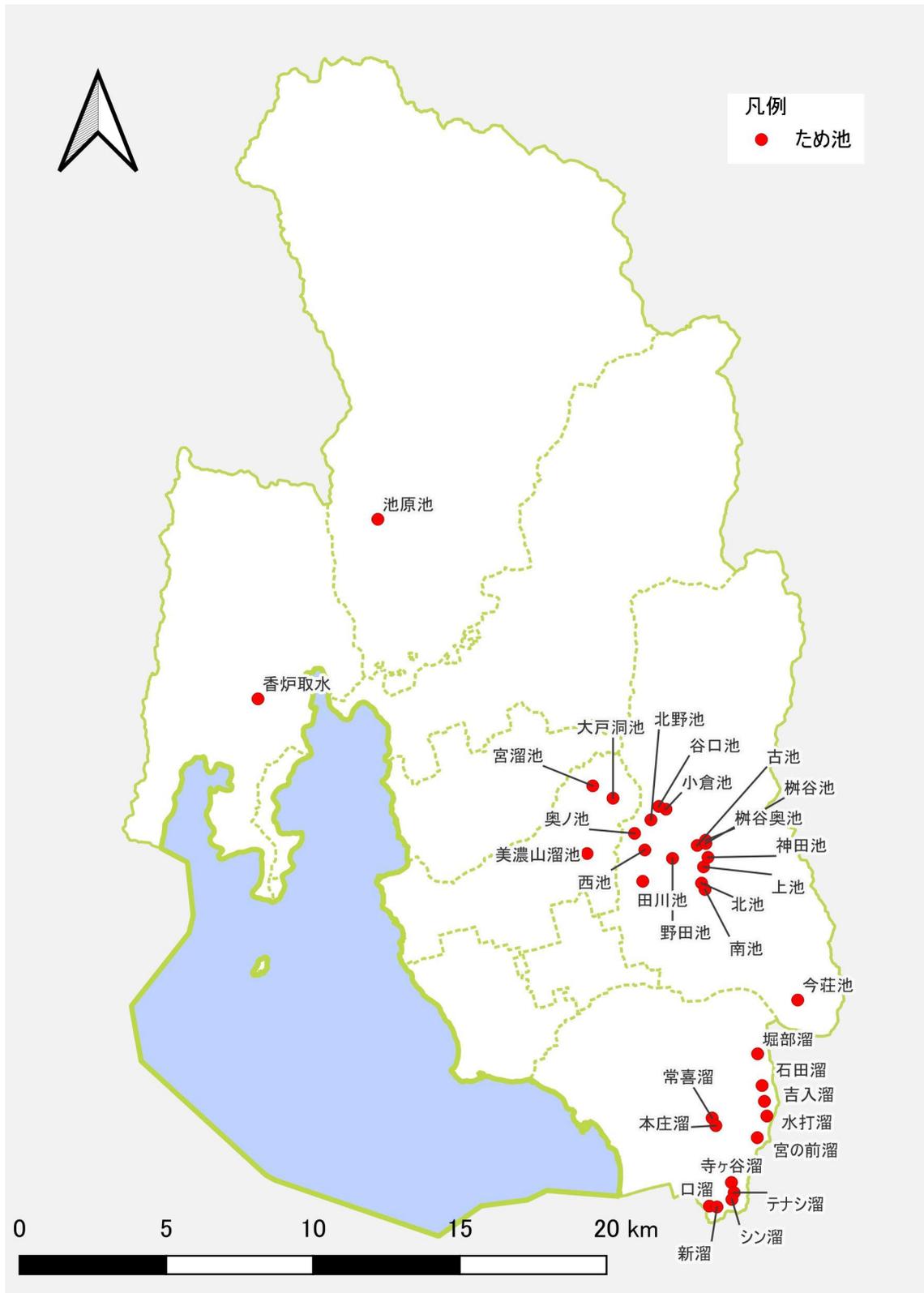
番号	溜池名	位置	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)
1	堀部溜	堀部町	堀部町自治会	7.6	105	11.5
2	石田溜	石田町	石田町自治会	6.3	130	16.8
3	常喜溜	本庄町	常喜町総代	1.8	269	7.1
4	本庄溜	本庄町	本庄町総代	3.9	76	0.9
5	吉入溜	鳥羽上町	鳥羽上北町自治会	5.4	42	1.2
6	水打溜	鳥羽上町	鳥羽上北町自治会	9.3	70	11.5
7	宮の前溜	鳥羽上町	鳥羽上南町総代	4.3	70	2.8
8	寺ヶ谷溜	布勢町	布勢町総代	7.9	14	1.6
9	テナシ溜	布勢町	布勢町総代	5.6	80	2.1
10	シン溜	布勢町	布勢町総代	3.4	117	2.7
11	口溜	小一条町	小一条町総代	4.3	78	2.6
12	新溜	小一条町	小一条町総代	6.5	48	4.7
13	池原池	余呉町池原	片岡南部土地改良組合	5.7	162.5	23
14	西池	池奥町	池奥町、高畑町、瓜生町自治会	4.4	168	189.2
15	野田池	野田町	野田自治会	3.4	293	12
16	北池	木尾町	木尾町自治会	3.6	50	1.8
17	田川池	田川町	田川町自治会	3.1	247	12.6
18	北野池	谷口町	北野町自治会	5.3	290	13.6
19	今荘池	今荘町	今荘町自治会	7.1	143	13
20	南池	木尾町	木尾町自治会	3.4	53	2.1
21	上池	上野町	上野町自治会	5	110	22.7
22	神田池	上野町	上野町自治会	2.9	95	1.1
23	小倉池	北野町	北野町自治会	6.4	30	1
24	古池	小室町	小室町自治会	4.2	38	4.3
25	榊谷池	小室町	小室町自治会	2.5	102	1.5
26	榊谷奥池	小室町	小室町自治会	6.4	46	2.6
27	奥ノ池	池奥町	長浜市池奥町自治会	2.9	35	0.4
28	谷口池	谷口町	谷口町自治会	3	50	0.4
29	宮溜池	小谷上山田町	小谷上山田町自治会	2.5	54	0.6
30	美濃山溜池	小谷美濃山町	小谷美濃山町自治会	3.3	38	1

資料編

番号	溜池名	位置	管理者	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)
31	大戸洞池	小谷上山 田町	小谷上山田町自治会	5.1	218	11
32	香炉取水	西浅井町 八田部	八田部自治会	4.6	37	1.2

出典：令和6年度滋賀県水防計画 資料編

[防災重点ため池位置図]



8. 重要水防区域

番号	河川名	左岸 右岸	管内	担当水防 管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策 水防工法
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
166	土川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	米原市境界より上 流前川合流点まで 両岸 1,000m	2,000							
167	前川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	土川合流点より上 流 両岸 800m	1,600	県道東上坂近江線上 流 両岸 100m	200					
168	十一川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	河口より上流国道 8号まで 両岸 2,000m	4,000	同左	4,000					
169	米川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	河口より上流 両岸 3,000m	6,000	同左	6,000					
171	姉川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市 米 原 市	河口より上流 米原市井之口まで 両岸 15,000m	30,000	河口より上流 米原市井之口まで 両岸 13,000m	26,000	長浜市美浜橋上 流 左岸 600m 右岸 400m	2,400	天井川 河積狭小	人家 410 戸 田 45ha 道路 1,000m	木流し工
									長浜市野寺橋上 下流 右岸 400m				
									長浜市難波橋上 下流 両岸 500m				
					長浜市境界より大 井之口橋まで 両岸 1,250m まで	2,500	同左	2,500			護岸老朽	人家 580 戸 田 880ha 道路 1,000m	
172	高時川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	姉川合流点より上 流長浜市高月町境 界まで 両岸 6,000m	12,000	同左	12,000	姉川合流点より 錦織橋上流まで 右岸 1,000m	1,000	天井川 河積狭小	人家 250 戸 田 600ha 道路 1,500m	木流し工
									長浜市錦織橋上 流 左岸 300m	300	天井川 河積狭小 護岸老朽	人家 100 戸 田 20ha	木流し工 継ぎ筵張工
									長浜市湖北町馬 渡橋下流 350m か ら賀村橋上流 150m まで 左岸 700m 右岸 1,800m	2,500	天井川	人家 2,000 戸 田 1,000ha 道路 3,000m	木流し工 継ぎ筵張工

番号	河川名	左岸 右岸	管内	担当水防 管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策 水防工法
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
									山田川合流点上 下流 両岸 150m	300	護岸老朽		
173	山田川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	上山田神明谷より 上流 両岸 200m	400	同左	400	同左	400	河積狭小	人家 20 戸 田 5ha 道路 1,000m	積土俵工 せき板工
174	草野川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	姉川合流点より上 流 両岸 10,000m	20,000	同左	20,000					
175	西川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	田川合流点より県 道郷野湖北線まで 両岸 2,300m	4,600							
176	三条川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	田川合流点より上 流県道郷野湖北線 まで 両岸 1,250m	2,500							
177	田根川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	田川合流点より上 流 両岸 1,500m	3,000							
178	丁野木川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	河口から上流 両岸 5,000m	10,000							
179	余呉川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	河口から上流 長浜市高月町境界 まで 両岸 3,040m	6,080	同左	6,080	六条橋上流 500m より長浜市高月 町境界まで 両岸 1.150m	2,300	天井川 河積狭小	人家 450 戸 田 20ha 道路 4,000m	積土俵工 せき板工
180	田川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	河口から上流 両岸 13,500m	27,000	同左	27,000	長浜市湖北町別 所 両岸 200m	400	河積狭小	人家 15 戸 田 6ha	
181	東川	左岸 右岸	長 浜	長 浜 市	田川合流点より上 流 両岸 600m	1,200	同左	1,200					
182	高時川	左岸 右岸	木之本	長 浜 市	長浜市高月町境界 より上流杉野川合 流点まで 左岸 6,500m 右岸 7,500m	14,000	長浜市高月町境界よ り上流井明神橋まで 左岸 3,550m 右岸 4,050m	7,600					
					大見人家上下流 左岸 1,000m	1,000	古橋井堰より川合橋 まで 左岸 800m 大見人家中 左岸 500m	1,300					

資料編

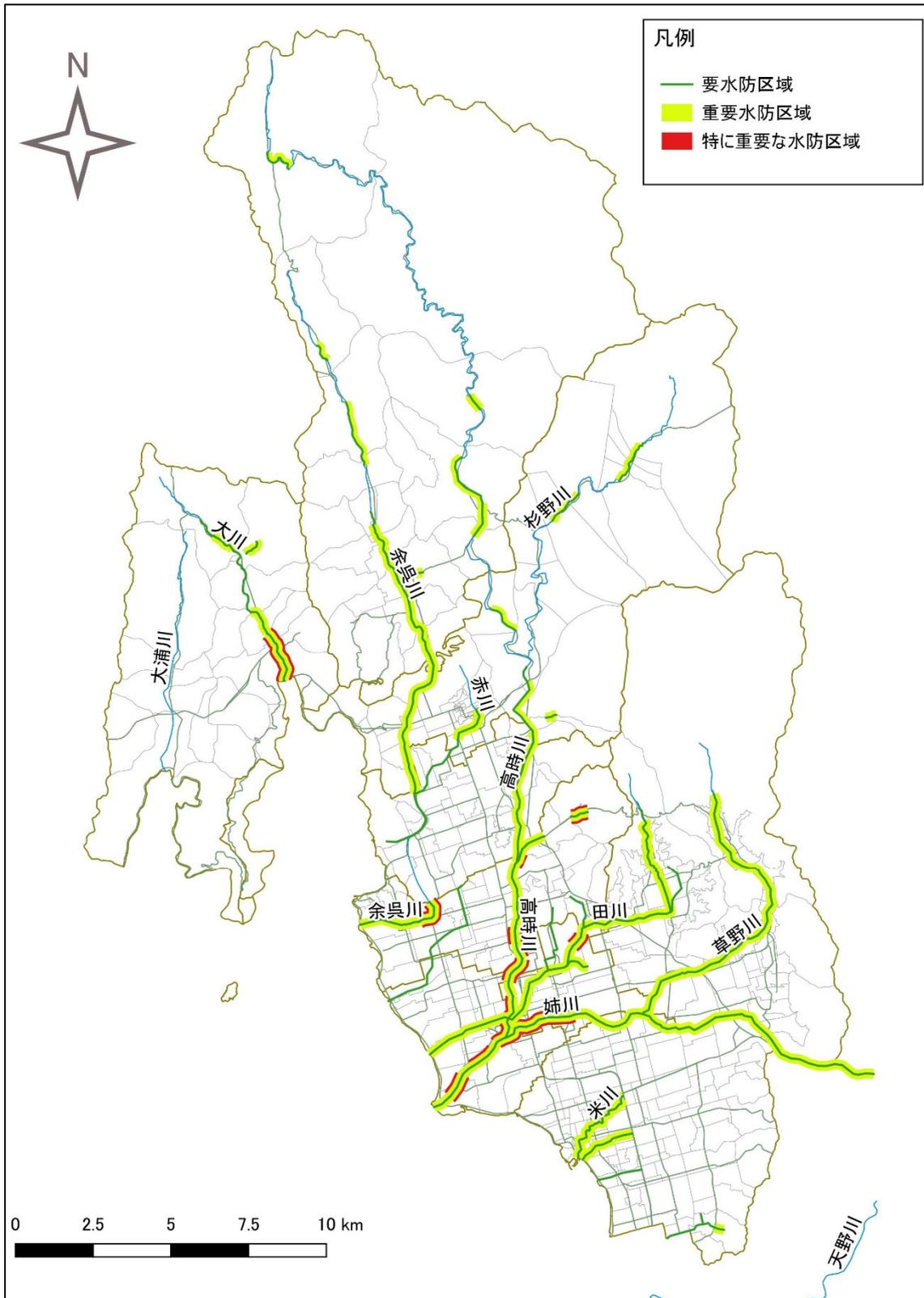
番号	河川名	左岸 右岸	管内	担当水防 管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策 水防工法
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
					小市川合流点より 上流 両岸 800m 平篠橋より上流 左岸 1,400m 右岸 2,100m 中の河内人家中及 び上流 左岸 1,000m	6,100	同左	6,100					
183	山田川	右岸	木之本	長浜市	高時川合流点より 上流右岸 800m	800	同左	800					
184	瀬谷川	左岸 右岸	木之本	長浜市	石道人家中 両岸 200m	400	同左	400					
185	杉野川	左岸 右岸	木之本	長浜市	杉野川人家中より 奈野良橋まで 両岸 1,000m 阿蘇谷合流点より 金居原人家まで 両岸 1,000m	4,000	杉野川人家中 左岸 200m 右岸 400m 金居原人家中 右岸 1,000m	I, 600					
186	余呉川	左岸 右岸	木之本	長浜市	市道意太橋より 池原橋上流まで 両岸 12,500m	25,000	長浜市高月町境界より 池原橋上流まで 両岸 9,500m	19,000			鉄道 2,000m		
					雁ヶ谷川合流点より 柳ヶ瀬人家下流 まで 左岸 2,500m 椿坂人家中 左岸 500m	3,000	柳ヶ瀬人家中 左岸 800m 椿坂人家中 左岸 500m	1,300					
187	赤川	左岸 右岸	木之本	長浜市	長浜市高月町境界 より国道 303 号早 苅橋まで 両岸 5,050m	10,100	国道 8 号から国道 303 号早苅橋まで 両岸 I, 200m	2,400					
188	丹生谷川	左岸 右岸	木之本	長浜市	中之郷人家中流 両岸 300m	600	同左	600					
189	大川	左岸 右岸	木之本	長浜市	河口より沓掛人家 上流まで 両岸 6,500m	13,000	河口上流 300m より 市道横波橋まで 両岸 2,200m 沓掛人家中 両岸 1,000m	6,400	河口上流 300m より 市道横波橋ま で両岸 I, 500m	3,000	河積狭小 護岸老朽	人家 10 戸 道路 1,500m 橋梁 1 橋	積土俵工 木流し工

資料編

番号	河川名	左岸 右岸	管内	担当水防 管理団体	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき 施設	対策 水防工法
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
190	集福寺川	左岸 右岸	木之本	長浜市	集福寺人家中 両岸 400m	800	同左	800					
205	長浜新川	左岸 右岸	長浜	長浜市	河口より国道8号 両岸 2,700m	5,400							
206	山路川	左岸 右岸	長浜	長浜市	長浜新川より上流 両岸 200m	400							

出典：令和6年度滋賀県水防計画 資料編

[重要水防区域位置図]



防災関連施設等

1. 指定避難所等一覧

[指定避難所、指定緊急避難場所一覧] (令和6年8月現在)

地域	地区	第1次開設 避難所	第2次開設 避難所	医療 救護 所 設置 予定 避難 所	名称	所在地	電話番号 (0749)	指定緊急 避難場所	
								地震 時	大雨 時
長浜	旧長浜	①		医	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070	○	○
			②		西中学校	高田町 10-10	62-0029	○	○
	六荘				長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370	○	○
					長浜市民交流センター	地福寺町 4-36	65-3366	○	○
					長浜北高等学校	平方町 270	62-0238	○	○
		①			六荘まちづくりセンター 「六角館」	勝町 490	62-0198	○	○
			②	医	南中学校	永久寺町 810	62-0924	○	○
					滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815	○	○
	南郷里				長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100	○	○
		①		医	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288	○	○
					長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806	○	○
	神照				南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287	○	○
		①		医	神照小学校	神照町 311	62-0076	○	○
			②		北中学校	神照町 910	62-0894	○	○
		①		医	長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375	○	○
	北郷里				神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265	○	○
		①		医	北郷里小学校	春近町 353	62-0782	○	○
			②		東中学校	堀部町 763	62-0928	○	○
					長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258	○	○
	西黒田 ・神田				北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479	○	○
					長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876	○	
		①		医	長浜南小学校	加田町 1460	62-6205	○	○
					西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381	○	○
			神田まちづくりセンター	加田町 2727	62-7037	○	○		

資料編

地域	地区	第1次開設 避難所	第2次開設 避難所	医療 救護所 設置 予定 避難所	名称	所在地	電話番号 (0749)	指定緊急 避難場所		
								地震 時	大雨 時	
浅井	湯田	①		医	湯田小学校	内保町 1051	74-0009	○	○	
			②		浅井中学校	内保町 627	74-0013	○	○	
					湯田まちづくりセンター	内保町 2645	74-1438	○	○	
					浅井文化ホール	内保町 2500	74-4000	○	○	
	田根	①			田根小学校	野田町 68	74-1801	○	○	
					田根まちづくりセンター	高畑町 316-1	74-1450	○	○	
	下草野	①		医	浅井小学校	当目町 54	74-1707	○	○	
					下草野まちづくりセンター	北ノ郷町 105	74-2340	○	○	
	七尾	①			旧七尾小学校	佐野町 22	—	○		
					七尾まちづくりセンター	佐野町 181	74-0458	○		
	上草野			医	旧上草野小学校	野瀬町 730	76-0014	○	○	
		①			上草野まちづくりセンター	野瀬町 809	76-0001	○	○	
	びわ	びわ	①			びわ南小学校	川道町 3456	72-2003	○	
						びわまちづくりセンター	難波町 448	72-4300	○	
			②		びわ北小学校	益田町 56	72-2036	○	*	
①				医	びわ中学校	弓削町 460	72-2028	○	○	
					あじさいホール	富田町 431	—	○	○	

【指定避難所、指定緊急避難場所一覧】（令和6年8月現在）

地域	地区	第1次開設 避難所	第2次開設 避難所	医療救護所 設置予定避難所	名称	所在地	電話番号 (0749)	指定緊急避難場所	
								地震時	大雨時
虎姫	虎姫	①		医	虎姫学園	五村 88	73-2063	○	*
					虎姫高等学校	宮部町 2410	73-3055	○	*
					虎姫運動広場体育館	五村 360-1	—	○	
			②		虎姫まちづくりセンター	田町 108	73-2273	○	○
湖北	小谷	①			小谷小学校	小谷丁野町 524	78-0036	○	○
					速水小学校	湖北町速水 2561-1	78-0018	○	○
	速水		②	医	湖北中学校	湖北町速水 1191	78-1213	○	○
					湖北体育館	湖北町速水 1210	—	○	○
					湖北文化ホール	湖北町速水 2745	78-1287	○	○
	朝日	①			朝日小学校	湖北町山本 1125	79-0002	○	
				山本山運動広場体育館	湖北町山本 2868	—	○	○	
高月	富永	①			富永小学校	高月町井口 160	85-2080	○	○
				医	高月小学校	高月町高月 738	85-2002	○	○
	高月		②		高月中学校	高月町高月 2491-1	85-2020	○	○
					高月まちづくりセンター	高月町渡岸寺 141-1	85-5204	○	○
					古保利小学校	高月町西柳野 38	85-4466	○	○
	古保利				高月運動広場体育館	高月町東柳野 3-1	85-5314	○	○
		①			七郷小学校	高月町唐川 248	85-2145	○	○
木之本	伊香具	①			伊香具小学校	木之本町大音 1114	82-2209	○	
					長浜伊香ツインアリーナ	木之本町西山 183-3	82-4119	○	○
	木之本	①			木之本小学校	木之本町木之本 685-1	82-2354	○	○
			②	医	木之本中学校	木之本町木之本 682	82-2353	○	○
					伊香高等学校	木之本町木之本 251	82-4141	○	
					木之本文化センター	木之本町田部 542	82-3497	○	○
	高時				木之本スティックホール	木之本町木之本 1757-6	82-2411	○	○
		①			高時小学校	木之本町石道 1079-1	82-2242	○	○
			②		大見いこいの広場	木之本町大見 678	82-2500	○	○
	杉野	①			旧杉野小中学校	木之本町杉野 489	84-0004	○	
				余呉小中学校	余呉町中之郷 777	86-2300	○	○	
余呉	余呉		②	医	旧鏡岡中学校	余呉町中之郷 1030	86-3003	○	○
					中河内集会所	余呉町中河内 86-1	86-5557	○	
					菅並集会所	余呉町菅並 741-1	86-2521	○	○
					余呉まちづくりセンター	余呉町中之郷 1117-1	86-8126	○	
					塩津小学校	西浅井町塩津中 41	88-0013	○	○
西浅井	西浅井		②	医	西浅井中学校	西浅井町塩津中 312	88-0123	○	○
		①			永原小学校	西浅井町大浦 167	89-0004	○	
					西浅井まちづくりセンター	西浅井町大浦 2590	89-1125	○	○

注) 指定避難所は、災害時の状況に応じて開設する。

指定緊急避難場所は、地震時、大雨時で区分し、それぞれ「○」の施設を利用する。

※地震時○：緊急避難場所として利用する建物が、耐震性適合格耐震工事済の建物。

※大雨時○：洪水時使用可能（浸水深が0.5m未満か2.0m未満の地域にある避難所は、2

資料編

階以上の建物があれば、浸水深が2.0m以上～5.0m未満の地域にある避難所は、3階以上の建物があれば、使用可能とした。)で、土砂災害警戒区域外にある施設。

※大雨時※：びわ北小学校・虎姫学園・虎姫高等学校は、校舎の2階以上に避難する場合には、使用可能とする。

※湖北文化ホールには、湖北まちづくりセンターの施設の一部（出入口・通路・トイレ等）も避難場所を含む。

[一時避難所一覧]

施設名	所在地	電話番号 (0749)
(株)平和堂 アル・プラザ長浜 (立体駐車場)	小堀町 450	65-7700
(株)平和堂 フレンドマート長浜駅前店 (立体駐車場)	北船町 1-15	63-1301
イオンリテール(株)近畿カンパニー イオン長浜店(立体駐車場)	山階町 271-1	68-5500
長浜キャノン(株) (体育館・グラウンド)	国友町 1280	65-2789
(株)コロワイドMD長浜CK (食堂)	国友町 270	53-2271
グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ (1階ロビー)	大島町 38	64-2000
イオンビッグ (株) ザ・ビッグ高月店 (駐車場)	高月町東物部 45-1	85-6211
えきまち長浜 (株)	北船町 3-24	53-4450
生活協同組合コープしが コープながはま店 (駐車場)	宮司町 1200	64-6100

[広域避難場所一覧]

地域	広域避難場所	所在地
長浜	神照運動公園	神照町 208-1
	豊公園	公園町 1325
浅井	浅井ふれあいグラウンド	大依町 15 浅井文化スポーツ公園内
虎姫	虎姫運動広場運動場	宮部町 3378-1
湖北	山本山運動広場運動場	湖北町山本 2868
	高時川運動広場	湖北町速水 2021
びわ	奥びわスポーツの森多目的広場	早崎町 1667
高月	高月運動広場運動場	高月町高月 820-1
木之本	木之本グラウンド	木之本町西山 183-3
余呉	余呉屋内グラウンド	余呉町中之郷 788
西浅井	西浅井運動広場運動場	西浅井町大浦 190

※広域避難場所は、大規模な火災の延焼による危険から一時的に避難する場所であり、特に開設等を行わない。

※豊公園においては、再整備にあたり災害時に救護所として利用できる施設（平時は休憩所として利用）の整備を推進する。

[その他の避難所一覧]

施設名	所在地	電話番号 (0749)
滋賀県立長浜ドーム	田村町 1320	64-0808
自治会避難場所		

※滋賀県立長浜ドームの利用は、「滋賀県立長浜ドーム避難所利用承諾書」に基づいて行う。

※自治会避難場所とは、自治会が構成員の避難場所として定める自治会館や公会堂を指す。

2. 指定避難所等位置図

[避難所・広域避難場所位置図]



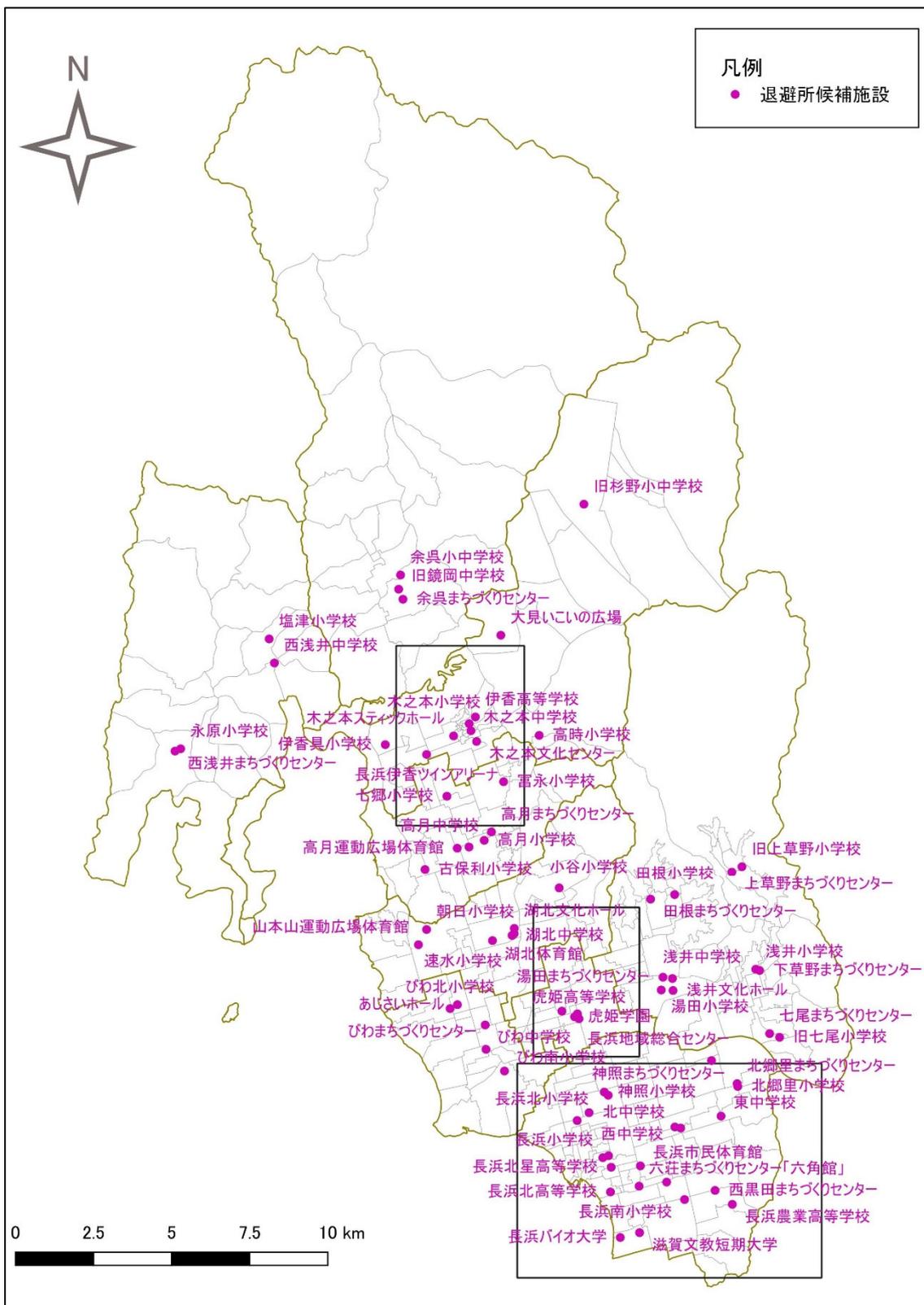


3. 退避所候補施設一覧（原子力防災用）

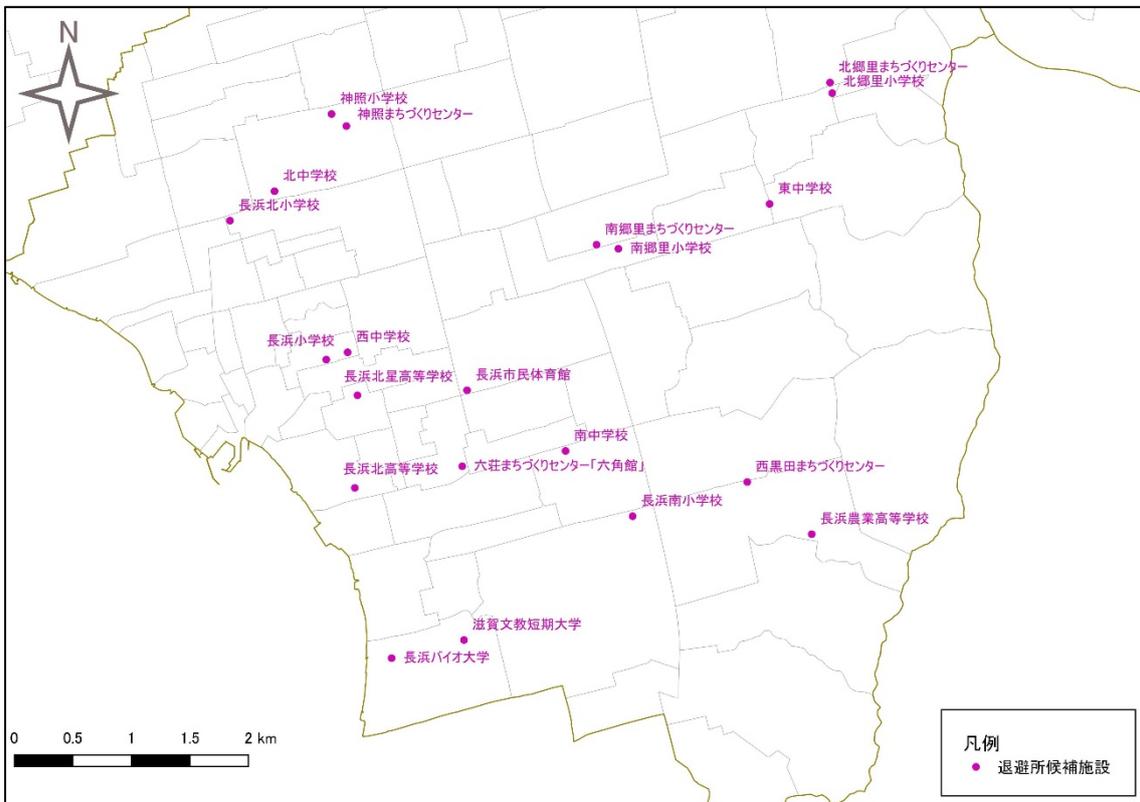
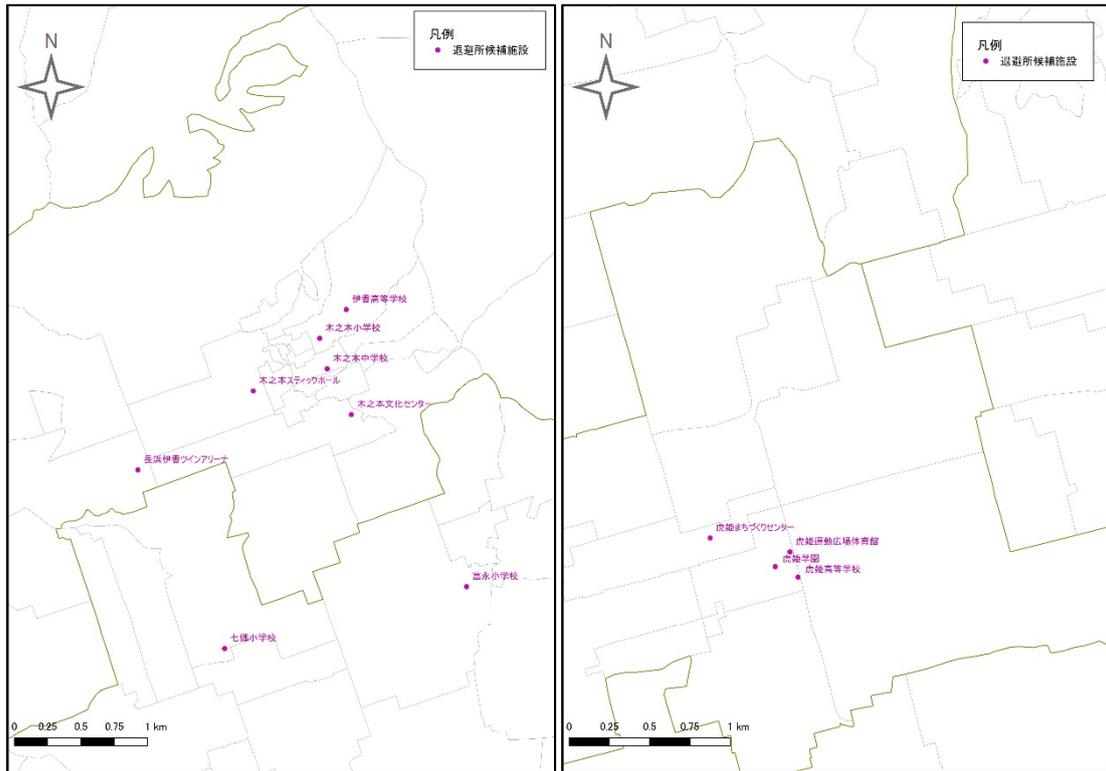
地域	地区	名称	所在地	電話番号 (0749)
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター 「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田 ・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
		長浜南小学校	加田町 1460	62-6205
		西黒田まちづくりセンター	常喜町 500-1	62-0381
	浅井	湯田	湯田小学校	内保町 1051
浅井中学校			内保町 627	74-0013
湯田まちづくりセンター			内保町 2645	74-1438
浅井文化ホール			内保町 2500	74-4000
田根		田根小学校	野田町 68	74-1801
		田根まちづくりセンター	高畑町 316-1	74-1450
下草野		浅井小学校	当目町 54	74-1707
		下草野まちづくりセンター	北ノ郷町 105	74-2340
七尾		旧七尾小学校	佐野町 22	—
		七尾まちづくりセンター	佐野町 181	74-0458
上草野		旧上草野小学校	野瀬町 730	76-0014
		上草野まちづくりセンター	野瀬町 809	76-0001
びわ		びわ	びわ南小学校	川道町 3456
	びわまちづくりセンター		難波町 448	72-4300
	びわ北小学校		益田町 56	72-2036
	びわ中学校		弓削町 460	72-2028
	あじさいホール		富田町 431	—

地域	地区	名称	所在地	電話番号 (0749)
虎姫	虎姫	虎姫学園	五村 88	73-2063
		虎姫高等学校	宮部町 2410	73-3055
		虎姫運動広場体育館	五村 360-1	—
		虎姫まちづくりセンター	田町 108	73-2273
湖北	小谷	小谷小学校	小谷丁野町 524	78-0036
		速水	速水小学校	湖北町速水 2561-1
	湖北中学校		湖北町速水 1191	78-1213
	湖北体育館		湖北町速水 1210	—
	湖北文化ホール		湖北町速水 2745	78-1287
	朝日	朝日小学校	湖北町山本 1125	79-0002
山本山運動広場体育館		湖北町山本 2868	—	
高月	富永	富永小学校	高月町井口 160	85-2080
	高月	高月小学校	高月町高月 738	85-2002
		高月中学校	高月町高月 2491-1	85-2020
		高月まちづくりセンター	高月町渡岸寺 141-1	85-5204
		古保利	古保利小学校	高月町西柳野 38
	高月運動広場体育館		高月町東柳野 3-1	85-5314
	七郷	七郷小学校	高月町唐川 248	85-2145
木之本	伊香具	伊香具小学校	木之本町大音 1114	82-2209
		長浜伊香ツインアリーナ	木之本町西山 183-3	82-4119
	木之本	木之本小学校	木之本町木之本 685-1	82-2354
		木之本中学校	木之本町木之本 682	82-2353
		伊香高等学校	木之本町木之本 251	82-4141
		木之本文化センター	木之本町田部 542	82-3497
		木之本スティックホール	木之本町木之本 1757-6	82-2411
	高時	高時小学校	木之本町石道 1079-1	82-2242
	杉野	旧杉野小中学校	木之本町杉野 489	84-0004
余呉	余呉	余呉小中学校	余呉町中之郷 777	86-2300
		旧鏡岡中学校	余呉町中之郷 1030	86-3003
		余呉まちづくりセンター	余呉町中之郷 1117-1	86-8126
西浅井	西浅井	塩津小学校	西浅井町塩津中 41	88-0013
		西浅井中学校	西浅井町塩津中 312	88-0123
		永原小学校	西浅井町大浦 167	89-0004
		西浅井まちづくりセンター	西浅井町大浦 2590	89-1125

4. 退避所候補施設位置図



※図上の□は次頁に拡大図表示

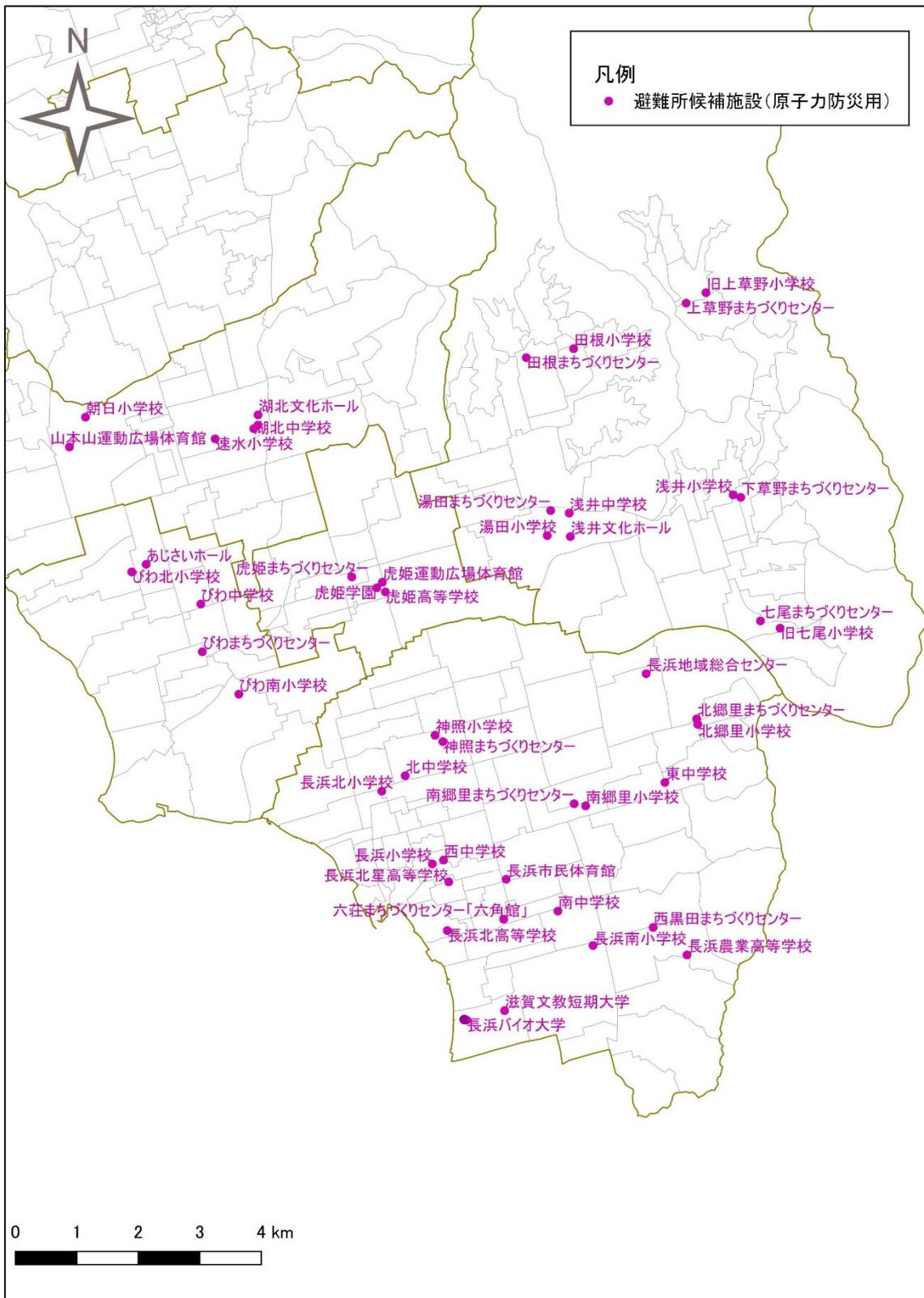


5. 避難所候補施設一覧（原子力防災用）

地域	地区	名称	所在地	電話番号 (0749)
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町 9-9	62-0070
		西中学校	高田町 10-10	62-0029
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町 3-72	62-3370
		長浜北高等学校	平方町 270	62-0238
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町 490	62-0198
		南中学校	永久寺町 810	62-0924
		滋賀文教短期大学	田村町 335	63-5815
		長浜バイオ大学	田村町 1266	64-8100
	南郷里	南郷里小学校	南田附町 352	62-0288
		長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
		南郷里まちづくりセンター	新栄町 1065-2	62-0287
	神照	神照小学校	神照町 311	62-0076
		北中学校	神照町 910	62-0894
		長浜北小学校	八幡中山町 1310	62-1375
		神照まちづくりセンター	神照町 286-1	62-0265
	北郷里	北郷里小学校	春近町 353	62-0782
		東中学校	堀部町 763	62-0928
		長浜地域総合センター	西上坂町 1164	63-9258
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町 976-7	62-5479
	西黒田 ・神田	長浜農業高等学校	名越町 600	62-0876
長浜南小学校		加田町 1460	62-6205	
西黒田まちづくりセンター		常喜町 500-1	62-0381	
浅井	湯田	湯田小学校	内保町 1051	74-0009
		浅井中学校	内保町 627	74-0013
		湯田まちづくりセンター	内保町 2645	74-1438
		浅井文化ホール	内保町 2500	74-4000
	田根	田根小学校	野田町 68	74-1801
		田根まちづくりセンター	高畑町 316-1	74-1450
	下草野	浅井小学校	当目町 54	74-1707
		下草野まちづくりセンター	北ノ郷町 105	74-2340
	七尾	旧七尾小学校	佐野町 22	—
		七尾まちづくりセンター	佐野町 181	74-0458
	上草野	旧上草野小学校	野瀬町 730	76-0014
		上草野まちづくりセンター	野瀬町 809	76-0001
びわ	びわ	びわ南小学校	川道町 3456	72-2003
		びわまちづくりセンター	難波町 448	72-4300
		びわ北小学校	益田町 56	72-2036
		びわ中学校	弓削町 460	72-2028
		あじさいホール	富田町 431	—
虎姫	虎姫	虎姫学園	五村 88	73-2063
		虎姫高等学校	宮部町 2410	73-3055
		虎姫運動広場体育館	五村 360-1	—
		虎姫まちづくりセンター	田町 108	73-2273
湖北	速水	速水小学校	湖北町速水 2561-1	78-0018
		湖北中学校	湖北町速水 1191	78-1213
		湖北体育館	湖北町速水 1210	—
		湖北文化ホール	湖北町速水 2745	78-1287
	朝日	朝日小学校	湖北町山本 1125	79-0002
		山本山運動広場体育館	湖北町山本 2868	—

※上記の施設で収容できないときは、県に調整を要請する

6. 避難所候補施設位置図



資料編

7. 要配慮者利用施設一覧及び連絡体制

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
1	小型児童館	社会福祉法人光寿会	小谷児童館	小谷丁野町 723-1	78-0935	教育委員会から 施設長に連絡	姉川・高時川、地先 ※1	
2	児童センター	社会福祉法人石龍会	チャイルドハウス児童センター	田村町 1606-3	090-5058-7116	同上	天野川、地先※1	
3	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人湖北報恩会	長浜学舎	新庄中町 207	62-2008	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
4	(認可) 保育所	社会福祉法人啓朋会	長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町 24-3	68-3088	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
5	(認可) 保育所	社会福祉法人石龍会	チャイルドハウス	田村町 1606	64-4822	同上	天野川、地先※1	
6	(認可) 保育所	社会福祉法人公悠会	しらやま保育園	加納町 990	63-9880	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
7	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人啓朋会	認定こども園長浜梅香保育園	三ツ矢元町 17-25	63-7872	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
8	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人香雲会	速水こども園	湖北町速水 2277	78-0075	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
9	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人光寿会	長浜愛児園	八幡東町 562	63-4650	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
10	(認可) 保育所	長浜市	長浜市立北保育園	神照町 596	62-7038	同上	姉川・高時川	
11	(認可) 保育所	長浜市	長浜市立さくらんぼ保育園	西上坂町 1158	63-2755	同上	姉川・高時川	
12	(認可) 保育所	長浜市	長浜市立一麦保育園	湖北町山本 3089	79-1134	同上	余呉川	
13	幼保連携型認定こども園	長浜市	長浜市立にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中 2066	88-8111	同上	地先※1	
14	幼保連携型認定こども園	長浜市	長浜市立びわ認定こども園	八木浜町 26-1	72-2150	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
15	幼保連携型認定こども園	長浜市	長浜市立とらひめ認定こども園	五村 371-1	73-8081	同上	姉川・高時川、地先 ※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
16	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人檸檬会	レイモンド長浜こども園	南小足町 324-3	68-2480	教育委員会から施設長に連絡	地先※1	
17	幼保連携型認定こども園	社会福祉法人光寿会	小谷こども園	小谷丁野町 2481-1	78-2006	同上	姉川・高時川、地先※1	
18	幼保連携型認定こども園	長浜市	長浜市立たかつき認定こども園	高月町東柳野 15-1	85-8600	同上	姉川・高時川	
19	幼保連携型認定こども園	長浜市	長浜市立よご認定こども園	余呉町東野 363	86-2345	同上		○
20	認可外保育施設		ひまわり組	朝日町 17-7	63-5126	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
21	認可外保育施設		託児所 ひまわり	八幡中山町 393-1	62-6161	同上	姉川・高時川、地先※1	
22	認可外保育施設	株式会社 イケダ光音堂	キッズパークながはま	八幡中山町 477	63-1894	同上	姉川・高時川	
23	放課後児童クラブ	一般社団法人 freedomExpression	アリーナ・キッズ	八幡東町 612	59-3201	健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川、地先※1	
24	放課後児童クラブ	長浜市	つきっこクラブ	高月町高月 738 高月小学校内	090-1484-3111	同上	姉川・高時川、地先※1	
25	放課後児童クラブ	社会福祉法人石龍会	チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ	田村町 1606-3	090-5058-7116	同上	天野川、地先※1	
26	放課後児童クラブ	長浜市	コハクチョウクラブ	湖北町山本 1125 朝日小学校内	090-5092-5906	同上	余呉川、地先※1	○
27	放課後児童クラブ	長浜市	サザンカクラブ	五村 88 虎姫学園内	080-8525-4655	同上	姉川・高時川、地先※1	
28	放課後児童クラブ	株式会社エム・ジェイホーム	Wids 十里校	十里町 103-19	63-2115	同上	姉川・高時川、地先※1	
29	放課後児童クラブ	社会福祉法人光寿会	かゆうの家	八幡東町 561	090-3279-1200	同上	姉川・高時川、地先※1	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
30	放課後児童クラブ	長浜市	たんぼぼクラブ	神照町 311 神照小学校内	090-7758-9880	健康福祉部から 施設長に連絡	姉川・高時川、地先 ※1	
31	放課後児童クラブ	長浜市	土曜クラブ	十里町 123-1	090-4766-6598	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
32	放課後児童クラブ	長浜市	コブシクラブ	木之本町木之本 685-1 木之本小学校内	080-2480-6403	同上	地先※1	
33	放課後児童クラブ	長浜市	つくしクラブ	内保町 1051 湯田小学校内	090-6912-4090	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
34	放課後児童クラブ	長浜市	サルビアクラブ	湖北町速水 2561-1 速水小学校内	090-5132-5495	同上	姉川・高時川	
35	放課後児童クラブ	社会福祉法人光寿会	ニコニコクラブ	小谷丁野町 723-1	78-0935	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
36	放課後児童クラブ	長浜市	山ばとクラブ	八幡中山町 1310 長浜北小学校内	090-7763-5482	同上	姉川・高時川	
37	放課後児童クラブ	株式会社イケダ光音堂	キッズパーク放課後児童クラブ風の街学舎	八幡中山町 477	63-1894	同上	姉川・高時川	
38	放課後児童クラブ	長浜市	ななっこクラブ	高月町唐川 248 七郷小学校内	080-8504-5661	同上	姉川・高時川	
39	放課後児童クラブ	長浜市	たけのこクラブ	益田町 56 びわ北小学校内	090-6973-0739	同上	姉川・高時川	
40	放課後児童クラブ	長浜市	わくわくクラブ	川道町 3456 びわ南小学校内	090-7758-4968	同上	姉川・高時川	
41	放課後児童クラブ	株式会社教文堂	きっずライフ南高田	南高田町 5-5	090-5979-3794	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
42	放課後児童クラブ	株式会社教文堂	きっずライフ八幡中山	八幡中山町 1154-1	090-5979-3794	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
43	放課後児童クラブ	みらいBANK株式会社	みらいキッズ大宮教室	大宮町 9-12	080-3775-4873	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
44	放課後児童クラブ	みらいBANK株式会社	みらいキッズ八幡中山教室	八幡中山 796-1	090-7355-4873	同上	姉川・高時川、地先 ※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
45	放課後児童クラブ	株式会社イケダ光音堂	キッズパーク高月学舎	高月町東物部町 36-1	63-1894	健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川、地先※1	
46	障害者支援施設	社会福祉法人湖北会	社会福祉法人湖北会湖北まこも	湖北町海老江 1073	79-1150	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
47	障害者支援施設	社会福祉法人滋賀県障害児協会	湖北タウンホーム	月ヶ瀬町 525	73-3910	同上	姉川・高時川、地先※1	
48	生活介護事業所	社会福祉法人湖北会	社会福祉法人湖北会やまぶき	木之本町大音 1171	82-4550	同上	地先※1	
49	生活介護事業所	社会福祉法人湖北会	社会福祉法人湖北会ゆるり	富田町 431-5	50-4066	同上	姉川・高時川、地先※1	
50	生活介護事業所	社会福祉法人おおぞら福祉会	つつじ作業所	高月町柏原 908	85-4441	同上	姉川・高時川	
51	生活介護事業所	社会福祉法人芳醇会	ケアステーションかけはし障害福祉サービス事業所	湖北町山本 4290	79-8966	同上	姉川・高時川	
52	短期入所事業所	社会福祉法人湖北会	社会福祉法人湖北会湖北まこも	湖北町海老江 1073	79-1150	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
53	短期入所事業所	社会福祉法人滋賀県障害児協会	湖北タウンホーム	月ヶ瀬町 525	73-3910	同上	姉川・高時川、地先※1	
54	共同生活援助事業所	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜里の家	十里町 232-5	65-0537	同上	姉川・高時川、地先※1	
55	共同生活援助事業所	社会福祉法人湖北会	はまべ	祇園町 606-1	62-9066	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
56	共同生活援助事業所	社会福祉法人ぼてとファーム事業団	ホームゆきみ	三川町 1514-8	73-4341	同上	姉川・高時川、地先※1	
57	共同生活援助事業所	社会福祉法人おおぞら福祉会	スカイたかつき	高月町渡岸寺 125	50-2351	同上	姉川・高時川、地先※1	
58	就労移行支援事業所	株式会社 CLUBMAISON	スマイルカレッジ	八幡東町 198-4 1F	59-3033	同上	姉川・高時川	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
59	日中一時支援事業所	一般社団法人 sweet ハート	Sweet ハート 愛	新庄馬場町 77	53-4686	健康福祉部から 施設長に連絡	姉川・高時川	
60	就労継続支援（A 型）事業所	社会福祉法人ぼて とファーム事業団	みどりのフライパン 障害者就労センター	森町 395	63-1346	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
61	就労継続支援（A 型）事業所	社会福祉法人ぼて とファーム事業団	かぼちゃランド障害 者就労センター	森町 372-3	63-3651	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
62	就労継続支援（A 型）事業所	社会福祉法人ぼて とファーム事業団	ぼてとファーム障害 者就労センター	神照町 277-2	68-0171	同上	姉川・高時川	
63	就労継続支援（A 型）事業所	株式会社ハグウェ ル	ハグウェル	公園町 9-10	63-3651	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※1	
64	就労継続支援（B 型）事業所	社会福祉法人湖北 会	社会福祉法人湖北会 ワークスさぼてん	富田町 431-8	72-8787	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
65	就労継続支援（B 型）事業所	特定非営利活動法 人こほく自立応援 センター	こほく自立応援セン ター	堀部町 590	65-0867	同上	地先※1	
66	就労継続支援（B 型）事業所	社会福祉法人おお ぞら福祉会	つつじ作業所	高月町柏原 908	85-4441	同上	姉川・高時川	
67	就労継続支援（B 型）事業所	株式会社中重	フォーユー	高月町横山 298	50-7218	同上	姉川・高時川	
68	就労継続支援（B 型）事業所	株式会社 CLUBMAISON	W	八幡東町 199-6	59-3232	同上	姉川・高時川	
69	児童発達支援事業 所	長浜市	長浜市こども療育セ ンターいちご園	高月町渡岸寺 160 役所 高月分庁舎 2 階	85-5870	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
70	放課後等デイサー ビス事業所	株式会社 CLUBMAISON	スポーツひろばアク ト NEXT	八幡東町 198-4 2F	64-3636	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
71	放課後等デイサー ビス事業所	株式会社スマイル フューチャー	放課後等デイサービ ス キッズ☆s t a t i o n長浜セカン ド	神照町 811-1	53-4566	同上	姉川・高時川、地先 ※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
72	放課後等デイサービス事業所	株式会社 CLUBMAISON	スポーツひろばアク ト	八幡東町 199-6 2F	68-3636	健康福祉部から 施設長に連絡	姉川・高時川	
73	放課後等デイサービス事業所	株式会社スマイル フューチャー	放課後等デイサービ ス キッズ☆st a t i o n長浜	山階町 450	53-3203	同上	姉川・高時川	
74	放課後等デイサービス事業所	株式会社イケダ光 音堂	キッズパーク放課後 等デイサービス す まい学舎	相撲町 127	56-3118	同上	姉川・高時川	
75	放課後等デイサービス事業所	NPO 法人ワーカー ズコープ	リズム	木之本町木之本 1952	57-6105	同上	余呉川・地先※ ¹	
76	一時預かり事業の 用に供する施設	長浜市	にしあざい認定こど も園	西浅井町塩津中 2066	88-8111	教育委員会から 施設長に連絡	地先※ ¹	
77	一時預かり事業の 用に供する施設	長浜市	びわ認定こども園	八木浜町 26-1	72-2150	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※ ¹	
78	一時預かり事業の 用に供する施設	社会福祉法人檸檬 会	レイモンド長浜こど も園	南小足町 324-3	68-2480	同上	地先※ ¹	
79	一時預かり事業の 用に供する施設	社会福祉法人香雲 会	速水保育園	湖北町速水 2277	78-0075	同上	姉川・高時川、地先 ※ ¹	
80	一時預かり事業の 用に供する施設	社会福祉法人光寿 会	小谷こども園	小谷丁野町 2481-1	78-2006	同上	姉川・高時川	
81	軽費老人ホーム (ケアハウス)	社会福祉法人青祥 会	ケアハウスアシ・ア エ	川道町 2572	72-8251	健康福祉部から 施設長に連絡	姉川・高時川	
82	老人福祉センター (A型)	長浜市	湖北福祉ステーショ ン内湖北高齢者福祉 センター	湖北町速水 1920	78-2145	同上	姉川・高時川	
83	老人福祉センター (A型)	社会福祉法人長浜 市社会福祉協議会	高月福祉ステーショ ン	高月町西物部 73-1	85-5700	同上	姉川・高時川	
84	サ高住 (有料老人 ホーム)	株式会社T. S. I	アンジェス長浜	室町 410 番 1	63-7787	同上	地先※ ¹	
85	サ高住 (有料老人 ホーム)	社会福祉法人大樹 会	余呉はごろも村サー ビス付き高齢者向け 住宅やまなみ	余呉町中之郷 2434		同上	余呉川、地先※ ¹	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
86	通所介護事業所	田中ケアサービス株式会社	田中ケアサービス株式会社 長浜支援センター デイサービス『よっといで』	祇園町 148-1	68-4180	健康福祉部から施設長に連絡	琵琶湖、姉川・高時川、地先※ ¹	
87	通所介護事業所	株式会社ツクイ	ツクイ長浜神前	神前町 11-25	68-1725	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
88	通所介護事業所	株式会社庄助	デイサービス庄助	高月町柏原 85	53-4664	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
89	通所介護事業所	田中ケアサービス株式会社	いきいきサロン「おたっしや倶楽部」	高月町柏原 1055	85-5012	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
90	通所介護事業所	特定非営利活動法人つどい	七条つどい	七条町 320-4	53-3900	同上	地先※ ¹	
91	通所介護事業所	社会福祉法人青祥会	長浜西部デイサービスセンター	朝日町 19-3	65-8353	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
92	通所介護事業所	医療法人 東川クリニック	医療法人 東川クリニック 通所介護施設 ぼっぼ	落合町 239	50-1275	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
93	通所介護事業所	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター 木之本	木之本町木之本 1577-4	82-8121	同上	余呉川、地先※ ¹	
94	通所介護事業所	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	しゃきょうデイサービスいろは	宮部町 3445	73-2656	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
95	通所介護事業所	田中ケアサービス株式会社	よりあい処 いっぷく家	木之本町木之本 2015	82-8345	同上	余呉川、地先※ ¹	
96	通所介護事業所	社会福祉法人大樹会	余呉はごろも村 やまなみデイサービス	余呉町中之郷 2434	86-8051	同上	余呉川、地先※ ¹	
97	通所介護事業所	特定非営利活動法人湖ねっと	なごみ庵はる	富田町 482-1	72-3232	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
98	通所介護事業所	株式会社ウェッジケア	デイサービスセンターひととき	唐国町 260-2	73-8888	同上	姉川・高時川、地先※ ¹	
99	通所介護事業所	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	リハビリデイサービス北部	神照町 288-1	65-8270	同上	姉川・高時川	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
100	通所介護事業所	社会福祉法人芳醇会	社会福祉法人 芳醇会 ケアステーションかけはし通所介護事業所	湖北町山本 4290	79-8966	健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川	
101	通所介護事業所	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	リハビリデイサービス湖北	湖北町速水 1860	78-2144	同上	姉川・高時川	
102	通所介護事業所	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	しゃきょうデイサービス高月	高月町西物部 73-1	85-5700	同上	姉川・高時川	
103	通所介護事業所	社会福祉法人青祥会	デイサービスセンター青芳	川道町 2572	72-8311	同上	姉川・高時川	
104	通所介護事業所	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会	リハビリデイサービス浅井	今荘町 859-1	74-1411	同上		○
105	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	株式会社ケア・セブン	デイサービス ナナ	高月町磯野 538	50-1316	同上	姉川・高時川、余呉川、地先※1	
106	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	社会福祉法人尊徳会	デイサービス すずらん	三ツ矢町 13-16	62-3630	同上	姉川・高時川、地先※1	
107	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	特定非営利活動法人湖ねっと	通所介護施設 咲くら	富田町 482-1	72-5311	同上	姉川・高時川、地先※1	
108	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	社会福祉法人近江幸楽会	療養通所介護 まほろば	下坂中町 200-1	68-4027	同上	地先※1	
109	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	有限会社オール・i	リハビリデイサービスいっぽん	高月町高月 167	85-5443	同上	姉川・高時川、地先※1	
110	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	特定非営利活動法人とらごぜん	NPO法人とらごぜん デイサービスセンター	中野町 346-1	73-3717	同上	姉川・高時川、地先※1	
111	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	株式会社真ごころ	真ごころ デイサービス	湖北町今西 743	79-0016	同上	琵琶湖、姉川・高時川	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
112	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	合同会社リハマネジメント湯本	リハビリデイ湯本神照	新庄寺町 286-8	50-1910	健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川	
113	地域密着型通所介護事業所（療養介護含む）	医療法人安達会	安達クリニック マリーデイサービス	小谷丁野町 379-2	78-0055	同上	姉川・高時川	
114	通所リハビリテーション事業所	医療法人堤整形外科	医療法人堤整形外科通所リハビリテーション	八幡中山町 393-1	62-1414	同上	姉川・高時川、地先※1	
115	通所リハビリテーション事業所	医療法人下坂クリニック	リハビリサポート琵琶	川道町 2694	72-8080	同上	姉川・高時川、地先※1	
116	通所リハビリテーション事業所	社会福祉法人青祥会	介護老人保健施設長浜メディケアセンター	加田町 2984-1	65-2011	同上		○
117	短期入所生活介護事業所	田中ケアサービス株式会社	田中ケアサービス株式会社 長浜支援センター ショートステイ『あいあい』	祇園町 148-1	68-4180	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
118	短期入所生活介護事業所	社会福祉法人近江幸楽会	ショートステイゆふなぎ	下坂中町 200-1	68-4024	同上	地先※1	
119	短期入所生活介護事業所	社会福祉法人達真会	特別養護老人ホーム けやきの杜	高月町柏原 1055	85-8383	同上	姉川・高時川、地先※1	
120	短期入所生活介護事業所	社会福祉法人湖北真幸会	特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里 ショートステイ	湖北町延勝寺 1844	79-8100	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
121	短期入所生活介護事業所	社会福祉法人青祥会	社会福祉法人青祥会 ショートステイ青芳	川道町 2572	72-8311	同上	姉川・高時川	
122	短期入所生活介護事業所	社会福祉法人青祥会	社会福祉法人青祥会 青浄苑ショートステイ	加田町 2995	63-7111	同上		○
123	看護小規模多機能型居宅介護事業所	社会福祉法人近江幸楽会	看護小規模多機能ケア さいかち	下坂中町 200-1	68-4013	同上	地先※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
124	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人近江 幸楽会	デイサービスセンタ ーただすの森	下坂中町 200-1	68-4012	健康福祉部から 施設長に連絡	地先※1	
125	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人近江 幸楽会	デイサービスセンタ ー ほほえみ	下坂中町 200-1	68-4014	同上	地先※1	
126	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人近江 幸楽会	デイサービスセンタ ー 花みずき	下坂中町 200-1	68-4017	同上	地先※1	
127	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人グロ ー	認知症デイサービス 事業所さくら番場	高畑町 207	74-9155	同上	地先※1	
128	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人青祥 会	長浜長寿デイサービ スセンター	朝日町 19-3	63-5999	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
129	認知症対応型通所 介護事業所	有限会社SKYー Tカンパニー	グループホームほの か	加納町 989-6	50-7596	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
130	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人まん てん	ほんわかリビング まんてん小谷	小谷郡上町 562	78-8102	同上	姉川・高時川、地先 ※1	○
131	認知症対応型通所 介護事業所	株式会社中重	デイサービスセンタ ー中重 かすみそう	高月町横山 298	85-8118	同上	姉川・高時川	
132	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人まん てん	ほんわかリビングま んてん高月	高月町高月 641-2	51-9077	同上	姉川・高時川	
133	認知症対応型通所 介護事業所	社会福祉法人大樹 会	余呉はごろも村 デ イサービスセンター 駅前	余呉町池原 1293	86-8030	同上		○
134	小規模多機能型居 宅介護事業所	社会福祉法人尊徳 会	小規模多機能型居宅 介護事業所 奥びわ こ	西浅井町大浦 1777	89-8016	同上	琵琶湖、地先※1	
135	小規模多機能型居 宅介護事業所	社会福祉法人まん てん	まごころホーム ま んてん小谷	小谷郡上町 562	78-8101	同上	姉川・高時川、地先 ※1	○
136	小規模多機能型居 宅介護事業所	社会福祉法人まん てん	まごころホームまん てん高月	高月町高月 641-2	51-9077	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
137	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人近江 幸楽会	グループホーム 花 みずき	下坂中町 200-1	68-4017	同上	地先※1	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
138	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人近江 幸楽会	グループホーム た だすの森	下坂中町 200-1	68-4012	健康福祉部から 施設長に連絡	地先※1	
139	認知症対応型共同 生活介護事業所	株式会社さくら	グループホームのぞ み	新庄中町 584	51-6788	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
140	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人さざ なみ会	グループホーム 姉 川の里	大井町 973 番 2	73-3388	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
141	認知症対応型共同 生活介護事業所	特定非営利活動法 人だんらん	グループホーム つ くしの里	益田町 1284	72-5252	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
142	認知症対応型共同 生活介護事業所	有限会社SKYー Tカンパニー	グループホームほの か	加納町 989-6	50-7596	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
143	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人まん てん	グループホーム ま んてん小谷	小谷郡上町 562	78-8102	同上	姉川・高時川、地先 ※1	○
144	認知症対応型共同 生活介護事業所	株式会社さくら	グループホームはる か	大寺町 563	50-2994	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
145	認知症対応型共同 生活介護事業所	株式会社幸和介護	グループホーム い ろり庵	野瀬町 743	76-8181	同上		○
146	認知症対応型共同 生活介護事業所	株式会社中重	グループホーム 中 重	高月町横山 298	85-8118	同上	姉川・高時川	
147	認知症対応型共同 生活介護事業所	株式会社中重	グループホーム 中 重ねむのき	高月町横山 298	85-8118	同上	姉川・高時川	
148	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人まん てん	グループホームまん てん高月	高月町高月 641-2	51-9077	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
149	認知症対応型共同 生活介護事業所	社会福祉法人大樹 会	余呉はごろも村 グ ループホームこぶし の家	余呉町池原 1293	86-8050	同上		○
150	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホ ーム)	社会福祉法人近江 幸楽会	今浜の郷	下坂中町 200-1	68-4024	同上	地先※1	
151	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホ ーム)	社会福祉法人達真 会	けやきの杜	高月町柏原 1055	85-8383	同上	姉川・高時川、地先 ※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
152	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人まんてん	まんてん塩津	西浅井町塩津中 1123	88-8171	健康福祉部から 施設長に連絡	地先※ ¹	
153	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人湖北 真幸会	湖北水鳥の里	湖北町延勝寺 1844	79-8100	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※ ¹	
154	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人さざ なみ会	姉川の里	大井町 973-1	73-8010	同上	姉川・高時川、地先 ※ ¹	
155	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人湖北 真幸会	湖北朝日の里	湖北町延勝寺 297-1	79-8111	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※ ¹	
156	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人尊徳 会	あじさいの郷	余呉町池原 85	86-4100	同上		○
157	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人青祥 会	青芳	川道町 2572	72-8311	同上	姉川・高時川	
158	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人青祥 会	青浄苑	加田町 2995	63-7111	同上		○
159	介護老人保健施設	医療法人下坂クリ ニック	琵琶	川道町 2694	72-8080	同上	姉川・高時川、地先 ※ ¹	
160	介護老人保健施設	社会福祉法人青祥 会	長浜メディケアセン ター	加田町 2984-1	65-2011	同上		○
161	病院	日本赤十字社	長浜赤十字病院	宮前町 14-7	63-2111	同上	姉川・高時川、地先 ※ ¹	
162	一般診療所(有 床)	医療法人橋場レデ ィスクリニック	医療法人橋場レデ ィスクリニック	南高田町 5-8	63-5555	同上	姉川・高時川	
163	県立特別支援学校		長浜養護学校	今町 920	63-9721	同上	姉川、地先※ ¹	

資料編

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
164	共同生活援助事業所	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム長浜高月	高月町森本 262-1	85-3800	健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川、地先※1	
165	共同生活援助事業所	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム長浜大寺町	大寺町 567-1	73-3100	同上	姉川・高時川、地先※1	
166	短期入所事業所	ソーシャルインクルー株式会社	短期入所 長浜大寺町	大寺町 567-1	73-3100	同上	姉川・高時川	
167	共同生活援助事業所	特定非営利活動法人 with us	自立ホームすみれ	宮司町 1110-7	65-0867	同上	姉川・高時川	
168	共同生活援助事業所	株式会社イケダ光音堂	グループホーム・カノン	口分田町 236-1	63-7311	同上	姉川・高時川	
169	一時預かり事業の用に供する施設	社会福祉法人湖北報恩会	長浜学舎	新庄中町 207	62-2008	教育委員会から施設長に連絡	姉川・高時川、地先※1	
170	短期入所事業所	株式会社クレセント	アトラス高月	高月町落川 155-3		健康福祉部から施設長に連絡	姉川・高時川、地先※1	
171	サ高住（有料老人ホーム）	株式会社サンガジヤパン	北ながはま翔裕館 1号館	神照町 460-10	53-2286	同上	姉川・高時川、地先※1	
172	日中一時支援事業所	NPO 法人きーなほくほく	きーなほくほくホームケア	長浜市大路町 945-12	53-2821	同上	姉川・高時川	
173	生活介護事業所	（福）湖北会	ふくらの森	長浜市内保町 766	74-3331	同上	姉川・高時川、地先※1	
174	就労継続支援（B型）事業所	（福）滋賀県障害児協会	Ohana	長浜市大寺町 1029-1(JR 虎姫駅内)	57-6510	同上	姉川・高時川、地先※1	
175	生活介護事業所	（一社）なないろ	ハース	長浜市南高田町 6-10	63-7716	同上	姉川・高時川、地先※1	
176	就労継続支援（A型）事業所	合同会社 lia-fail	就労継続支援 A 型事業所 lia-fail	長浜市木之本町黒田 2867 番地	57-6233	同上	余呉川	
177	就労継続支援（B型）事業所	合同会社 Zest	就労継続 B 型事業所 Link	長浜市公園町 2-19	50-5362	同上	琵琶湖、姉川・高時川、地先※1	
178	放課後等デイサービス事業所	（一社）スイビー	こども発達サポートカラフルびわ	長浜市曾根町 1259-1	72-3810	同上	姉川・高時川、地先※1	
179	放課後等デイサービス事業所	（一社）なないろ	アオ	長浜市南高田町 6-10	63-7716	同上	姉川・高時川、地先※1	

番号	施設種別	法人名	施設名	住所	電話番号	連絡体制	浸水想定区域 対象河川	土砂災害
180	放課後等デイサー ビス事業所	Ohana 合同会社	オハナ	長浜市湖北町小倉 127- 8	50-2392	健康福祉部から 施設長に連絡	姉川・高時川	
181	放課後等デイサー ビス事業所	NPO 法人英	ひまわり	長浜市酢 964	51-4080	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
182	放課後等デイサー ビス事業所	合同会社 MANEBU	マネビー	長浜市川崎町 207-1	50-2611	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
183	共同生活援助事業 所	(福) 湖北会	きらり	長浜市内保町 6	74-3303	同上	姉川・高時川	
184	共同生活援助事業 所	(福) 湖北会	あざい	長浜市内保町 6	74-3140	同上	姉川・高時川	
185	共同生活援助事業 所	(福) 湖北会	グーフィー	長浜市祇園町 606-1	62-9067	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※1	
186	共同生活援助事業 所	(福) おおぞら福 祉会	あざれあ	長浜市高月町渡岸寺 130	50-2351	同上	姉川・高時川	
187	共同生活援助事業 所	(株)クレセント	アトラス高月	長浜市高月町落川 155- 3	080-7685-6214	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
188	共同生活援助事業 所	(株)CLUB MAISON	エイト	長浜市八幡東町 198-1	63-3300	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
189	通所介護事業所	田中ケアサービス 株式会社	ORANGE	長浜市曾根町 1248		同上	姉川・高時川、地先 ※1	
190	通所リハビリテー ション事業所	医療法人浩成会	デイケアセンタージ ーバ	長浜市内保町 1033		同上	姉川・高時川、地先 ※1	
191	サ高住 (有料老人 ホーム)	中居産業株式会社	長浜 悠悠の館	長浜市朝日町 1120 番 地、1123 番地、1124 番 地、1159 番地	62-0394	同上	琵琶湖、姉川・高時 川、地先※1	
192	サ高住 (有料老人 ホーム)	株式会社一期一会	リヴェールなないろ	八島町 496	53-4324	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
193	サ高住 (有料老人 ホーム)	株式会社 T. S. I	アンジェス神照	神照町 27 番 4	075-393-7177	同上	姉川・高時川、地先 ※1	
194	サ高住 (有料老人 ホーム)	株式会社名学館ホ ールディングス	ナーシングホームヒ ューマン・ケア長浜	田町 140	052-834-4119	同上	姉川・高時川、地先 ※1	

※1 地先：滋賀県地先の安全度マップ (200 年確率)

8. 防災関連施設

(1) 雨量計

番号	所轄 (土木事務所等)	観測所名	位置	自記/テレメータ の別	管理者
7001	長浜	長浜	平方町具足田	テレメータ	長浜土木事務所
7003	長浜	虎姫	五村	テレメータ	長浜土木事務所
7004	長浜	野村	野村町	テレメータ	長浜土木事務所
7202	長浜	常喜	常喜町	テレメータ	長浜土木事務所
7203	長浜	太田	太田町	テレメータ	長浜土木事務所
7205	木之本	(落川)	高月町落川	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8001	木之本	木之本	木之本町黒田	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8002	木之本	杉野	木之本町杉野	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8003	木之本	大浦	西浅井町大浦	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8004	木之本	音羽	木之本町音羽	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8101	木之本	椿坂	余呉町椿坂	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8102	木之本	下余呉	余呉町下余呉	自記	長浜土木事務所木之本支所
8201	木之本	落川	高月町落川	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8202	木之本	今市	余呉町今市	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8203	木之本	菅並	余呉町菅並	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8204	木之本	中河内	余呉町椿坂	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
8205	木之本	沓掛	西浅井町沓掛	テレメータ	長浜土木事務所木之本支所
1309	国土交通省	片山	高月町片山	テレメータ	琵琶湖河川事務所
1310	国土交通省	中河内	余呉町中河内	テレメータ	琵琶湖河川事務所
7401	気象庁	長浜	唐国町	テレメータ	彦根地方气象台
8401	気象庁	柳ヶ瀬	余呉町柳ヶ瀬	テレメータ	彦根地方气象台
7901	関西電力	高山	高月町	自記	関西電力株式会社

出典：令和6年度滋賀県水防計画 資料編

(2) 水防倉庫

番号	名称	河川名	所在地	管理者
105	びわ南地区水防倉庫	姉川	川道町 2589	長浜市
107	虎姫第四水防倉庫	姉川	大井町	長浜市
108	虎姫第五水防倉庫	姉川	宮部町	長浜市
111	浅井水防倉庫	草野川	三田町 1382	長浜市
112	乗倉町水防倉庫	草野川	乗倉町 71	長浜市
113	高畑町水防倉庫	田川	高畑町 322	長浜市
114	三田水防倉庫	姉川	三田町 1142	長浜市
115	相撲庭町水防倉庫	姉川	相撲庭町 994	長浜市
116	湖北水防倉庫	高時川	湖北町速水 3000	長浜市
117	国友町水防倉庫	姉川	国友町	長浜市
119	千草町水防倉庫	姉川	千草町 20	長浜市
121	高月町防災倉庫	高時川・余呉川・ 赤川	高月町東柳野	長浜市
122	古橋水防倉庫	高時川	木之本町古橋 1113	長浜市
123 124	黒田水防倉庫	余呉川	木之本町黒田	長浜土木 事務所
125	余呉水防倉庫	余呉川	余呉町中之郷	長浜市
126	西浅井町塩津中地区水防倉庫	大川	西浅井町塩津中 22	長浜市
144	水機構早崎水防倉庫	琵琶湖	下八木町	水資源機構
146	上丹生水防倉庫	高時川	余呉町上丹生	長浜市
149	野瀬町水防倉庫	草野川	野瀬町 730	長浜市
-	西浅井町永原地区水防倉庫	大浦川	西浅井町大浦 136	長浜市

出典：令和6年度滋賀県水防計画 資料編

資料編

(3) 消防団屯所等施設

長浜市消防団			屯所 車庫	所在地
方面隊名	分団名	収納車両		
長浜方面隊	長浜西分団	長浜西分団 1 号車	屯所	宮前町 66
	長浜西分団	長浜西分団 2 号車	屯所	末広町 374-26
	神照分団	神照分団 1 号車	屯所	神照町 878
	神照分団	神照分団 2 号車	屯所	泉町 1285-1
	六荘分団	六荘分団車	屯所	下坂中町 281-1
	南郷里分団	南郷里分団車	屯所	新栄町 1064-2
	北郷里分団	北郷里分団車	屯所	東上坂町 987
	長浜南分団	長浜南分団車	屯所	常喜町 500
浅井方面隊	浅井西分団	浅井西分団車	車庫	内保町 1071
	浅井北分団	浅井北分団車	屯所	高畑町 320-3
	浅井中分団	浅井中分団車	車庫	北ノ郷町 104-1
	浅井南分団	浅井南分団車	車庫	佐野町 181
	浅井東分団	浅井東分団車	車庫	野瀬町 1066-3
びわ方面隊	びわ南分団	びわ南分団車	屯所	川道町 2660-4
	びわ中分団	びわ中分団車	車庫	落合町 482
	びわ北分団	びわ北分団車	車庫	富田町 431-4
虎姫方面隊	虎姫分団	虎姫分団車	屯所	五村 63
湖北方面隊	朝日分団	朝日分団車	車庫	湖北町山本 1144-2
	速水分団	速水分団車	車庫	湖北町速水 2745
	小谷分団	小谷分団車	車庫	小谷丁野町 809
高月方面隊	富永分団	富永分団車	屯所	高月町井口 166
	高月分団	高月分団車	屯所	高月町高月 1173-2
	古保利分団	古保利分団	屯所	高月町東柳野 327
	七郷分団	七郷分団車	屯所	高月町東柳野 1720-2
木之本方面隊	杉野分団	杉野分団車	屯所	木之本町金居原 67-3
	高時分団	高時分団車	車庫	木之本町古橋 367
	木之本分団	木之本分団車	屯所	木之本町木之本 1461
	伊香具分団	伊香具分団車	屯所	木之本町西山 695-2
余呉方面隊	余呉分団	余呉分団 1 号車	屯所	余呉町中之郷 85
	余呉分団	余呉分団 2 号車	屯所	余呉町東野 230
西浅井方面隊	塩津分団	塩津分団車	屯所	西浅井町塩津浜 604
	永原分団	永原分団車	屯所	西浅井町大浦 2275-38
長浜市消防団		予備車	屯所	余呉町上丹生 2556

[防災関連施設位置図]



災害対策本部等組織

1. 警戒2号体制

防災危機管理監・副防災危機管理監

○防災危機管理課・防災員

○総務部各課室

○未来創造部各課室

○市民協働部各課室

○市民生活部各課

○健康福祉部各課室

○産業観光部各課室

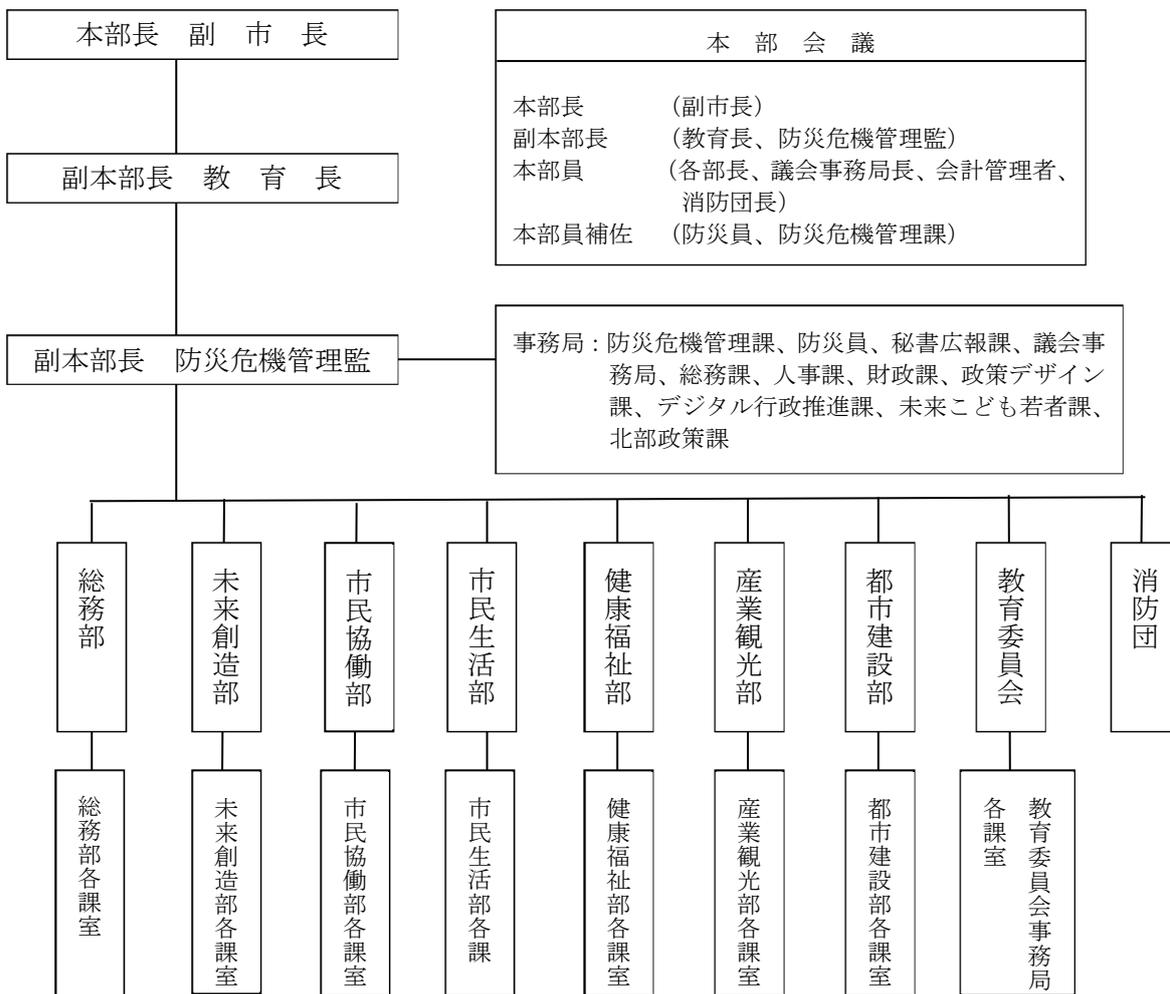
○都市建設部各課室

○教育委員会各課室

○その他の部局

姉川コミュニティ防災センター、議会事務局、会計課、監査事務局、農業委員会

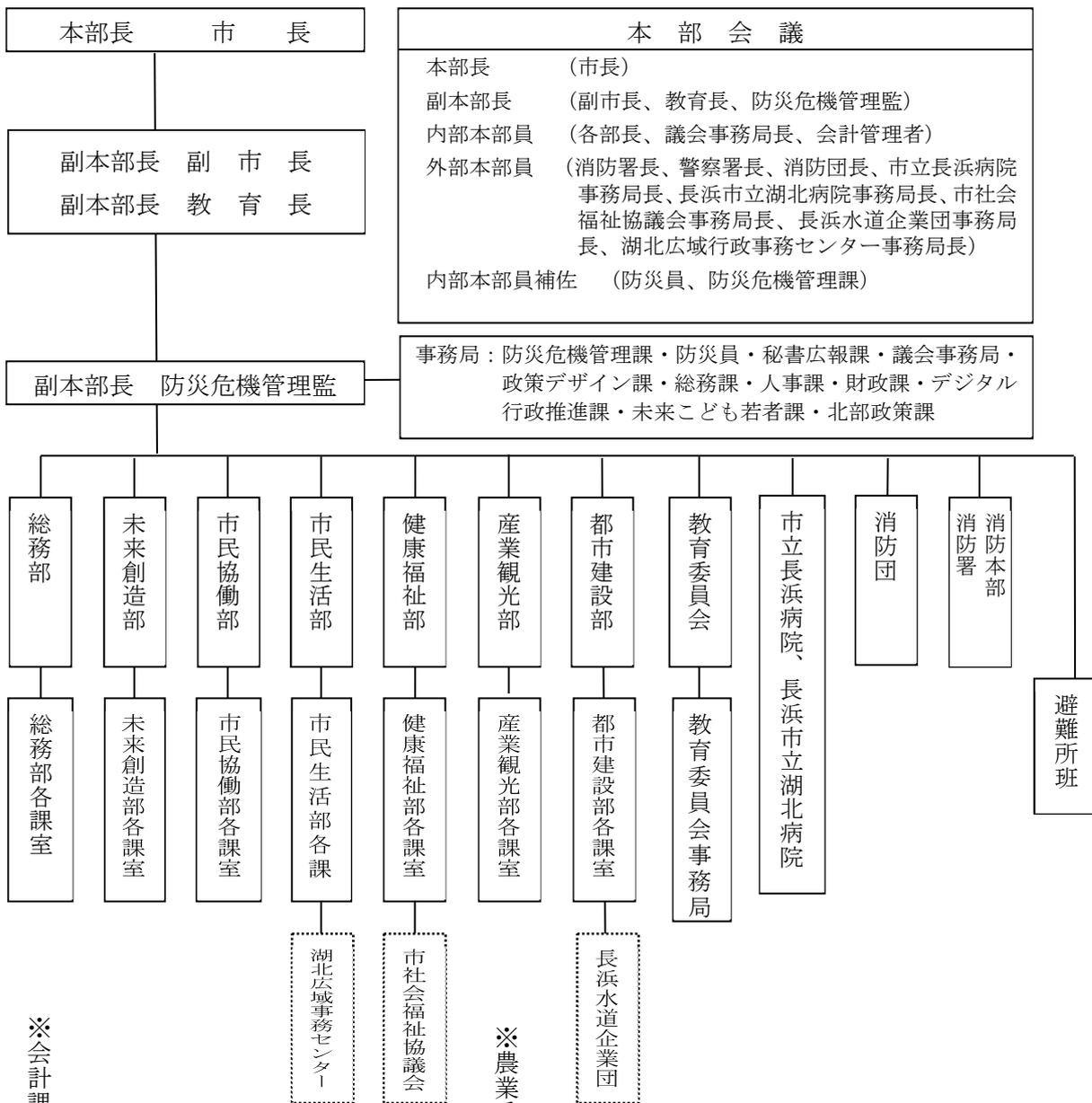
2. 災害警戒本部組織（風水害・原子力災害）



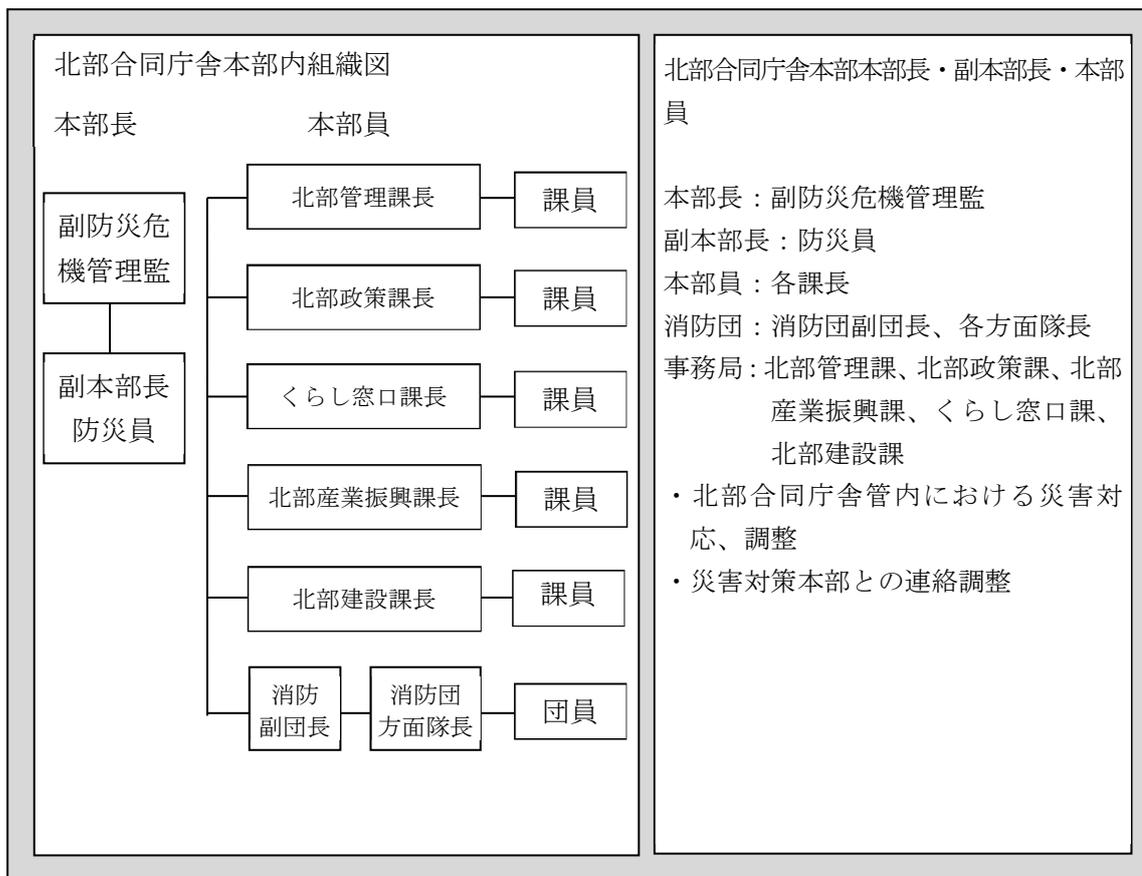
※会計課、監査委員事務局は総務部に含む

※農業委員会事務局は産業観光部に含む

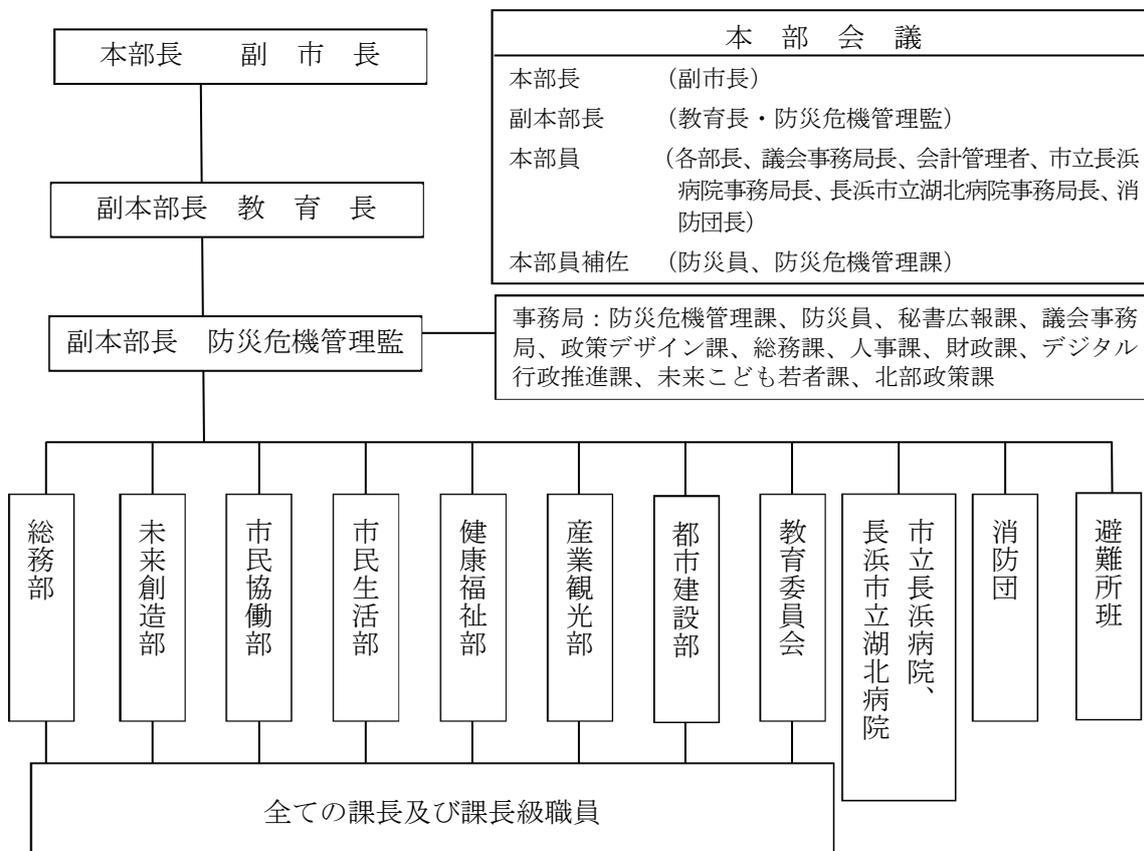
3. 災害対策本部組織



4. 北部合同庁舎の災害警戒・対策本部組織



5. 災害警戒本部組織（震災初動班）



その他

1. 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官
改正 平成 6 年 12 月 消防災第 279 号
平成 7 年 4 月 消防災第 83 号
平成 8 年 4 月 消防災第 59 号
平成 9 年 3 月 消防情第 51 号
平成 12 年 11 月 消防災第 98 号
消防情第 125 号
平成 15 年 3 月 消防災第 78 号
消防情第 56 号
平成 16 年 9 月 消防震第 66 号
平成 20 年 5 月 消防応第 69 号
平成 20 年 9 月 消防応第 166 号
平成 24 年 5 月 消防応第 111 号
平成 29 年 2 月 消防応第 11 号
平成 31 年 4 月 消防応第 28 号
令和元年 6 月 消防応第 12 号
令和 3 年 5 月 消防応 29 号
令和 5 年 5 月 消防応 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報

を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については

第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後

資料編

は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

資料編

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であつ

ても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又

資料編

は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

資料編

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読

み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、

他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

2. 災害報告取扱要領

〔 昭和 45 年 4 月 10 日
消防災第 246 号消防庁長官 〕
改正昭和 58 年 12 月 〔 消防総第 833 号
消防災第 279 号
消防救第 58 号 〕
昭和 59 年 10 月 消防災第 267 号
平成 6 年 12 月 消防災第 278 号
平成 8 年 4 月 消防災第 59 号
平成 13 年 6 月 〔 消防災第 101 号
消防情第 91 号 〕
平成 31 年 4 月消防庁第 28 号
令和 3 年 5 月消防庁第 29 号
令和 5 年 5 月消防庁第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作

等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
- (4) 「一部破壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

- (9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「被災者」とは、被災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額(被害見込額)を含んだ金額を記入する。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

資料編

- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

3. 滋賀県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱および滋賀県防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 要綱第20条に基づくヘリコプター保有機関との相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）による緊急運航については、第4から第6までおよび第7第2号、第3号の規定は、相互応援協定の定めるところによる。

3 航空法第81条の2（捜索または救助のための特例）の適用を受けることができる運航は、この要領に定める緊急運航に限る。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第16条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の全ての要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性

住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、生命、財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）

(3) 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できないか、または活動できない場合）

(緊急運航の基準)

第4 緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

防災ヘリコプターが救急現場等に出場し、救急隊等から引き継いだ傷病者を緊急に搬送する必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師または救急救命士が搭乗できる場合

イ 転院搬送

高次・専門医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

ウ 臓器搬送

資料編

移植医療を行うため、臓器を搬送する必要があると認められ、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な搬送方法がない場合

エ その他

緊急医療を行うため、医師、資機材等を搬送する必要がある等、特に防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 山岳救助・水難救助

山岳遭難および水難事故等において、災害が発生した市町等の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 中高層ビル等の火災における救助

中高層建築物の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

ウ 大規模災害等における救助

地震、台風、洪水等の自然災害、または航空機事故、列車事故、自動車専用道路等での大規模事故で、地上からの接近、救急車による収容、搬送が困難であると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上からの消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 上空偵察・情報収集

大規模火災等が発生し、または延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 人員・資機材の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において人員、資機材等の搬送手段がない場合または防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 上空偵察・情報収集

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資等の搬送

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料・衣料等の生活必需品、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められる場合

ウ 広報活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報および避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

- 第5 緊急運航（要綱第17条第1項第1号）にかかる要請は、協定に基づき、災害が発生した市町ならびに消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町においては、当該町長。以下「消防長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。
- 2 前項の要請は、防災危機管理局（以下「防災航空隊」という。）に対して電話で速報後、防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うものとする。
- 3 移植のための臓器搬送（要綱第16条第1項第1号エ）にかかる要請は、消防長等から要請が困難な場合、公益社団法人日本臓器移植ネットワークが防災航空隊に対して臓器搬送出場要請書（様式第2号）によりファクシミリまたは電子メールにて行うことができる。
- 4 消防長等は、第4の緊急運航の基準に該当すると予測される事案が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに防災航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

(緊急運航の決定)

- 第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況（移植のための臓器搬送については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）および臓器の緊急搬送について（平成11年2月23日付け消防球第45号消防庁救急救助課長通知の趣旨等）ならびに現場の気象状況等を確認の上、出場の可否を決定しなければならない。
- 2 運航責任者は、前項の結果を要請を行った者に回答するとともに、出場を決定した時は、直ちに航空消防活動指揮者に必要な指示をし、運航管理責任者に報告しなければならない。
- 3 航空消防活動指揮者は、出場の指示を受けた場合には、直ちに出場区域の地勢、飛行を予定する経路の気象等を踏まえた飛行計画を定め、運航責任者および航空消防活動従事者に対し、飛行計画の説明を行うとともに、出場体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

- 第7 緊急運航を要請した消防長等は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。
- (1) 離着陸場所の確保（散水等必要な措置を含む。）および安全対策
 - (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
 - (3) 空中消火基地の確保
 - (4) その他必要な事項

(報告等)

資料編

第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を災害等速報（様式第3号）またはその他の方法により、速やかに運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した消防長等は、災害等が収束した場合、その結果を要請した消防長等が定める様式（活動概要報告書等）により速やかに報告するものとする。

（滋賀県地域防災計画に基づく緊急運航）

第9 滋賀県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の準備体制以上の体制が発令された場合の情報収集および地域防災計画の災害応急活動に基づく緊急運航については、防災危機管理監の命により出場する。

2 この要領は、前項の緊急運航について準用する。

（その他）

第10 この要領の施行についての必要な事項は、別に定める。

（付 則）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

（付 則）

この要領は、平成11年11月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成12年5月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成13年6月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成17年1月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

（付 則）

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

4. 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）
 （平成 28 年 7 月 14 日付け 28 政統第 160 号一 1 政策統括官通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

第 10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

(イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式 4-23)により契約を締結する。

(2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式 4-23)により契約を締結するものとする。

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量 目	等級	数量 (キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

（現品の引渡し）

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（S B S方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業者」という。）に行わせるものとし、受託事業者が発行する引渡通知書（仮称）と、

乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

資料編

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第 12 条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

(1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合

(2) 第 9 条により契約を解除した場合。

(3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第 13 条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第 15 条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

(1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。

(2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。

(3) 甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。

(法令の補充適用)

第 16 条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第 18 条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官 印

乙 住所
氏名 印

5. 即報基準及び直接即報基準

(1) 即報基準

区分	事項	種別	基準
火災等即報	一般基準	火災 特定の事故	1) 死者3人以上生じたもの 2) 死者および負傷者の合計が10人以上生じたもの 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	火災	建物火災 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街または、準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4) 特定違反対象物の火災 5) 建物焼損延面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7) 損害額1億円以上と推定される火災
		林野火災	1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
		交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
		その他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
	危険物に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5) 河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故	
	原子力災害等	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
	その他の特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの、消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故	

資料編

区分	事項	種別	基準
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	

区分	基準		
救急救助事故即報	1) 死者5人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が5人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故		
武力攻撃災害等即報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		
災害即報	一般基準	1) 災害救助の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1つの都道府県における被害は、軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	地震	1) 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 洪水、浸水、河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること		

(2) 直接即報基準

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	危険物等に係る事故(石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) 1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取扱う施設の火災又は爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの、又は与えるおそれがあるもの 4) 危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの (ア) 海上又は河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力等災害	1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの(火災発生のおそれのあるものを含む。)及び放射性物質の漏えいがあったもの 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(火災発生のおそれのあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から通報があったもの 3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害等即報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	
災害即報	1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。) 2) 次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ウ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	

6. 災害救助法による救助の内容

(令和6年8月1日 内閣府防災(避難生活担当、被災者生活再建担当))

(1) - 1 避難所の設置

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 350円以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費	

(1) - 2 福祉避難所の設置

区分	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 350円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

(2) - 1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	1戸当たり平均 6,883,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(2) - 2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	半壊であっても、応急仮設住宅を提供する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議。 ○住宅の被害を受け、居住することが困難となっている者 ○水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型仮設住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(3) 炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり1,330円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

(4) 飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水※、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	※土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる

資料編

区分	一般基準	備考
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円

※ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) 医療及び助産①医療

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

(6) 医療及び助産②助産

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	

区分	一般基準	備考
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

(7) 被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日（72時間）以内	
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

(8) 住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり717,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	

(8) 住宅の応急修理「準半壊」

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延焼面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり348,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	

(8) -1 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上（相当）】

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり51,500円以	・特別基準の設定はなし ・ブルーシート、ロープ、土のうなど

資料編

	内	資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から10日以内に完了	

(9) 学用品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童 5,200円以内 中学校生徒 5,500円以内 高等学校等生徒 6,000円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具、通学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②a. ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ②b. 傘、靴、長靴等 ②c. 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

(10) 埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）：226,100円以内 小人（12歳未満）：180,800円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

(11) 死体の処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,600円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合：	②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費

	1体当たり5,700円以内 (注) ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担
救助期間	災害発生の日から10日以内	

(12) 障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 140,000円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

7. 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（原子力災害対策指針）

原子力災害対策指針（令和6年9月11日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり（一部記載を簡略化している）。

美浜発電所	1号機	(4) 原子炉の運転等のための施設
	2号機	(4) 原子炉の運転等のための施設
	3号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
大飯発電所	1号機	(4) 原子炉の運転等のための施設
	2号機	(4) 原子炉の運転等のための施設
	3号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
高浜発電所	1号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	2号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	3号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	4号機	(1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
敦賀発電所	1号機	(4) 原子炉の運転等のための施設
	2号機	(2) 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
もんじゅ		(3) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの
ふげん		(4) 原子炉の運転等のための施設

- (1) 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

資料編

(2) 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(省略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(省略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	(省略)

資料編

(3) 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 57 条第 1 項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 72 条第 1 項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 58 条第 1 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、5 分間以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上)継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉にあつては原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

(4) 原子炉の運転等のための施設（(1)から(4)までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するEAL (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(省略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	(省略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	(省略)